

# 2020 年度知的財産活動実態調査

The Survey on Intellectual Property-Related Activities in Korea 2020

本仮訳は、韓国特許庁で発表した「2020年度知的財産活動実態調査(2020年12月)」をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。

([https://www.kipo.go.kr/kpo/HtmlApp?c=3081&catmenu=m04\\_06\\_01\\_02](https://www.kipo.go.kr/kpo/HtmlApp?c=3081&catmenu=m04_06_01_02))

**【免責条項】** 本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

## 利用者のために

01. この報告書は韓国企業、大学・公共研究機関（以下、大学・公共（研））による知的財産活動の状況を把握するために、基準年度に産業財産権の出願及び登録実績がある企業及び大学・公共（研）を対象に2020年に実施した知的財産活動の調査結果を盛り込んでいます。
02. 報告書に盛り込まれた統計数値は、「知的財産活動を行う」企業及び大学・公共（研）の実態について調査したもので、別途の注釈がない限り、標本調査の結果を基に母数を推定（parameter estimates）した結果を示しています。
03. 統計数値は四捨五入をしているため、各項目の計と総計が一致しない場合もあり、複数回答項目は構成比の計が100を超える場合もあります。
04. この報告書で使われたすべての図と表の年度は、別途表示がない限り回答対象基準年度（2019年度）を意味する。すなわち、本報告書の統計は2020年度に施行した2019年度基準の調査結果となります。
05. 2020年の調査では多数の質問項目が変更又は削除され、標本設計方法が変更されているため、2019年までの調査結果と時系列での比較に断絶が生まれていることに留意してください。
06. 本報告書の統計を引用する際は必ず「2020年度知的財産活動実態調査」を明記するものの、知的財産活動を行わない一般的企業の状況に拡大して解釈することには注意が必要です。
07. この報告書は特許庁（<http://www.kipo.go.kr>）、又は韓国知識財産研究院（<http://www.kiip.re.kr>）ウェブサイトで、主な統計表は国家統計ポータル（<http://kosis.kr>）でダウンロードでき、お問い合わせは韓国知識財産研究院（02-2189-2627）にご連絡ください。

# CONTENTS

要約文	1
01 調査の概要	15
第1節 調査の目的及び沿革	15
1. 調査の目的	15
2. 調査の沿革	16
第2節 調査の対象	21
1. 母集団	21
2. 標本設計	24
第3節 調査の内容及び方法	31
1. 知的財産活動の定義	31
2. 調査質問項目設計	32
3. 調査期間及び方法	34
第4節 調査の結果及び推定	37
1. 調査の実施結果	37
2. 母数の推定	40
3. 主要変数の標準誤差及び相対標準誤差（企業部門）	43
第5節 用語の説明	50

02 企業の知的財産活動	55
第1節 知的財産のインフラ	56
1. 母集団の特性	56
2. 研究開発活動	56
3. 知的財産担当組織及び人材	57
4. 知的財産担当人材向けの職務教育	62
5. 知的財産関連活動費	64
第2節 知的財産の主要活動及び成果	67
1. 外部からの知的財産導入	67
2. 産業財産権の出願・登録	69
3. 職務発明の補償	71
4. 知的財産の移転	75
5. 営業秘密管理及び技術流出防止管理	77
6. 知的財産管理に対する政策需要	79
第3節 特許基盤の知的財産活動	82
1. R&D段階別の主要知的財産活動遂行	82
2. 技術取引機関、技術マーケティング企業との協力	85

03 大学及び公共研究機関の知的財産活動	88
第1節 知的財産のインフラ	89
1. 研究開発活動	89
2. 知的財産担当組織及び人材	90
3. 知的財産担当人材向けの職務教育	94
4. 知的財産関連の活動費	95
5. 大学における知的財産の講座	98
第2節 知的財産の主要活動及び成果	99
1. 産業財産権の出願・登録	99
2. 職務発明の補償	101
3. 知的財産の移転	103
4. 知的財産管理に対する政策需要	106
第3節 特許基盤の知的財産活動	107
1. R&D段階別の主要知的財産活動遂行	107
2. 技術取引機関、技術マーケティング会社との協力	108
付録	123
1. 業種と韓国標準産業分類表（KSIC）の対照表	123
2. 2019-2020年調査表の変更事項	125
3. 知的財産活動調査表	132

別添CD 知的財産活動調査統計表

## 表の一覧

[表 1.1]	知的財産活動調査の主要沿革	18
[表 1.2]	2020 年度知的財産活動調査の主要変更事項	20
[表 1.3]	調査母集団選定基準の変更内訳	22
[表 1.4]	標本抽出枠組み作成過程	23
[表 1.5]	年度別母集団の数	24
[表 1.6]	業種別企業類型別母集団の分布	25
[表 1.7]	業種別産業財産権の出願規模別母集団の分布	25
[表 1.8]	標本の大きさに伴う相対標準誤差	26
[表 1.9]	標本配分の結果	28
[表 1.10]	業種別、企業類型別、産業財産権の出願規模別母集団分布と標本配分の結果	30
[表 1.11]	大学・公共（研）の母集団の分布	30
[表 1.12]	知的財産活動の分類	32
[表 1.13]	知的財産活動実態調査の主要調査項目	33
[表 1.14]	アンケート調査の手続き及び方法	34
[表 1.15]	調査拒否、不誠実な回答、無回答に対する対処策	35
[表 1.16]	業種名、企業類型別、産業財産権の出願規模別企業回収状況	37
[表 1.17]	大学・公共（研）の回収状況	38
[表 1.18]	業種別、企業類型別、産業財産権の出願規模別目標標本に対する回収状況	38
[表 1.19]	企業類型別産業財産権の出願規模別回収状況	39
[表 1.20]	大学・公共（研）の機関類型別産業財産権の出願規模別回答機関の分布	39
[表 1.21]	最終適用加重値（企業）	40
[表 1.22]	最終適用加重値（大学・公共（研））	42
[表 1.23]	（標準誤差及び相対標準誤差）知的財産担当組織保有の有無	44
[表 1.24]	（標準誤差及び相対標準誤差）知的財産担当人材保有の有無	45
[表 1.25]	（標準誤差及び相対標準誤差）知的財産担当人材向けの職務教育実施の有無	46
[表 1.26]	（標準誤差及び相対標準誤差）知的財産サービス利用の有無	47
[表 1.27]	（標準誤差及び相対標準誤差）知的財産の導入及び移転実績の有無	48
[表 1.28]	（標準誤差及び相対標準誤差）海外特許出願及び登録実績の有無	49
[表 1.29]	知的財産サービス産業の特殊分類体系	51
[表 2.1]	企業形態及び輸出活動の有無に伴う企業母集団の分布	56
[表 2.2]	企業母集団の研究開発インフラ及び投資状況	57
[表 2.3]	知的財産専門担当人材の需要及び採用計画	62
[表 2.4]	知的財産担当人材向けの職務教育実施を望む場合、扱わなければならない内容	63

[表 2.5] 知的財産の出願・審査・維持費用	64
[表 2.6] 知的財産サービスの利用状況	65
[表 2.7] 産業財産権の国内出願増減に及ぼす要因	70
[表 2.8] 職務発明補償金の支給状況（発明申告・出願・登録補償）	73
[表 2.9] 職務発明補償金の支給状況（実施・処分補償）	74
[表 2.10] 企業が保有する特許の活用状況	76
[表 2.11] 国内企業による効果的な知的財産創出のための政策支援の必要性	80
[表 2.12] 国内企業による効果的な知的財産保護のための政策支援の必要性	80
[表 2.13] 直近3年間の国内外の技術取引システムの活用度	87
[表 3.1] 大学・公共（研）母集団の研究開発インフラ及び投資状況	89
[表 3.2] 知的財産専門担当人材の採用計画	93
[表 3.3] 職務教育実施を望む場合、扱うべき内容	94
[表 3.4] 知的財産の出願・審査・維持費用	96
[表 3.5] 知的財産サービスの利用状況	97
[表 3.6] 知的財産関連講座を開設した大学の状況	98
[表 3.7] 産業財産権の国内出願増減に及ぼす要因	101
[表 3.8] 職務発明に対する非金銭的補償（業績評価など）の実施率	104
[表 3.9] 職務発明補償金の支給状況（発明申告・出願・登録補償）	105
[表 3.10] 職務発明補償金の支給状況（実施・処分補償）	106
[表 3.11] 知的財産の有償実施許与、又は売買契約の成果	108
[表 3.12] 大学・公共（研）が保有する国内特許の活用状況	110
[表 3.13] 効果的な知的財産保護のための政策支援の必要性	112
[表 3.14] 直近3年間の国内外の技術取引システムの活用度	120



## 図の一覧

[図 1. 1] 知的財産活動調査の目的	16
[図 2. 1] 知的財産担当組織の保有状況	58
[図 2. 2] 知的財産担当組織総括者の職位	58
[図 2. 3] 知的財産担当人材の保有状況	59
[図 2. 4] 各企業が保有する知的財産担当人材としての弁理士	60
[図 2. 5] 知的財産担当人材の構成割合	60
[図 2. 6] 業務別知的財産担当人材の遂行状況	61
[図 2. 7] 知的財産担当人材向けの職務教育の状況	62
[図 2. 8] 知的財産専門担当者育成のために政府が推進しなければならない課題	63
[図 2. 9] 知的財産サービス提供機関別の利用率	65
[図 2. 10] 知的財産サービスを利用しない理由	66
[図 2. 11] 国内外の知的財産導入企業の割合及び平均導入件数	67
[図 2. 12] 国内知的財産を導入した企業の類型別導入件数	68
[図 2. 13] 知的財産を導入した企業の導入経路に伴う実績	68
[図 2. 14] 産業財産権の海外出願及び登録企業の割合	69
[図 2. 15] 企業類型別特許権の海外出願及び登録の割合	69
[図 2. 16] 職務発明補償規定の保有率	71
[図 2. 17] 職務発明補償規定保有企業の発明申告・特許出願・登録に対する補償規定の保有率	72
[図 2. 18] 職務発明補償規定の保有企業における実施・処分に対する補償規定の保有率	73
[図 2. 19] 知的財産の売却・移転の状況	75
[図 2. 20] 知的財産の売却・移転の類型に伴う実績	76
[図 2. 21] 営業秘密管理及び技術流出防止指針の保有及び遵守状況	77
[図 2. 22] 営業秘密管理及び技術流出防止のための人的管理	78
[図 2. 23] 営業秘密管理及び技術流出防止のための物的管理	78
[図 2. 24] 国内の知的財産保護水準に対する意見	79
[図 2. 25] 知的財産の活用（移転、又は事業化）における隘路事項	81
[図 2. 26] 先行特許（技術）調査の遂行状況及び遂行人材	83
[図 2. 27] 職務発明継承の通知状況	83
[図 2. 28] 保有知的財産権に対する実態調査の遂行状況及び遂行人材	84
[図 2. 29] 直近3年間の技術取引機関への業務依頼及び締結状況	85
[図 2. 30] 技術取引機関などに業務を依頼した場合、費用支給の主要方法	86

[図 3.1] 知的財産担当組織の保有状況	90
[図 3.2] 知的財産担当人材の保有状況	91
[図 3.3] 知的財産担当人材のうち弁理士の保有状況	91
[図 3.4] 知的財産担当人材の構成比率	92
[図 3.5] 知的財産担当者の主要業務別遂行比率	92
[図 3.6] 知的財産担当人材向けの職務教育状況	94
[図 3.7] 知的財産専門人材の育成のために推進すべき政府課題	95
[図 3.8] 知的財産サービス提供機関別の利用率	98
[図 3.9] 産業財産権の海外出願及び登録機関の比重	99
[図 3.10] 機関類型別特許権の海外出願及び登録機関の比重	100
[図 3.11] 発明申告・特許出願・登録に対する補償規定の保有率	102
[図 3.12] 実施・処分に対する補償規定の保有率	103
[図 3.13] 国内外の知的財産の売却・移転の実績	104
[図 3.14] 国内における知的財産の売却・移転の類型に伴う実績	108
[図 3.15] 保有産業財産権（国内外の特許及びデザイン権）の活用状況	109
[図 3.16] 保有産業財産権を活用した R&D の受注状況	111
[図 3.17] 現在の国内の知的財産保護水準に対する認識	112
[図 3.18] 知的財産の活用（移転又は事業化）の際の隘路事項	113
[図 3.19] 先行特許（技術）調査の遂行状況及び遂行人材	115
[図 3.20] 機関レベルの先行特許（技術）調査支援の有無	116
[図 3.21] 産業財産権の出願などの前に発明審議（出願前審査）の遂行状況及び遂行人材	116
[図 3.22] 発明申告に対する公式的/非公式的権利保護の比率	117
[図 3.23] 保有知的財産権に対する実態調査の遂行状況及び遂行人材	118
[図 3.24] 直近 3 年間の技術取引機関への業務依頼及び締結状況	119
[図 3.25] 技術取引機関などに業務を依頼した場合、費用支給の主要方法	120

2020 年度

## 知的財産活動実態調査

The Survey on Intellectual Property-Related Activities  
in Korea 2020

# 要約文

# I. 調査の概要

## 1. 必要性及び目的

- 本調査は韓国企業及び大学・公共（研）の知的財産活動状況を把握することで競争力強化に役立つことができる課題を発掘し、これを知的財産政策の策定に反映し、企業及び大学・公共（研）の効果的な知的財産活動を支援するためである。
- ・ 企業及び大学・公共（研）の合理的な意思決定を支援できる信頼性のある統計を生成
- ・ 国家知的財産活動全般に対する有意義な診断及び評価により、総合的な知的財産統計を提供し、知的財産政策の策定を支援し、産業競争力の強化に貢献

## 2. 法的根拠

- 統計法第 18 条（統計作成の承認）に基づく国家承認統計（第 138002 号、「知的財産活動調査」）
- 知識財産基本法第 31 条（知的財産情報の収集・分析及び提供）及び発明振興法第 20 条の 6（産業財産権活動などに対する実態調査）、発明振興法施行令第 8 条の 5（産業財産権活動などに対する実態調査）に基づき、企業及び大学・公共（研）などを対象に「知的財産活動実態調査」を実施

## 3. 調査期間及び方法

- 調査基準時点：2019.12.31（人材、組織など一部の質問項目の場合、現時点を基準）
- 調査実施期間：2020.7.1- 2020.9.30（3 ヶ月）
- 調査方法：電子メール、FAX などを通じた調査表の回収

#### 4. 調査の範囲及び対象

- 目標母集団：知的財産活動をする企業及び大学・公共（研）
- 調査母集団：韓国特許庁に特許、実用新案、デザイン、商標を2件以上出願（2017-2018年）し、1件以上登録（2015-2019年）した韓国企業及び大学・公共（研）を対象とする。

（単位：ヶ所）

	母集団の数	企業	大学及び公共（研）
2007年	10,202	10,050	152
2008年	11,470	11,292	178
2009年	11,987	11,792	195
2010年	13,392	13,165	227
2011年	17,440	17,220	220
2012年	18,656	18,418	238
2013年	20,795	20,566	229
2014年	20,799	20,569	230
2015年	25,415	25,166	249
2016年	26,199	25,947	252
2017年	29,660	29,407	253
2018年	31,609	31,336	273
2019年	31,623	31,365	258
<b>2020年</b>	<b>33,739</b>	<b>33,483</b>	<b>256</b>

- 調査規模（標本抽出）：本調査は企業と大学・公共（研）を区別して実施するものの、企業の場合、業種、企業類型、産業財産権出願規模により99の集団に層化した後、系統抽出して標本調査を進める。
  - ・ 企業：業種（11）、企業類型（3）、産業財産権出願規模（3）を基準として99の集団に層化して出願規模により系統抽出して標本を配分
    - 調査期間及び予算を考慮して標本を1,500に設定（目標相対標準誤差：±2.15%前後）
    - 標本配分は「産業財産権出願件数」を設計変数にしたネイマン配分法を適用する
  - ・ 大学及び公共（研）：機関類型、産業財産権出願規模に関係なく全数調査を実施（256）

## 5. 調査項目

- 知的財産活動のインフラ（投入要素など）領域と、知的財産の主要活動（知的財産の創出・保護・活用など）、特許基盤の知的財産活動に関する事項に区別する。
  - ・ 企業については 35 の質問項目、大学・公共（研）については 30 の質問項目
  - ・ 「特許基盤の知的財産活動」質問項目は特許・実用新案の出願実績（2 年間 2 件以上）のある企業及び大学・公共（研）のみ回答

分類	主要調査項目	
	企業	大学・公共（研）
知的財産 インフラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業類型に伴う会社形態</li> <li>・ 労働者数、売上高、輸出の状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (大学) 知的財産関連講座開設</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究開発人材及び研究開発費</li> <li>・ 知的財産担当組織及び人材、業務内容</li> <li>・ 知的財産担当人材向けの職務教育</li> <li>・ 知的財産関連活動費（出願・審査・維持費用、サービス費用）</li> </ul>	
知的財産の 主要活動 及び成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部からの知的財産の導入方向と戦略</li> <li>・ 営業秘密管理及び技術流出防止管理状況</li> </ul>	-
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業財産権の海外出願・登録</li> <li>・ 職務発明補償</li> <li>・ 知的財産の移転及び活用状況など</li> <li>・ 知的財産管理に対する政策需要</li> </ul>	
特許基盤の 知的財産活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特許基盤の主な活動遂行状況</li> <li>・ 技術取引機関、技術マーケティング会社との協力</li> </ul>	

## 6. 調査結果

### ■ 回収率<sup>1</sup>

- ・ 企業：100.7%（目標標本 1,500 個に対して 1,510 個を回収）
- ・ 大学・公共（研）：87.5%（母集団 256 個に対して 224 個を回収）

### ■ 標本誤差（企業）：95%信頼水準に±2.46%

- ・ 標本誤差の推定式： $1.96 \times \sqrt{((1 - (n/N)) \times (P(1-P)/n))}$

※ n は標本数、N は母集団の数であり、P は（最大許容誤差）の母比率である。

<sup>1</sup> 2018 年の調査までは抽出した標本のうち、倒産や廃業、欠番などにより発生した標本損失を除く有効標本を精製し、有効標本のうち事前拒絶を除く企業から回答した業者数を基準として回答率を算出した。しかし、統計庁の回答率算出指針に従い 2019 年の調査からは「目標標本数対比回答標本数」を基準として回収率を算出する。

## ■ 母数推定 (Parameter Estimates)

- ・ 企業の場合、層化した各集団（業種×企業類型×産業財産権の出願規模による 99 層）の母集団加重値を利用して母集団に対する推定結果を提示
  - ただし、「特許基盤の知的財産活動」質問項目は特許・実用新案の出願企業のみ回答し、特許・実用新案の出願企業（2017-2018 年に 2 件以上）の母集団分布から加重値を新しく導き出して適用する。
- ・ 全数調査である大学・公共（研）の場合も回答率を調整するために加重値（機関類型×産業財産権出願規模に伴う 12 層）を利用して母数を推定する。
  - 同様に、「特許基盤の知的財産活動」質問項目は特許・実用新案出願機関のみ回答するようにし、特許・実用新案出願機関（2017-2018 年に 2 件以上）の母集団分布から加重値を新しく導き出して適用する。

## 7. 統計作成沿革

- 2006 年：統計承認後、特許・実用新案の出願企業を対象に実態調査
- 2007 年：調査の対象を企業→大学・公共（研）に拡大
  - ・ 知的財産活動段階別に先行活動に対する質問項目などを細分化
- 2011 年：調査母集団の範囲及び調査領域を拡大（特許・実用新案の出願→産業財産権の出願・登録）、知識財産基本法に基づく法的根拠を追加
  - ・ 貿易委員会の「知的財産権侵害実態調査」と統合
- 2012-14 年：知的財産の範囲及び需要により調査項目を修正するなど改善活動を展開
- 2015 年：調査の信頼性向上のための標本設計の精巧化及び調査表改善、報告書の活用度向上及び主要結果の分析強化
- 2016 年：調査項目から侵害及び紛争に関連する一部項目\*を除く
  - \* 2016 年度貿易委員会の「知的財産権侵害実態調査」課題の中断により侵害及び紛争関連調査項目を除く
- 2017 年：結果の検証体系及び調査管理の強化による調査の信頼性向上
- 2018 年：回答者の利便性増大のための調査項目の簡素化及び母数推定の信頼性を向上させるために標本抽出方式を変更（任意抽出→系統抽出）
- 2019 年：調査表の簡素化（60 余り質問項目→ 50 余り質問項目）、回答対象の特性に合うように調査表を再構成（「特許基盤の知的財産活動」質問項目は特許・実用新案を出願しない機関は回答しないように特許活動に関する質問項目を分離）
- 2020 年：類似質問項目の削除など、調査表の簡素化（50 余り質問項目→ 30 余り質問項目）、企業の標本設計方式及び標本規模変更（業種別産業財産権の出願規模に伴う系統抽出→業種別、企業類型別、産業財産権の出願規模に伴う系統抽出）



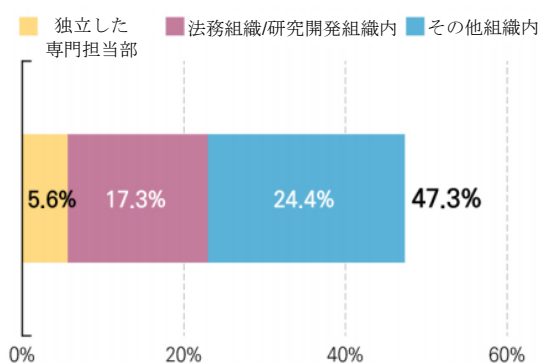
## II. 主要調査結果

### 1. 企業

#### 知的財産活動のためのインフラ

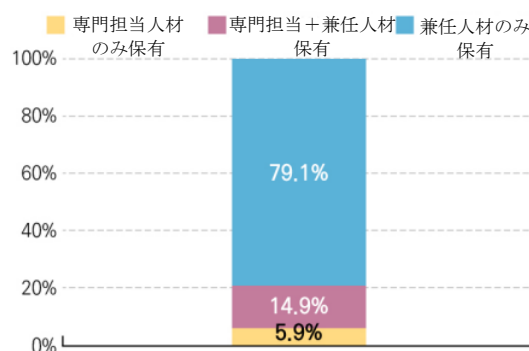
##### ■ 知的財産担当組織

- 企業の47.3%が知的財産担当組織を保有しており、独立した専門担当部の形態で保有する割合は5.6%



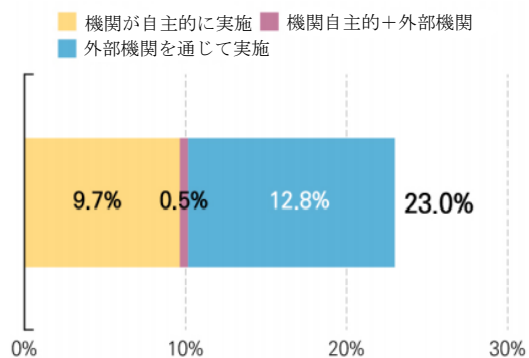
##### ■ 知的財産専門担当人材

- 知的財産専門担当人材を保有する企業の割合は20.8%



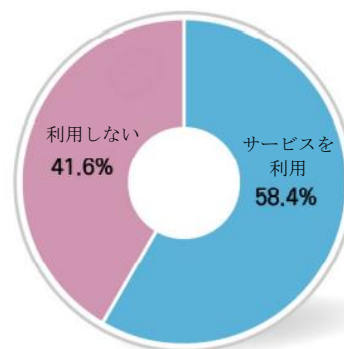
##### ■ 知的財産職務教育

- 知的財産教育を実施した割合は23.0%



##### ■ 知的財産サービス利用

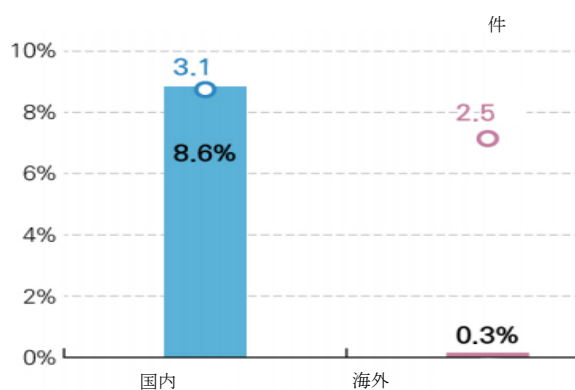
- 外部機関から知的財産サービスを利用した割合は58.4%



## 知的財産の主要活動及び成果

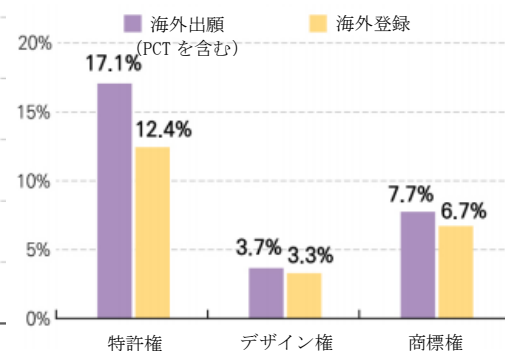
### ■ 外部知的財産の導入

- 国内で知的財産を1件以上導入した企業は8.6%（平均3.1件）、海外から導入した企業は0.3%（2.5件）



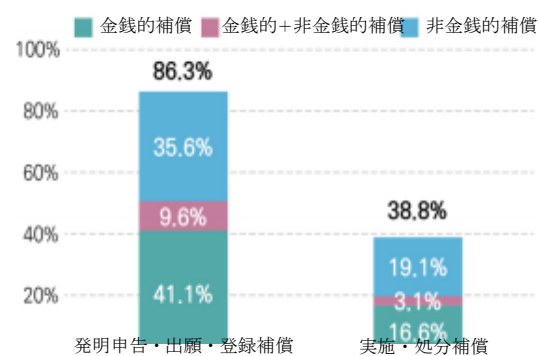
### ■ 産業財産権海外出願

- 海外特許を1件以上出願した企業は17.1%、登録した企業は12.4%
- デザイン権及び商標を海外出願した企業はそれぞれ3.7%と7.7%



### ■ 職務発明補償<sup>2</sup>

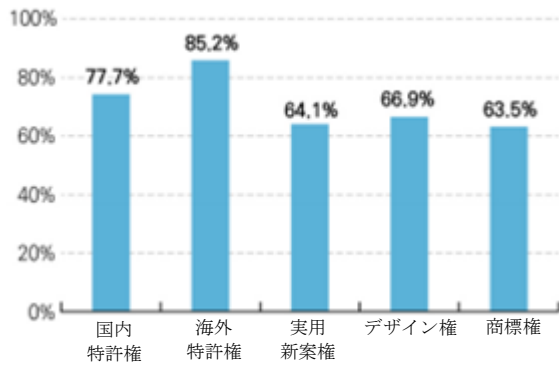
- 特許・実用新案・デザイン出願企業のうち、職務発明補償規定の保有率は39.2%
- 補償の種類別に、発明申告・出願・登録時の補償割合は86.3%、実施・処分時の補償割合は38.8%（職務発明補償規定基準）



注) 特許・実用新案・デザイン出願企業のうち規定保有企業

<sup>2</sup> 「職務発明継承及び補償」関連質問項目は2018年「特許基盤の知的財産活動」領域で2019年「知的財産の主要活動及び成果」に移動し、全体母集団の推定値を基準として結果を提供したが、2020年以降は職務発明の知的財産権の範囲に含まれる特許・実用新案・デザインを2年間2件以上出願した企業（19,073）に限定して母数推定値を算出することに変更

### ■ 産業財産権の活用率



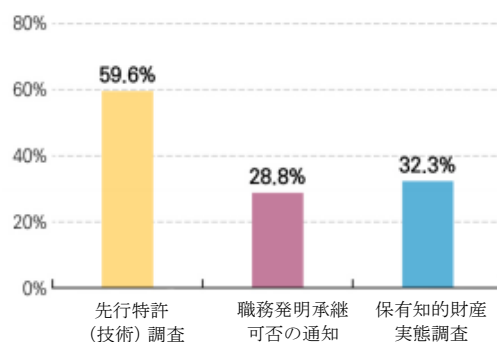
- ・ 企業が保有する産業財産権の活用率は国内特許権 77.7%、海外特許権 85.2%、実用新案権 64.1%、デザイン権 66.9%、商標権 63.5%と、商標権の活用率が最も低い。

注) 母数推定値 (回答時点基準、企業が保有する産業財産権のうち活用件数の割合)

### 特許基盤の知的財産活動<sup>3</sup>

#### ■ R&D 段階別知的財産関連活動遂行

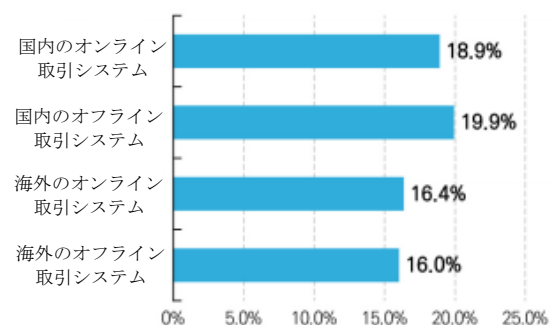
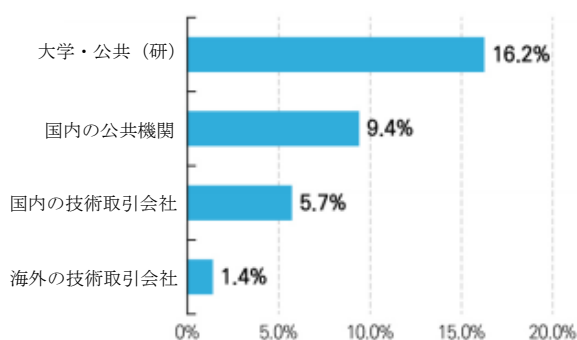
- ・ R&D の企画及び遂行時、先行特許（技術）調査を遂行する企業の割合は 59.6%
- ・ R&D 成果創出段階で職務発明継承可否について審査後、通知したり自動継承する割合は 28.8%
- ・ R&D 成果管理のために保有知的財産権実態調査を遂行する企業の割合は 32.3%



注) 特許・実用新案の出願企業の遂行割合

#### ■ 技術取引機関、技術マーケティング会社と協力

- ・ 直近3年間、技術取引及びマーケティングのために企業又は技術取引機関などに業務を依頼したり業務提携を締結した割合
- ・ オン・オフライン技術取引システムの活用度は国内のオフライン取引システムを 19.9%、国内のオンライン取引システム/DB を 18.9%活用する。



注) 特許・実用新案の出願企業の母数推定値

注) 特許・実用新案の出願企業の母数推定値

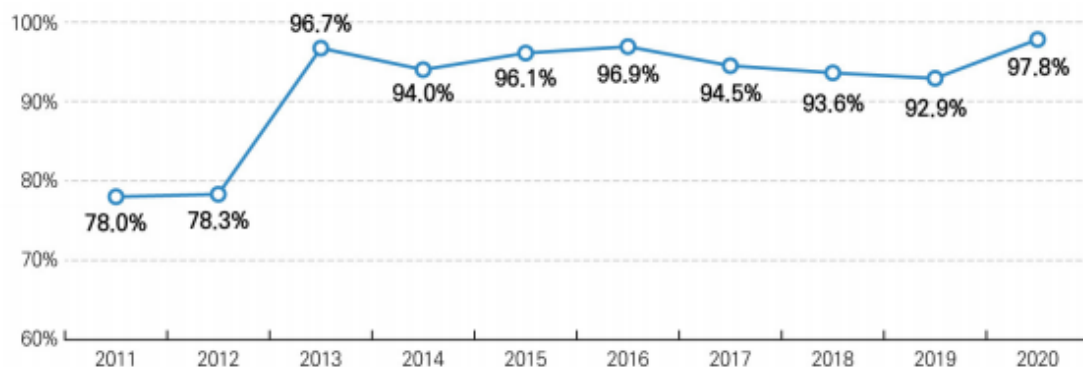
<sup>3</sup> 「特許基盤の知的財産活動」は回答対象が特許と実用新案を2件以上を出願した企業に限られ、全体母集団(33,483)のうち特許・実用新案出願企業(16,769)に対する母集団を別途で推定する。

## 2. 大学・公共（研）

### 知的財産活動のためのインフラ

#### ■ 知的財産担当組織

- ・ 知的財産関連業務を遂行する組織を保有する 大学・公共（研）の割合は 97.8%



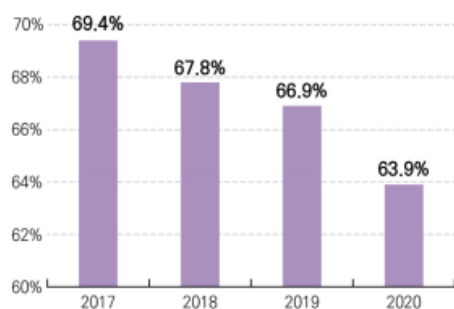
#### ■ 知的財産担当人材

- ・ 知的財産専門担当人材を保有する大学・公共（研）の割合は 45.8%と前年比、小幅減少



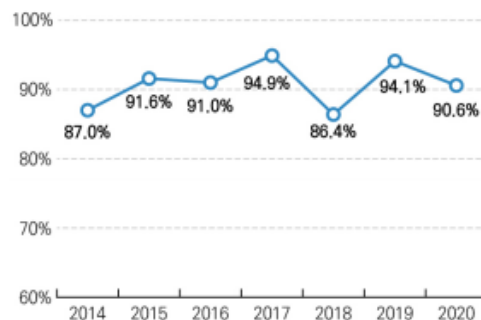
#### ■ 知的財産職務教育

- ・ 知的財産教育の実施率は 63.9%と、4年間で減少傾向



#### ■ 知的財産サービス

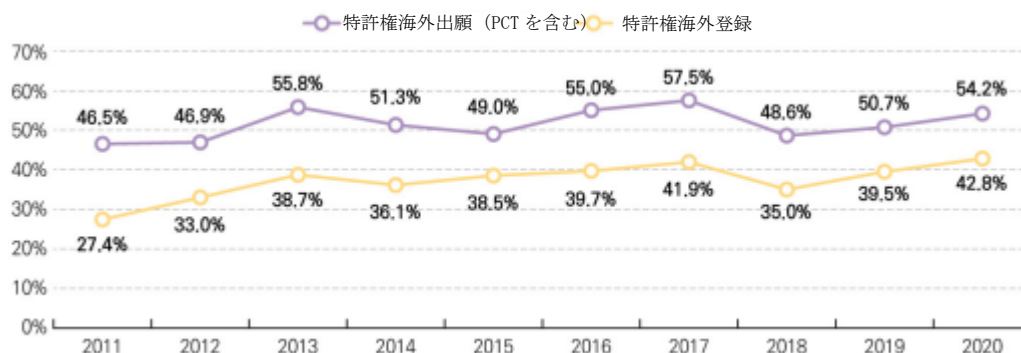
- ・ 外部からの知的財産サービスの利用率は 90.6%と前年比、小幅減少



## 知的財産の主要活動及び成果

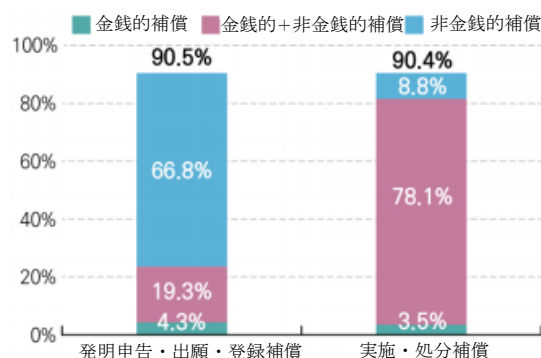
### ■ 産業財産権の海外出願

- ・ 特許権を海外に出願した大学・公共（研）の割合は 54.2%、登録した割合は 42.8%



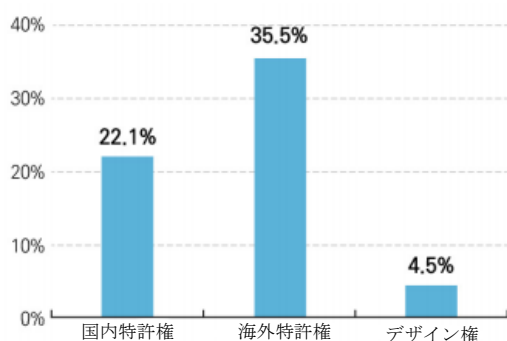
### ■ 職務発明補償類型別補償の有無（規定基準）<sup>4</sup>

- ・ 発明申告・出願・登録補償の実施率は 90.5%、実施・処分補償の実施率は 90.4%で、大学・公共（研）の多くが職務発明補償実施規定を保有
- ・ 発明申告・出願・登録時に比べ、実施・処分時の金銭的補償の割合がさらに高い。



### ■ 産業財産権の活用率

- ・ 産業財産権類型別活用率



- ・ 国内保有特許の活用率の推移



注) 母数推定値（回答時点基準、大学・公共（研）が保有する産業財産権のうち活用件数の割合）

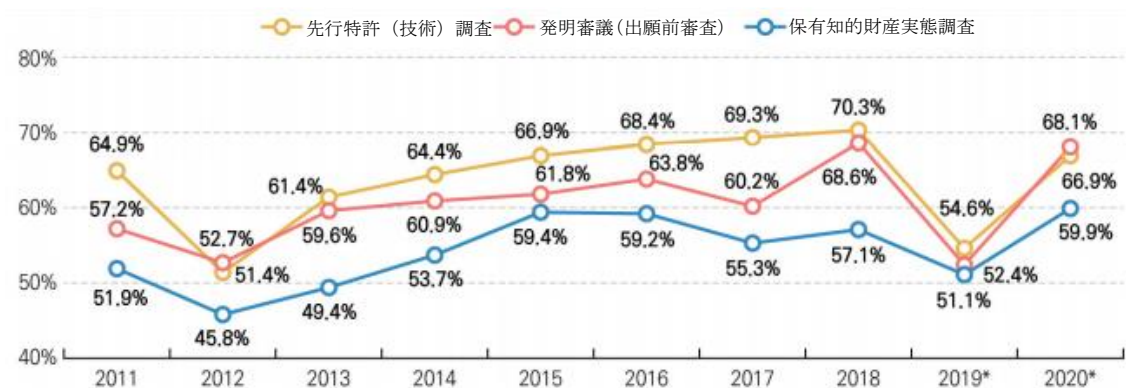
注) 2020年から母数推定値基準に公表方式を変更

<sup>4</sup> 大学・公共（研）の場合、全体母集団のうち特許・実用新案・デザインを2年間2件以上を出願した割合が98.8%で、企業の場合のように特許・実用新案・デザイン出願機関の母集団に限らず、全体母集団推定値を基準として統計を算出する。

特許基盤の知的財産活動<sup>5</sup>

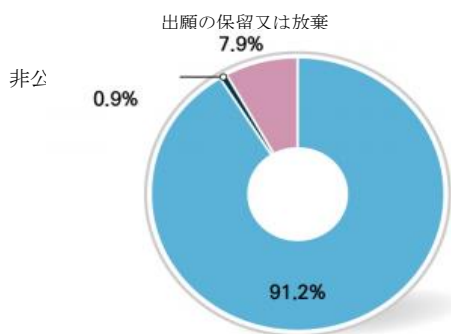
■ R&D 段階別知的財産の主要活動遂行

- ・ R&D の企画及び遂行時、先行特許（技術）調査を遂行した割合は 66.9%
- ・ R&D の成果創出時、発明審議（出願前審査）を遂行した割合は 68.1%
- ・ R&D の成果管理のために保有知的財産権に対する実態調査を遂行した割合は 59.9%



■ 産業財産権の出願など、研究成果物の保護戦略

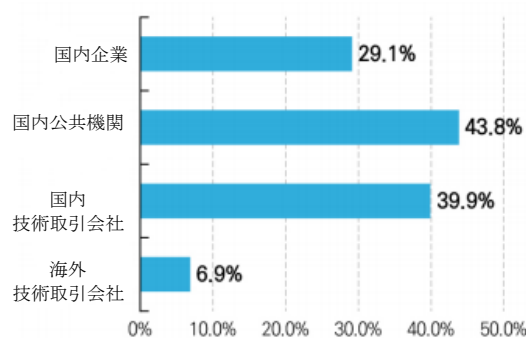
- ・ 研究開発成果のうち産業財産権の出願など公式的権利保護手続きを進めた割合は 91.2%



注) 全体発明申告件数を 100%とした時、公式的権利保護（産業財産権の出願）、非公式的権利保護（営業秘密・ノウハウなどとして管理）、出願の保留又は放棄などで進めた割合（特許・実用新案出願機関の母集団推定値）

■ 技術取引機関、技術マーケティング会社と協力

- ・ 直近 3 年間技術取引及びマーケティングのために企業、又は技術取引機関などに業務を依頼したり業務提携を締結した割合



注) 特許・実用新案出願機関の母数推定値

<sup>5</sup> 「特許基盤の知的財産活動」は回答対象が特許と実用新案を 2 件以上を出願した機関に限られ、全体母集団（256）のうち特許・実用新案出願機関（253）に対する母集団を別途で推定する。

2020 年度

## 知的財産活動実態調査

The Survey on Intellectual Property-Related Activities  
in Korea 2020



# 1. 調査の概要

第1節 調査の目的及び沿革

第2節 調査の対象

第3節 調査の内容及び方法

第4節 調査の結果及び推定

第5節 用語の説明

# 1. 調査の概要

## 第1節 調査の目的及び沿革

### 1. 調査の目的

企業や大学・公共（研）が知的財産に関連する意思決定や未来戦略を策定する上で、知的財産関連の統計は合理的判断の根拠を提供する手段であり、政府・政策研究機関など多様な需要階層で活用できる。そこで、この調査は国内の企業と大学・公共（研）の知的財産活動及びインフラなどの情報について総合的に測定・分析するために実施しており、細部目的は次のとおりである。

第一、国内の企業と大学・公共（研）による知的財産の創出、権利化及び保護、活用状況について調査・分析し、信頼できる統計情報を提供する。

第二、知的財産活動の主要項目に対する年度別比較を行い、国内の知的財産活動のトレンドを分析するなど、企業及び大学・公共（研）の合理的な意思決定を支援する。

第三、国の知的財産活動全般に対する有意味な診断・評価を行い、効果的な知的財産政策の策定を支援し、産業競争力の強化に寄与する。

本調査は2006年に統計庁から承認された国家承認統計（第138002号）であり、特に企業<sup>6</sup>の知的財産活動全般に対して把握できる唯一の資料としてその重要性が強調される統計調査である。

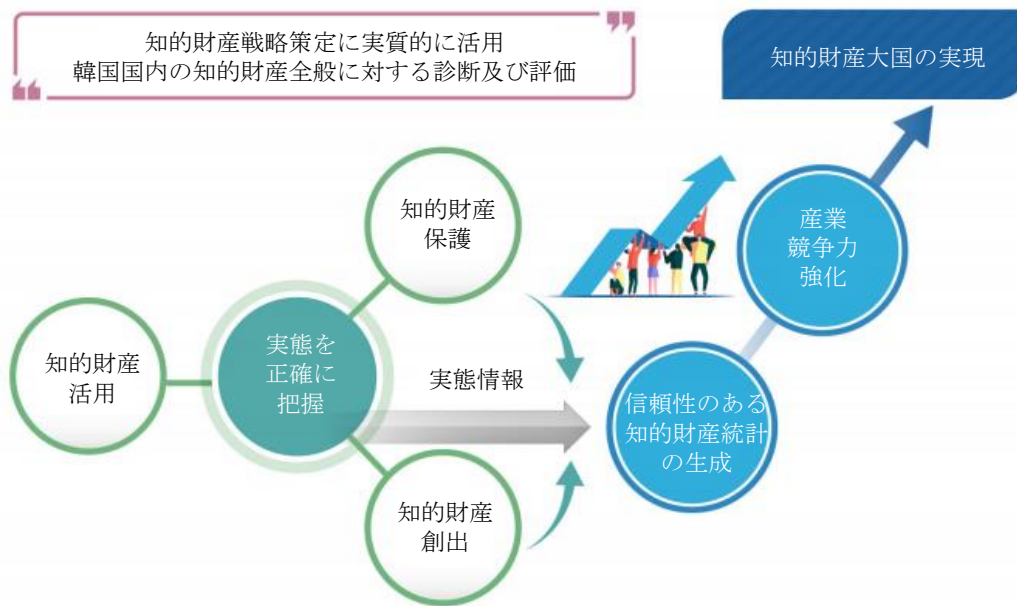
---

<sup>6</sup> 大学・公共（研）を対象とする国内の類似統計では技術移転・事業化実態調査（産業通商資源部）、大学産学協力活動調査（教育科学技術部）などがある。しかし、知的財産活動調査は知的財産活動を遂行する韓国の企業及び大学・公共（研）を対象を限定し、知的財産関連インフラ、知的財産の主要成果及び活動、特許基盤活動など知的財産関連の諸状況について調査するもので、上記の調査とはその対象及び内容が明確に区別される。

- 「技術移転・事業化実態調査」は公共研究機関を対象に技術移転及び事業化状況に対する実態把握のために関連インフラ及び規模、成果などを調査し、技術移転及び事業化政策のための基礎資料として活用

- 「大学産学協力活動調査」は大学産学協力団の運営、インフラ、教育、知的財産権及び技術事業化の状況、起業教育及び支援などを調査し、産学協力基盤構築及び活性化のための基礎資料として活用

[図1.1] 知的財産活動調査の目的



## 2. 調査の沿革

2006年に始まった「企業の知的財産活動調査」は研究開発を活発に行う「国内企業（基準年度に1件以上の特許、又は実用新案を出願）」を対象に実施された。調査の対象を企業に限定したのは、調査を実施した当時、韓国人による特許出願は企業が主導していた一方、大学・公共（研）に比べて企業を対象にした知的財産部門の調査統計があまりなかったためである。また、特許又は実用新案の出願件数を基準に調査の母集団を設定したのは、特許出願件数が研究開発費の規模と密接な関係があるため、出願規模により調査の対象企業を選定することが企業の全般的な知的財産活動状況を理解する上で効果的だと判断したためである。

2007年には2006年度の調査結果を基に調査質問項目の一部を修正し、知的財産活動の各段階の先行活動に対する質問項目を細分化し、知的財産活動実態調査の統計的な安定性（stability）と妥当性（validity）を強化するための改善が行われた。また、知識の創出及び拡散を先導する公共研究機関（大学を含む）の重要性を考慮して調査の対象を従来の企業から大学・公共（研）に拡大した<sup>7</sup>。

2008年度には、回答者が答えやすく、情報の活用度向上が期待できると判断された項目を中心に、回答方式及び調査質問項目を一部修正し、改編（2008年7月承認統計変更）した。

<sup>7</sup> これにより、統計名称も「企業の知的財産活動調査」から「知的財産活動調査」（The Survey of Intellectual Property -Related Activities、承認番号第 138002 号）に変更

したがって、2007年度の知的財産活動調査の結果と比較し利用する際は、調査の回答方式と質問項目の変更に伴う差を認識して用いなければならない。2009年度の調査では実態調査結果の活用度を高めるために一部、あまりタイムリーではない質問項目を削除し、実態調査質問項目に対する企業と政策需要を調査・反映した（2009年7月承認統計変更）。

また、知的財産に関連する類似調査の重複実施による企業、大学・公共（研）の回答負担を軽減し、より踏み込んだ調査を行うために、2011年度には貿易委員会では毎年実施する「知的財産権侵害実態調査」を統合することで、知的財産の創出、保護、活用及び侵害に関連する最も広範囲な調査としての体系を整えた。2012年には知的財産活動実態の調査結果の活用度を最大限まで引き上げるために、調査項目を再び改善した。標本の信頼度を考慮して調査項目に対する需要を検討し、意見を反映した。

その後、累積されたデータを基に、年度別変化の推移に対する分析を強化し、専門家による検証過程を強化することで、知的財産活動の流れを診断・分析し、有意な指標算出を通じて知的財産活動の状況を把握できるようにした。企業類型を考慮して標本設計を精緻化し、質問用紙を再構成することで調査の正確性を強化し、主要指標の場合は追加で分析して政策的活用度を向上した。報告書の活用度向上のために企業の需要調査を強化してアンケート調査項目を改善し、主な統計結果の場合は企業規模別、出願件数別、産業業種別の比較などを行い、特異な事項についても分析して示唆点を導き出した。同時に、専門家からの意見聴取を強化し、調査結果の多角的解釈及び現場の問題点、政策の需要などを把握して政策的活用度を向上した。

2016年には関連した質問項目の複数回答、主な指標分析による二重検証など検証手続きを強化して回答率を上げるとともに、主な結果の民間活用度を向上させ、調査結果の信頼性を強化した。ただ、貿易委員会の「知的財産権侵害実態調査」の課題が実施されず、侵害及び紛争に関する一部項目は調査項目から外した（2016年8月承認統計変更）。

2017年には調査管理を強化して調査の信頼性を向上させることに重点を置いた。調査中に出てきた主な質問事項に対する模範回答、不誠実な回答及び回答エラーなどに関する処理方法などをまとめた調査指針書を作り、調査員向けの教育を強化した。また、調査結果の入力時、相互連携性が高い項目の回答を比較し、多重チェックして検証体系を強化することで、回答の一貫性及び信頼性を改善した。

[表 1.1] 知的財産活動調査の主要沿革

年度	推進内容	主要成果
2006年	・企業を対象に知的財産活動調査開始	統計法に基づき、知的財産活動調査を最初実施（国家承認統計第138002号）
2007年	・調査の対象を大学・公共（研）に拡大、職務発明補償実態調査を統合	名称変更：知的財産活動実態調査 知的財産活動の各段階の先行活動に対する質問項目などを細分化
2008- 2009年	・国家統計統合DB ( <a href="http://kosis.kr">http://kosis.kr</a> ) 及び知的財産統計ポータルシステムを収録	品質診断の結果、優秀な評価を受ける
2010年	・新規指標開発及び年度別データ整備 ・蓄積された統計数値を基に国家知的財産活動の診断及び分析	統計需要により調査項目の修正など改善活動を実施
2011年	・調査領域の拡大及び法的根拠を追加 ・深層インタビューによる結果の政策活用度向上	法的根拠：知識財産基本法第31条 調査領域：被侵害状況に対する内容に拡大を実施 貿易委員会「知的財産権侵害実態調査」統合
2012- 2013年	・年度別変化の推移を分析し、専門家検証過程を強化 ・蓄積された統計を基に有意な統計指標を算出	知的財産の範囲及び需要に伴い、調査項目の修正など改善活動を実施
2014- 2015年	・企業の需要調査を強化、調査表再構成など調査体系を強化	調査の信頼性向上のための標本設計の精緻化及び調査表改善を実施
2016年	・調査項目改善による回答率向上及び実態調査の主な結果の民間活用度の向上	調査項目の変更（知的財産の侵害及び紛争項目を削除）
2017年	・需要調査及び調査管理強化による調査効率性の向上	結果の検証体系の強化による調査信頼性の向上
2018年	・調査表簡素化による回答率向上 ・標本抽出及び業種層化方式の改善 ・深層分析の強化	任意抽出→系統抽出方式に変更することで標本の代表性を改善 深層分析報告書の発刊（スタートアップの知的財産活動の特性を分析）
2019年	・調査表簡素化による回答の利便性向上 ・標本抽出及び統計品質管理状況及び問題点の分析	結果の活用が低調な質問項目を削除、回答対象の特性に合うように調査表を再構成 標本設計の改善など品質管理策の導出
2020年	・目標標本規模及び設計方式の改善 ・結果公表単位及び方法の変更	調査の予算を考慮した標本規模の現実化 公表単位（企業類型）を標本抽出の枠組みに設定

2018年には、業種の異なる13の従来層化グループに有効標本数が相対的に非常に小さい業種が含まれているために母数の推定における信頼性が低下する問題を解決するために、適正有効標本を確保する方向で業種を統合し、11に再分類して標本抽出を進めた。特に、標本抽方式を任意抽出方式から出願規模ごとの系統抽出方式へと変更し、回答率を上げるために不要な質問項目を削除するなど調査表を簡素化し、一部の調査項目については調査目的に合わせ、内容を修正・補完した（2018年9月承認統計変更）。

2019年にも回答率を上げるために統計結果の政策的活用度が低い質問項目を削除するなど調査表を簡素化した（企業56個→55個の質問項目、大学・公共（研）56個→52個の質問項目に縮小）。また、従来は特許・実用新案権の保有と関係なく、すべての回答者が全調査質問項目に答えるようになっており、デザイン及び商標だけ保有する機関が特許関連活動に対する質問項目を回答する際、抵抗感及び非効率性が発生した。これを改善するために調査質問項目の構成を「知的財産活動インフラ/特許基盤の知的財産活動/知的財産の創出及び活用活動/知的財産保護活動」の4分類で「知的財産インフラ/知的財産の主要活動及び成果/特許基盤の知的財産活動」の3分類に再構成し、「特許基盤の知的財産活動」の調査質問項目は「特許・実用新案を2年間2件以上出願機関」だけ答えるように誘導し、回答者の便宜を図った（2019年8月承認統計変更）。

2020年には調査の品質を改善するための方法が多角的に考慮した（[表1.2]）。まず、調査期間及び費用問題などにより、企業の標本規模（5千件余り）に対する回答率が50%以内と非常に低かった問題を解決するために、企業の目標標本規模を現実化（1,500件）した。さらに、標本の代表性及び信頼度向上のために標本層化を22から99に細分化するなど標本設計方式を変更した。特に、現行公表単位である「企業類型」を層化基準として設定し<sup>8</sup>、母集団の業種×企業類型×出願規模を考慮し、無回答時に同一層から代替標本を使って目標標本規模を達成するように変更した。また、調査項目の簡素化作業も持続的に推進され、2020年には未来の計画について尋ねる質問項目を削除するなど、質問項目数がより縮小（企業55個→35個の質問項目、大学・公共（研）52個→30個の質問項目）した（2020年6月承認統計変更）。

<sup>8</sup> 従来は「業種×産業財産権の出願・登録規模」を基準として層化し、標本を抽出し、結果は「企業類型」別に集合して公表してきたが、企業類型別回収規模が毎年一定ではない問題があった。そのため統計公表単位である「企業類型」を層化の基準として設定し、毎年企業類型別標本規模が同様に維持されるように標本方式を改善

[表 1.2] 2020 年度知的財産活動調査の主要変更事項

区別	変更前 (2019年)	変更後 (2020年)	変更理由
調査規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 調査規模：5,649</li> <li>- 企業5,376 (全数2,492、標本2,884)</li> <li>- 公共273 (全数)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 調査規模：1,756</li> <li>- 企業1,500 (標本)</li> <li>- 公共256 (全数)</li> </ul>	調査費用及び年間企業回収件数 (1,300ヶ以内) に伴う企業標本設計方式の改善
企業標本設計方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 全数・標本調査並行</li> <li>- 全数調査：産業財産権20件以上出願、又は100件以上登録</li> <li>- 標本調査：産業財産権20件未満出願及び100件未満登録</li> <li>- 目標相対標準誤差：±3%前後</li> <li>- 層化変数：11業種×出願・登録件数 (層化系統抽出)</li> <li>- 標本配分：業種別抽出率10%で、比例配分方式により標本を配分 (出願・登録件数利用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 標本調査 (全数層を置かない)</li> <li>- 標本抽出方式：層化系統抽出</li> <li>- 目標相対標準誤差：±2.15%前後</li> <li>- 層化変数：11業種×企業類型 (大企業、中堅企業、中小企業) ×産業財産権出願規模 (2-9件、10-49件、50件以上)</li> <li>- 標本配分：ネイマン (Neyman) 配分方法 (産業財産権出願件数を設計変数に利用)</li> </ul>	
統計作成項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>- &lt;企業&gt; 55 項目</li> <li>- 一般事項及び知的財産インフラ (13)、知的財産の主要活動及び成果 (29)、特許基盤の知的財産活動 (13)</li> <li>- &lt;大学・公共研究機関&gt; 52 項目</li> <li>- 一般事項及び知的財産インフラ (14)、知的財産の主要活動及び成果 (25)、特許基盤の知的財産活動 (13)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- &lt;企業&gt; 35 項目</li> <li>- 一般事項及び知的財産インフラ (11)、知的財産の主要活動及び成果 (20)、特許基盤の知的財産活動 (4)</li> <li>- &lt;大学・公共研究機関&gt; 30 項目</li> <li>- 一般事項及び知的財産インフラ (12)、知的財産の主要活動及び成果 (12)、特許基盤の知的財産活動 (6)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 活用度が低調な調査項目を削除</li> <li>- 類似質問項目の統合</li> <li>- 調査質問項目の再構成 (大分類移動)</li> </ul>
公表単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>- &lt;企業&gt;</li> <li>- 業種別：11種</li> <li>- 会社形態：3種</li> <li>- 産業財産権出願規模別：4種</li> <li>- &lt;大学・公共研究機関&gt;</li> <li>- 機関類型別：4種</li> <li>- 産業財産権出願規模別：4種</li> <li>- 市道別：17の市道</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- &lt;企業&gt;</li> <li>- 業種別：11種</li> <li>- 企業類型：3種</li> <li>- 産業財産権出願規模別：3種</li> <li>- &lt;大学・公共研究機関&gt;</li> <li>- 機関類型別：4種</li> <li>- 産業財産権出願規模別：3種</li> <li>- 市道別：17の市道</li> </ul>	標本抽出の枠組み変更 (出願規模、企業類型) により公表基準を変更 出願規模公表単位を「2年間2-9件、10-49件、50件以上」の3区間に変更

## 第2節 調査の対象

### 1. 母集団

本調査の目標母集団は「知的財産活動を行う企業及び大学・公共（研）」であるが、実質的なデータベースを確保するために「基準年度の産業財産権の出願及び登録件数」に関する客観的な知的財産活動基準を設定し、調査母集団を選定した。すなわち、調査時点が  $n$  年といえば、調査母集団は  $n-3$  年と  $n-2$  年に産業財産権を 2 件以上出願し、 $n-5$  年から  $n-1$  年の間に産業財産権を 1 件以上登録した企業及び大学・公共（研）を調査の対象にする。

2010 年までの知的財産活動実態調査は 2 年間特許、又は実用新案の出願企業と大学・公共（研）を調査の対象にしてきたが、2011 年以降は産業財産権を出願（2 年間 2 件以上）及び登録（5 年間 1 件以上）した企業と大学・公共（研）に調査の対象及び知的財産権の範囲が拡大した。

2010 年まで特許庁と貿易委員会で個別に実施していた「知的財産活動実態調査」と「知的財産権侵害実態調査」の調査母集団及び標本の基準は[表 1.3]のような差が存在する。「知的財産活動実態調査」は知的財産活動を活発に実施している企業及び機関が調査の対象であるため、直近 2 年間で特許及び実用新案を出願した企業及び大学・公共（研）を母集団に含んでいた。一方、「知的財産権侵害実態調査」は侵害対象の知的財産権を保有する企業を調査の対象とするため、直近 5 年間で産業財産権を登録した企業を母集団が含まれていた。

2011 年にはこのように母集団が異なる「知的財産活動実態調査」と「知的財産権侵害実態調査」が一つの調査に統合され、調査母集団の変更が不可欠であった。すなわち、調査時点で知的財産活動を活発に遂行していると同時に、侵害対象の知的財産権を保有している企業及び大学・公共（研）を母集団に含めなければならなかった。したがって調査母集団の基準が「2 年間（2008-2009 年） 2 件以上の産業財産権を出願し、同時に直前 5 年間（2006-2010 年） 1 件以上登録した企業及び大学・公共（研）」に変更された。すなわち、出願対象の範囲が特許、実用新案からデザイン、商標が追加された「産業財産権」へと拡大したのである。以降の調査からは同じ調査母集団選定基準が適用されてきた。



[表 1.3] 調査母集団選定基準の変更内訳

区別	調査区別	母集団 (調査時点：n年)	標本	
従来の母集団 (2010年以前)	知的財産活動 実態調査 (特許庁)	・2年間 (n-3年、n-2年) 2件以上の特許及び実用 新案の出願企業、大学・ 公共(研)	・全数調査：大学・公共(研)、(2年間) 特許及び実用新案を10件以上出願し た企業 ・標本調査：出願件数10件未満の企業を 対象に業種を分類して標本抽出	
	知的財産権 侵害実態調査 (貿易 委員会)	・直前5年間 (n-5年、n-1 年) 1件以上産業財産権 (特許、実用新案、デザ イン、商標) を登録した 企業	・全数調査：産業財産権100件以上登録 企業(5年間) ・標本調査：産業財産権登録件数別に9 グループに分け、登録件数加重が適用 された分布により比例割当	
現在の母集団 (2011年以降)	知的財産活動 実態調査 (特許庁)	・2年間 (n-3年、n-2年) 2件以上産業財産権(特 許、実用新案、デザイン、 商標)を出願、直前5年 間 (n-5年、n-1年) 1 件以上登録した企業、大 学・公共(研)	2011年 -2019年	・全数調査：大学・公共(研)、 (2年間) 20件以上産業財 産権を出願、又は(5年間) 100件以上登録した企業 ・標本調査：産業財産権20件 未満の出願及び100件未満 の登録企業を対象に業種を 分類して標本抽出
			2020年 以降	・全数調査：大学・公共(研) ・標本調査 <sup>9</sup> ：企業を業種別、 企業類型別、産業財産権の 出願規模別に99グループ に区別し、出願規模に伴う 系統抽出

2020年の調査は「2年間(2017-2018年) 2件以上産業財産権(特許、実用新案、デザイン、商標)を出願、直前5年間(2015-2019年) 1件以上登録した国内企業、大学・公共(研)」を対象にする。母集団に含まれる大学・公共(研)は「技術の移転及び事業化促進に関する法律」第2条第6項に基づく国公立研究機関、科学技術分野の政府出捐研究機関、特定研究機関、大学、その他同法施行令第3条の定義に該当する「研究開発に関連した法人・団体」を含む。

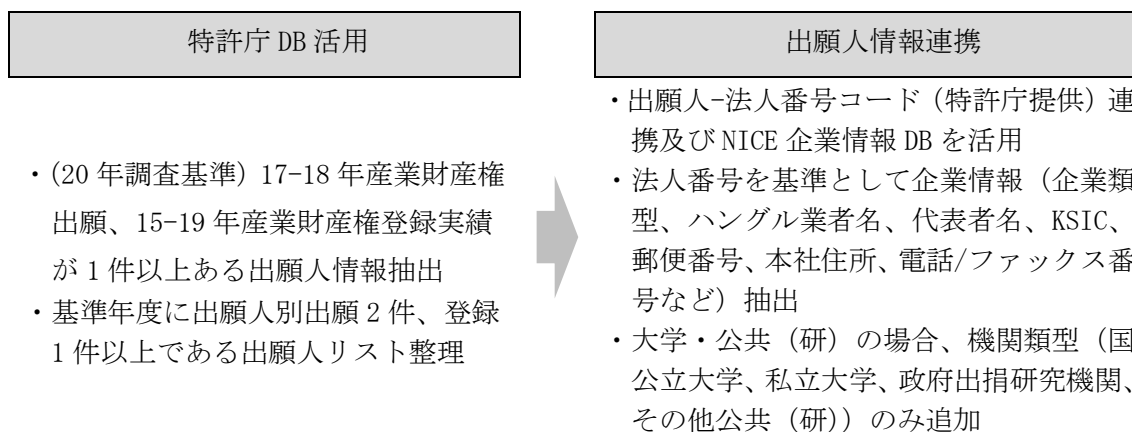
調査母集団は特許庁の産業財産権出願人名簿を活用して構築する。まず、企業の場合、特許庁で付与した別途の出願人類型のうち「国内法人(大企業、中堅企業、中小企業、その他内国法人)」に範囲を限定した。大学・公共(研)は出願人類型のうち「研究機関」と「大学(産学協力団を含む)」を対象にし、公共機関、公企業、学校法人、公企業及び中央

<sup>9</sup> 「標本抽出枠組み分析結果及び回答率を考慮した標本規模算定及び検討」が必要となり、2018年統計承認変更時に統計庁からの指摘があり、これを受けて標本設計の改善のための研究サービスを進めて標本調査方式を変更する(特許庁(2020)知的財産活動実態調査標本設計高度化)

行政機関、地方自治体は除いた。これら出願人の年度別産業財産権の出願件数と登録件数をそれぞれ集計し、基準年度の調査母集団の基準を満たす出願人リストを調査母集団に選定した。

標本抽出枠組みを作成するための作業で企業の場合は産業財産権出願人コード（ID）に企業法人番号を連携し、毎年1月1日時点の業種<sup>10</sup>及び企業類型<sup>11</sup>、連絡先、休廃業などの企業情報を追加し、企業情報とマッチングされない場合は最終調査母集団から外した（〔表 1.4〕）。毎年調査母集団の選定のための基準年度が更新されるため、知的財産活動調査の遂行前に最新資料を入手して基本の枠をアップデートしており、母集団の改編時に大企業、中堅企業、中小企業など企業類型も調査年度1月1日時点に変更事項を反映している。

〔表 1.4〕 標本抽出枠組み作成過程



大学・公共（研）は機関類型<sup>12</sup>フィールドを追加し、大学の廃校の有無、機関の重複の有無などを検討し、従来の母集団リストから担当者連絡先などをアップデートして最終母集団を確定した。その結果、2020年度に構築された最終調査母集団の規模は企業 33,483<sup>13</sup>、大学・公共（研） 256 で計 33,739 である（〔表 1.5〕）。

<sup>10</sup> 韓国標準産業分類表（Korea Standard Industrial Classification, KSIC）を基準として11業種に区別（業種分類と韓国標準産業分類表（KSIC、第10次基準）との対照表は〔付録1〕を参考）

<sup>11</sup> 母集団の企業類型に対する情報は毎年1月1日時点でNICE企業情報DBを活用して抽出し、企業類型は次の基準により分類された。

（大企業）独占規制及び公正取引に関する法律第14条及び同法施行令第21条に基づく資産総額10兆ウォン以上相互出資制限企業集団を大企業と定義

（中堅企業）中堅企業成長促進及び競争力強化に関する特別法第2条、同法施行令第2条に基づく中小企業基本法上の中小企業を脱し、相互出資制限企業集団に属しない企業を中堅企業に分類

（中小企業）中小企業基本法第2条及び同法施行令第3条に基づき、業種別3年平均売上高を基準に区別

<sup>12</sup> （大学）大学アラート公示対象大学リスト（毎年1月時点）を参考にして国公立大学及び私立大学類型を区別、廃校となった大学は調査母集団から除く。

（政府出捐（研））国家科学技術委員会の政府出捐（研）リストを基準として分類し、大学・公共（研）の基本の枠のうち残りの機関はその他公共（研）に分類

<sup>13</sup> 2020年度統計承認変更を受けた企業の母集団規模は33,557であったが（2020.6.1）、以降標本企業の検討時に母集団のうち重複企業を発見して調整した結果、最終母集団は33,483となり、これに伴う標本抽出を進める。

[表 1.5] 年度別母集団の数

年度	母集団の数	企業	大学及び公共（研）
2007年	10,202	10,050	152
2008年	11,470	11,292	178
2009年	11,987	11,792	195
2010年	13,392	13,165	227
2011年	17,440	17,220	220
2012年	18,656	18,418	238
2013年	20,795	20,566	229
2014年	20,799	20,569	230
2015年	25,415	25,166	249
2016年	26,199	25,947	252
2017年	29,660	29,407	253
2018年	31,609	31,336	273
2019年	31,623	31,365	258
2020年	33,739	33,483	256

注：2011年以降母集団選定基準の変更（特許・実用新案出願機関→産業財産権出願及び登録機関）

## 2. 標本設計

構成された母集団標本抽出枠組みに基づき、企業は標本調査を実施し、大学・公共（研）の場合は全数調査を実施した。

### (1) 母集団層化

企業の場合、業種、企業類型、産業財産権出願規模を層化変数に設定して母集団を層化し、目標許容誤差水準で標本の大きさを算出した。

推定の効率性を高めて業種別、企業類型別、産業財産権の出願規模別統計の安定的生産のために多段階層化系統抽出方法を適用した。1次層化変数に使われた「業種」は韓国標準産業分類（KSIC、第10次改訂版）に伴う中分類統合・再構成して11業種に分類した。2次層化変数に使われた「企業類型」は調査基準年度1月初め時点の企業情報DBを活用して大企業、中堅企業、中小企業の3つに分類した。最後に、3次層化変数である「産業財産権出願規模」は2年間（調査時点がn年とえば、出願時点はn-3年とn-2年）の産業財産権出願件数を2-9件、10-49件、50件以上の3区間に区別した。結果的に業種（11）、企業類型（3）、産業財産権出願規模（3）により、99の細部層に層化した。業種別企業類型別、業種別産業財産権出願規模別母集団企業の分布は[表1.6]及び[表1.7]のとおりである。

[表1.6] 業種別企業類型別母集団の分布

業種 \ 企業類型	大企業	中堅企業	中小企業計	母集団規模
農林水産及び鉱業、飲食料 及びタバコ製造業	19	76	1,660	1,755
卸売及び小売業	53	138	5,300	5,491
事業サービス業、通信業	95	187	6,989	7,271
建設業	22	56	1,263	1,341
その他サービス業	113	131	1,370	1,614
繊維製品、衣服、靴製造	5	45	1,184	1,234
化学産業	56	173	2,636	2,865
非金属鉱物製品及び 金属産業	17	99	1,692	1,808
電気電子産業	21	104	1,866	1,991
機械産業	54	308	6,307	6,669
その他製造業	4	28	1,412	1,444
<b>計</b>	<b>459</b>	<b>1,345</b>	<b>31,679</b>	<b>33,483</b>

[表1.7] 業種別産業財産権の出願規模別母集団の分布

業種 \ 産業財産権 出願規模	2-9件	10-49件	50件以上	母集団規模
農林水産及び鉱業、飲食料 及びタバコ製造業	1,482	235	38	1,755
卸売及び小売業	4,552	849	90	5,491
事業サービス業、通信業	5,998	1,164	109	7,271
建設業	1,185	141	15	1,341
その他サービス業	1,330	234	50	1,614
繊維製品、衣服、靴製造	983	219	32	1,234
化学産業	2,160	570	135	2,865
非金属鉱物製品及び 金属産業	1,498	286	24	1,808
電気電子産業	1,610	339	42	1,991
機械産業	5,542	1,000	127	6,669
その他製造業	1,183	229	32	1,444
<b>計</b>	<b>27,523</b>	<b>5,266</b>	<b>694</b>	<b>33,483</b>

(2) 企業標本数決定及び標本配分

企業標本の大きさは限定された予算と調査期間を考慮して 1,500 個に決めた。標本の大きさを決めるために下記の式を利用し、「産業財産権出願件数」を設計変数に活用した。

$$n = \frac{\left( \sum_{h=1}^L N_h S_h \right)^2}{ND^2 + \sum_{h=1}^L (N_h S_h^2)}$$

$n$  : 総標本の大きさ

$N_h$  : 業種  $h$  の副母集団の大きさ

$S_h^2$  : 業種  $h$  の設計変数分散

$$D = \frac{N\mu C}{z}$$

$N$  : 母集団の大きさ

$\mu$  : 母平均 (産業財産権出願件数)

$z$  : 1.96

$C$  : 相対標準誤差 =  $\frac{S}{\bar{Y}} * 100(\%)$

$S$  : 調査母集団全体の設計変数標準偏差 =  $\sqrt{S^2}$

$\bar{Y}$  : 調査母集団の平均

上の数式で標本の大きさに伴う相対標準誤差を検討すれば[表 1.8]となり、本調査では目標相対標準誤差が±2.15%前後の水準である 1,500 個を標本規模 ( $n$ ) に設定した。

[表 1.8] 標本の大きさに伴う相対標準誤差

相対標準誤差	1.50%	1.60%	1.70%	1.80%	1.90%	2.00%	2.10%	2.20%
標本の大きさ	2,028	1,922	1,826	1,740	1,661	1,589	1,523	1,463

総標本の大きさが 1,500 個である場合、業種×企業類型×産業財産権出願規模別標本の配分方式はネイマン (Neyman) 配分法が最も適切だと判断した<sup>14</sup>。ネイマン配分法は各層の大きさ及び分散 (標準偏差) を考慮して母数推定量の分散を最小化するため、相対的に企業数が少ない層で標準偏差が大きければ、より多くの標本が配分される場合が発生する。しかし、標本の代表性と推定量の正確性を向上することができるという長所を持つ。

ネイマン配分法により、下記の公式によって業種別標本の大きさを算出した後、該当業種の企業類型別標本の大きさを算出し、企業類型別に産業財産権出願規模別標本の大きさを配分する過程で層別標本を配分する ([表 1.9] 参考)。

<sup>14</sup> 2020 年特許庁の「知的財産活動実態調査標本設計高度化」用役サービスの遂行結果により、企業の調査方式が 22 層から全数及び標本調査を併行する方式から 99 に細分化された層から標本調査する方式に変更

業種別標本の大きさ（標本の配分）  $\therefore n_h = \frac{(N_h S_h)}{\sum_{h=1}^L (N_h S_h)} \times n$

ここで  $n_h$  : 層  $h$  の標本の大きさ

$N_h$  : 層  $h$  の副母集団の大きさ

$S_h$  : 層  $h$  の設計変数の母標準偏差

$n$  : 目標標本の大きさ

[表 1.9] 標本配分の結果

業種	企業 類型	母集団				標本			
		産業財産権出願規模			計	標本の 大きさ	産業財産権出願規模		
		2～9 件	10～49 件	50 件以上			2～9 件	10～49 件	50 件以上
1	大企業	7	7	5	19	9	3	3	3
	中堅企業	31	25	20	76	25	10	8	7
	中小企業	1,444	203	13	1,660	51	42	6	3
	<b>小計</b>	<b>1,482</b>	<b>235</b>	<b>38</b>	<b>1,755</b>	<b>85</b>	<b>55</b>	<b>17</b>	<b>13</b>
2	大企業	17	14	22	53	14	4	4	6
	中堅企業	64	54	20	138	42	20	16	6
	中小企業	4,471	781	48	5,300	152	126	23	3
	<b>小計</b>	<b>4,552</b>	<b>849</b>	<b>90</b>	<b>5,491</b>	<b>208</b>	<b>150</b>	<b>43</b>	<b>15</b>
3	大企業	38	39	18	95	32	13	13	6
	中堅企業	92	73	22	187	37	18	14	5
	中小企業	5,868	1,052	69	6,989	236	198	36	2
	<b>小計</b>	<b>5,998</b>	<b>1,164</b>	<b>109</b>	<b>7,271</b>	<b>305</b>	<b>229</b>	<b>63</b>	<b>13</b>
4	大企業	8	9	5	22	8	3	3	2
	中堅企業	30	21	5	56	15	8	5	2
	中小企業	1,147	111	5	1,263	24	22	2	0
	<b>小計</b>	<b>1,185</b>	<b>141</b>	<b>15</b>	<b>1,341</b>	<b>47</b>	<b>33</b>	<b>10</b>	<b>4</b>
5	大企業	45	43	25	113	37	15	14	8
	中堅企業	68	49	14	131	49	24	19	6
	中小企業	1,217	142	11	1,370	46	38	5	3
	<b>小計</b>	<b>1,330</b>	<b>234</b>	<b>50</b>	<b>1,614</b>	<b>132</b>	<b>77</b>	<b>38</b>	<b>17</b>
6	大企業	2	2	1	5	2	1	1	0
	中堅企業	25	13	7	45	20	12	6	2
	中小企業	956	204	24	1,184	88	71	15	2
	<b>小計</b>	<b>983</b>	<b>219</b>	<b>32</b>	<b>1,234</b>	<b>110</b>	<b>84</b>	<b>22</b>	<b>4</b>
7	大企業	16	17	23	56	17	5	5	7
	中堅企業	59	56	58	173	59	20	19	20
	中小企業	2,085	497	54	2,636	90	70	17	3
	<b>小計</b>	<b>2,160</b>	<b>570</b>	<b>135</b>	<b>2,865</b>	<b>166</b>	<b>95</b>	<b>41</b>	<b>30</b>
8	大企業	7	7	3	17	5	2	2	1
	中堅企業	61	28	10	99	41	25	12	4
	中小企業	1,430	251	11	1,692	35	27	5	3
	<b>小計</b>	<b>1,498</b>	<b>286</b>	<b>24</b>	<b>1,808</b>	<b>81</b>	<b>54</b>	<b>19</b>	<b>8</b>
9	大企業	8	2	11	21	9	3	1	5
	中堅企業	33	54	17	104	28	9	14	5
	中小企業	1,569	283	14	1,866	65	52	10	3
	<b>小計</b>	<b>1,610</b>	<b>339</b>	<b>42</b>	<b>1,991</b>	<b>102</b>	<b>64</b>	<b>25</b>	<b>13</b>

業種	企業 類型	母集団				標本			
		産業財産権出願規模			計	標本の 大きさ	産業財産権出願規模		
		2～9件	10～49件	50件以上			2～9件	10～49件	50件以上
10	大企業	12	12	30	54	13	3	3	7
	中堅企業	133	124	51	308	62	27	25	10
	中小企業	5,397	864	46	6,307	114	95	16	3
	<b>小計</b>	<b>5,542</b>	<b>1,000</b>	<b>127</b>	<b>6,669</b>	<b>189</b>	<b>125</b>	<b>44</b>	<b>20</b>
11	大企業	3	1	0	4	2	1	1	0
	中堅企業	15	5	8	28	12	5	3	4
	中小企業	1,165	223	24	1,412	61	48	10	3
	<b>小計</b>	<b>1,183</b>	<b>229</b>	<b>32</b>	<b>1,444</b>	<b>75</b>	<b>54</b>	<b>14</b>	<b>7</b>
全体	大企業	163	153	143	459	148	53	50	45
	中堅企業	611	502	232	1,345	390	178	141	71
	中小企業	26,749	4,611	319	31,679	962	789	145	28
	<b>小計</b>	<b>27,523</b>	<b>5,266</b>	<b>694</b>	<b>33,483</b>	<b>1,500</b>	<b>1,020</b>	<b>336</b>	<b>144</b>

### (3) 企業標本抽出

企業の標本抽出は業種と企業類型で標本抽出枠組みを整理した後、企業の産業財産権出願区間順でソートした後、k 間隔（細部層別母集団の大きさをセル別標本の大きさに分けた値）で系統抽出した。多くの企業、又は事業体実態調査で発生する回答拒否や休業、廃業などの状況により調査が不可能な状況が発生する場合に備え、本標本の3倍数の予備標本を並行抽出した。特に、回答拒否が予想される大企業と中堅企業は全母集団のすべての企業を予備標本に選定して連絡を取った。層化基準として使われた業種、企業類型、産業財産権出願規模別母集団及び目標標本の分布は[表 1. 10]のとおりである。



[表 1.10] 業種別、企業類型別、産業財産権の出願規模別母集団分布と標本配分の結果

区別	細部分類	母集団規模		目標標本規模	
		企業数	割合	企業数	割合
業種	農林水産及び鉱業、飲食料及びタバコ製造業	1,755	5.2%	85	5.7%
	卸売及び小売業	5,491	16.4%	208	13.9%
	事業サービス業、通信業	7,271	21.7%	305	20.3%
	建設業	1,341	4.0%	47	3.1%
	その他サービス業	1,614	4.8%	132	8.8%
	繊維製品、衣服、靴製造	1,234	3.7%	110	7.3%
	化学産業	2,865	8.6%	166	11.1%
	非金属鉱物製品及び金属産業	1,808	5.4%	81	5.4%
	電気電子産業	1,991	5.9%	102	6.8%
	機械産業	6,669	19.9%	189	12.6%
	その他製造業	1,444	4.3%	75	5.0%
企業 類型	大企業	459	1.4%	148	9.9%
	中堅企業	1,345	4.0%	390	26.0%
	中小企業	31,679	94.6%	962	64.1%
出願 規模	2-9件	27,523	82.2%	1,020	68.0%
	10-49件	5,266	15.7%	336	22.4%
	50件以上	694	2.1%	144	9.6%
計		<b>33,483</b>	<b>100.0%</b>	<b>1,500</b>	<b>100.0%</b>

(4) 大学・公共（研）調査の対象

大学・公共（研）は調査母集団 256 に対して全数調査を実施する。大学・公共（研）の機関類型及び産業財産権出願規模別の母集団分布は[表 1.11]のとおりである。

[表 1.11] 大学・公共（研）の母集団の分布

(単位：個、%)

区別		産業財産権出願規模			計	割合
		2-9件	10-49件	50件以上		
機関 類型	国公立大学	4	6	30	40	<b>15.6%</b>
	私立大学	47	54	71	172	<b>67.2%</b>
	政府出捐（研）	0	1	17	18	<b>7.0%</b>
	その他公共（研）	4	10	12	26	<b>10.2%</b>
計		<b>55</b>	<b>71</b>	<b>130</b>	<b>256</b>	<b>100.0%</b>
比重		<b>21.5%</b>	<b>27.7%</b>	<b>50.8%</b>	<b>100.0%</b>	

## 第3節 調査の内容及び方法

### 1. 知的財産活動の定義

知的財産活動とは、「知的財産の創出と保護、活用に関連するすべての活動」と定義することができる。したがって知的財産（Intellectual Property, IP）の範囲をどのように設定するかにより、知的財産活動実態調査で測定する対象と調査領域が変わる。広義としての「知的財産」とは、発明、考案、デザイン、商標、著作物、公演など、人間の創造的活動によって作られた科学技術的、文学・芸術的成果を意味する<sup>15</sup>。第四次産業革命の時代に知的財産に対する関心が高まる理由は、知的財産が雇用創出及び経済成長を牽引する核心要因と認識されるためである。また、企業価値の源泉も類型資産から知的財産を含む無形資産へとシフトしてきた。しかし、知的財産の範囲を広義の概念に拡大すれば、統計データの集計及び調査方法において困難が予想される。すなわち、測定対象である知的財産の概念が包括的であればあるほど、回答者の主観が入ったり、元の資料（raw data）の品質が低下する相反関係（trade-off）に直面する可能性が高い。

したがって本調査では効果的な調査のために、文学・芸術的表現に関わる著作権を除く産業財産権（特許権、実用新案権、デザイン権、商標権）に知的財産の範囲を限定し、調査質問項目によってはノウハウ及び新知的財産権を一部含めることにする。知的財産の活動は大きく創出、権利化及び保護、活用などに段階を区別することができ、その主要活動は[表1.12]のとおり、産業財産権全般に関連した活動と、特許基盤の活動に区別して整理されている。

---

<sup>15</sup> 世界知的所有権機関（WIPO）と日本の知的財産基本法では、知的財産とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるものと規定している。

[表1.12] 知的財産活動の分類

区別	目標	主要活動	
		産業財産権全体	特許・実用新案関連
創出	研究開発活動の生産性向上と価値ある知的財産の創出及び獲得	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発 (R&amp;D) 投資</li> <li>知的財産導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>先行特許 (技術) 調査</li> </ul>
権利化及び保護	知的財産の価値を最大化し、これに対して必要とされる費用を最小化するための権利化及び保護戦略の遂行	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的財産保護戦略</li> <li>産業財産権の国内外出願</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予備評価 (出願前審査)</li> </ul>
活用	保有する知的財産の効果的な活用による十分な収益創出及び費用削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業化、又は売却・移転</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保有特許の実態調査・評価</li> <li>技術マーケティング</li> <li>技術取引システム活用</li> </ul>

## 2. 調査質問項目設計

知的財産活動実態調査の調査質問項目は企業、大学・公共（研）の知的財産活動と密接に関連した要素やシステムがどのように活用されているのかとその結果を測定する上で必要な核心内容を反映して設計した。ただ、出願人による国内の産業財産権出願件数などのように特許庁を中心にすでに調査、公表になっている項目は調査項目から外した。

先に調査項目は知的財産活動の基盤となるインフラ領域（知的財産組織及び人材、知的財産管理システムなど）と、知的財産（主に産業財産権）の創出・保護・活用活動に関する事項及び主な成果、特許基盤の知的財産活動に関する事項に区別して構成した。また、それぞれの活動分野の状況、問題点、要求される政策需要などを調査することで企業及び大学・公共（研）で行われる知的財産活動の特性をより体系的に理解することができるようにした。特に、質問項目の構成に当たり、「特許基盤の知的財産活動」の調査質問項目は「特許・実用新案を2年間2件以上出願した機関」のみ回答するようにして回答者の便宜を図った。調査項目別の主な調査内容は[表1.13]のとおりである。

知的財産活動実態調査の質問項目は調査遂行年度ごとに調査項目に一部変更事項があり、特に2020年には質問項目数を企業55→35の質問項目、大学・公共（研）52→30に大幅縮小した。参考のために[付録2]に前年度調査項目との比較結果を収録した。

[表1.13] 知的財産活動実態調査の主要調査項目

分類	主要調査項目	
	企業	大学・公共（研）
知的財産 インフラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業類型に伴う会社の形態</li> <li>労働者数、売上高、輸出状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（大学）知的財産関連講座</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発人材及び研究開発費</li> <li>知的財産担当組織及び人材、業務内容</li> <li>知的財産担当人材向けの職務教育</li> <li>知的財産関連活動費（出願・審査・維持費用、サービス費用）</li> </ul>	
知的財産 主要活動 及び成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部からの知的財産の導入方向と戦略</li> <li>営業秘密管理及び技術流出防止管理状況</li> </ul>	-
	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業財産権の出願・登録</li> <li>-産業財産権の海外出願・登録実績</li> <li>-産業財産権の出願の増減に及ぼす要因</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>職務発明補償</li> <li>-職務発明補償規定の保有の有無、補償実施の有無及び補償方式</li> <li>-職務発明補償金の支給状況</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的財産の移転状況</li> <li>-技術移転類型別実績</li> <li>-産業財産権の活用状況</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的財産管理に対する政策需要</li> <li>-知的財産の管理及び保護に関する認識度</li> <li>-知的財産の効果的な創出・保護・活用のために必要な政策支援</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>特許基盤の主要活動遂行状況</li> <li>-先行特許（技術）調査の活用の有無、遂行人材</li> <li>-職務発明継承の有無の通知</li> <li>-特許出願前、予備評価遂行の有無、遂行人材（大学・公共（研）のみ該当）</li> <li>-保有知的財産に対する実態調査遂行の有無、遂行人材</li> <li>-知的財産保護（研究成果物の専有）戦略及び活用度</li> </ul>	
特許基盤の 知的財産 活動*	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術取引機関、技術マーケティング会社との協力</li> <li>-技術取引機関への業務依頼及び協約締結</li> <li>-技術取引システム活用度</li> </ul>	

\* 特許・実用新案を2年間2件以上出願した企業及び大学・公共（研）のみ回答

### 3. 調査期間及び方法

本調査の基準時点は2019年12月31日で、主要活動及び成果は2019年1月1日から2019年12月31日までを基準として答えるものの、支出額などは回答の利便性を考慮して2019年（1月-12月）、又は直前会計年度（12月決算でない場合）の中の一つを選択して回答するようにした。ただ、調査質問項目のうち知的財産担当組織及び人材状況、保有産業財産権の活用状況、政策需要関連質問項目は回答時点を基準とした。

アンケート調査期間は2020年7月1日から9月30日まで約3ヵ月行われた。調査は電子メールアンケート調査（Mail Survey）を基本調査方法にするものの、韓国知識財産研究院のウェブサイトを通じて質問用紙を直接ダウンロードして作成できるようにした。調査のために先に対象企業及び大学・公共（研）との1次接触を通じて「欠番」、「受信不可」、「回答拒絶」などを検討して質問調査名簿を確認した。標本企業の欠番、倒産、廃業などにより標本代替の必要性が発生する場合、同一業種、同一企業類型、同一産業財産権出願規模の企業を選び、元の標本と入れ替えた。本調査のための主なコンタクトポイントは各企業の知的財産関連部署、大学の産学協力団、又は技術持ち株会社などの関連業務担当者、公共（研）の研究開発の成果管理及び拡散担当者などである。調査の主回答者が決まれば、電子メールで質問用紙を送付し、質問完了後は電子メール、ファックスなどで調査表を回収する方式で調査を進めた。

[表1.14] アンケート調査の手続き及び方法

調査手続き	調査方法
調査準備	企業情報自動確認システムを通じ、調査の対象企業の連絡先の有効性を一括点検→調査の効率性改善及び調査期間の短縮
アンケート	標本選定企業を対象に電子メール、ファックス、電話調査を実施 回収率向上のための調査対応のマニュアル化（調査拒否、理解不足など）
資料の エディティング	1次資料をまとめる 項目間、回答内容間のロジックの合理性を確認
補完調査及び 資料入力	異常回答に対して専門調査員が補完調査 エディティング及び補完調査済みの資料に限りデータを入力

質問用紙が回収された後は回答エラーを最小化するために資料入力担当者が質問用紙の回答内容間ロジックチェックを行い、必要に応じて再確認手続きを経た。入力された資料をまとめた後は資料分析担当者が回答異常値に対する確認作業を行い、回答エラー及び入力エラーを再び検討した。統計表算出後、質問項目別異常値に対する検討作業を行い、必要に応じて再確認作業を施行した。

調査拒否又は不誠実な回答には次のマニュアルに基づき対処した。調査中、単位無回答発生時は標本代替を実施して単位無回答発生を最小化した。単位無回答状態だと推定することになる場合、偏向（bias）が発生することがあるため、標本代替は「元標本→元標本の1次代替標本→2次代替標本→3次代替標本の順で同一層内で同一の特性を持つ企業を標本業者にし、代替標本に代替次数を表示して管理した。

[表1.15] 調査拒否、不誠実な回答、無回答に対する対応策

区別	事例	対応策
調査拒否	内容が理解できない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知的財産分野の産業分析専門家からなる調査支援チームが調査目的、事業内容及び回答方法について再度説明する</li> <li>・ 調査支援チームが説明した後も同じ理由で調査を拒否された場合、意図的な調査拒否とみなし、調査の対象企業から外す</li> </ul>
	答えられない内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業が一定の規模以上の場合、調査分野ごとに回答できる部署が異なるため、担当者の適正性を再確認する</li> <li>・ 調査内容が業種及び規模に合わずに答えられない場合、業種を再確認して適正な調査用紙を送付、小規模業者である場合は該当事項がある質問項目のみ答えられるように案内</li> </ul>
	調査の対象に適した業者でない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査支援チームが取り扱う製品やサービスを確認し、適合性を判断する</li> <li>・ 適した業者と判定された場合、その理由を業者に伝え、調査への参加を再要請する</li> </ul>
	調査に応じる時間がない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査の対象業者が以前に行った調査の回答業者であり、業種ごとの有効標本の確保のための必須調査の対象者である場合、前年度の調査回答企業である場合、従来の回答資料の変動事項のみ修正してほしいと要請する</li> <li>・ 上記の調査条件も拒否された場合、調査の対象企業から外す</li> </ul>
	特別な理由なしで調査拒否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査目的及び調査結果の活用方向などを再度説明する</li> <li>・ 説明後も拒否された場合、調査の対象企業から外す</li> </ul>
不誠実な回答	回答が会社規模（売上高及び人材）に比べて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実態調査担当研究員がエディティング過程で選別する</li> <li>・ 企業情報DB内の該当企業情報について詳しく検討し、回答の有効性を判断する</li> </ul>

	過大/過小な値である場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異常値と判断された場合、関連質問項目のみ電話で再調査を実施する</li> </ul>
	類似質問項目に相反する回答をした場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実態調査担当研究員がエディティング過程で選別する</li> <li>・ 質問項目間の回答の類似性を確認した後、異常値と判断された場合、該当質問項目について電話で再調査を実施</li> <li>・ 全体的に回答が関連性がなく、不誠実に作成されたと判断された場合、その回答紙は廃棄あるいは再調査する。又は代替業者を調査する</li> </ul>
無回答	企業の対外秘に該当すると判断し、答えない質問項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査機関の対外知名度及び信頼性について説明した後、再度協力を要請し、調査結果は全体統計のみに活用されることを強調する</li> <li>・ 必要であれば、訪問して信頼性を確認した後、補完調査を行う</li> <li>・ 保有する財務資料DBを活用して一部補完</li> </ul>
	作成する途中で回答をやめた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社の基本（概要）情報のみ答えた場合と調査用紙の50%以上が無回答の場合、その調査用紙は廃棄し、代替企業を調査する</li> <li>・ 調査用紙の50%未満が無回答か、必須調査項目のみ答えた場合、電話で再調査を実施する</li> </ul>

## 第4節 調査の内容及び方法

### 1. 調査の実施結果

調査結果、1,510の企業及び224の大学・公共（研）から計1,734の調査用紙が回収された（[表 1.16]、[表 1.17]）。企業の場合、1,500の目標標本について調査回収率<sup>16</sup>が100.7%と目標標本を超過達成し、標本誤差<sup>17</sup>は95%の信頼水準に±2.46%で分析された。大学・公共（研）は256の母集団に対して87.5%の回収率を見せた。

[表 1.16] 業種名、企業類型別、産業財産権の出願規模別企業回収状況

（単位：件、%）

区別	区別	産業財産権の出願規模			計	割合
		2-9 件	10-49 件	50 件以上		
業種	農林水産及び鉱業、飲食料 及びタバコ製造業	34	6	9	49	3.2%
	卸売及び小売業	152	48	8	208	13.8%
	事業サービス業、通信業	252	55	6	313	20.7%
	建設業	52	7	2	61	4.0%
	その他サービス業	55	17	4	76	5.0%
	繊維製品、衣服、靴製造	68	20	2	90	6.0%
	化学産業	111	44	21	176	11.7%
	非金属鉱物製品及び 金属産業	50	11	3	64	4.2%
	電気電子産業	45	25	9	79	5.2%
	機械産業	208	72	17	297	19.7%
	その他製造業	78	12	7	97	6.4%
企業 類型	大企業	36	23	19	78	5.2%
	中堅企業	132	112	41	285	18.9%
	中小企業	937	182	28	1,147	76.0%
	計	1,105	317	88	1,510	100.0%
	割合	73.2%	21.0%	5.8%	100.0%	

<sup>16</sup> 回収率=回答企業数/抽出した標本規模×100

<sup>17</sup> 標本誤差推定式： $1.96 \times \sqrt{((1-(n/N)) \times (P(1-P)/n))}$

※ nは標本数、Nは母集団の数で、Pは最大許容誤差の母比率で0.5で仮定する。



[表 1.17] 大学・公共（研）の回収状況

(単位：個、%)

区別		産業財産権の出願規模			計	割合
		2-9 件	10-49 件	50 件以上		
機関 類型	国公立大学	3	2	29	34	15.2%
	私立大学	42	45	63	150	67.0%
	政府出捐（研）	-	1	15	16	7.1%
	その他公共（研）	4	10	10	24	10.7%
計		49	58	117	224	100.0%
比重		21.9%	25.9%	52.2%	100.0%	

2018年の調査までは抽出した標本のうち倒産や廃業、欠番などにより発生した標本損失を除く有効標本を精製し、「有効標本のうち事前拒絶を除く企業に対して回答した業者数」を基準として回答率を算出してきた。しかし、統計庁の回答率算出指針を参考にして2019年の調査から「目標標本数に対する回答標本数」を基準として回収率を算出することに変更した。

[表1.18] 業種別、企業類型別、産業財産権の出願規模別目標標本に対する回収状況

(単位：件、%)

区別	細部分類	目標標本規模	回収企業数	回収率
業種	農林水産及び鉱業、飲食料 及びタバコ製造業	85	49	57.6%
	卸売及び小売業	208	208	100.0%
	事業サービス業、通信業	305	313	102.6%
	建設業	47	61	129.8%
	その他サービス業	132	76	57.6%
	繊維製品、衣服、靴製造	110	90	81.8%
	化学産業	166	176	106.0%
	非金属鉱物製品及び金属産業	81	64	79.0%
	電気電子産業	102	79	77.5%
	機械産業	189	297	157.1%
企業 類型	その他製造業	75	97	129.3%
	大企業	148	78	52.7%
	中堅企業	390	285	73.1%
出願 規模	中小企業	962	1,147	119.2%
	2-9件	1,020	1,105	108.3%
	10-49件	336	317	94.3%
	50件以上	144	88	61.1%
計		1,500	1,510	100.7%

標本規模面では目標標本の規模を超過達成したが、業種別、企業類型別、産業財産権規模別に配分された標本規模に対する回収率は差を見せる（[表1.18]、[表1.19]）。業種別では「農林水産及び鉱業、飲食料及びタバコ製造業」、「その他サービス業」の調査回収率が低く、企業類型のうち大企業と産業財産権の出願規模が多い企業群は調査参加が低調であった。割り当てられた標本に未回収された領域が存在する一方、建設業、機械産業など他業種と、中小企業と出願規模が小さい企業群で目標値を超過する回収率を達成して相殺された。

[表1.19] 企業類型別産業財産権の出願規模別回収状況

(単位：件、%)

企業類型	目標標本規模				回答企業数				回収率			
	2-9件	10-49件	50件以上	計	2-9件	10-49件	50件以上	計	2-9件	10-49件	50件以上	計
大企業	53	50	45	148	36	23	19	78	67.9%	46.0%	42.2%	52.7%
中堅企業	178	141	71	390	132	112	41	285	74.2%	79.4%	57.7%	73.1%
中小企業	789	145	28	962	937	182	28	1,147	118.8%	125.5%	100.0%	119.2%
計	1,020	336	144	1,500	1,105	317	88	1,510	108.3%	94.3%	61.1%	100.7%

大学・公共（研）の機関類型別、産業財産権の出願規模別回収機関の分布及び母集団に対する回収率は下記の[表1.20]のとおりである。

[表1.20] 大学・公共（研）の機関類型別産業財産権の出願規模別回答機関の分布

(単位：件、%)

機関類型	母集団規模				回答機関数				回収率			
	2-9件	10-49件	50件以上	計	2-9件	10-49件	50件以上	計	2-9件	10-49件	50件以上	計
国公立大学	4	6	30	40	3	2	29	34	75.0%	33.3%	96.7%	85.0%
私立大学	47	54	71	172	42	45	63	150	89.4%	83.3%	88.7%	87.2%
政府 出捐（研）	0	1	17	18	-	1	15	16	-	100.0%	88.2%	88.9%
その他 公共（研）	4	10	12	26	4	10	10	24	100.0%	100.0%	83.3%	92.3%
計	55	71	130	256	49	58	117	224	89.1%	81.7%	90.0%	87.5%

## 2. 母数の推定

計1,734の企業及び大学・公共（研）を調査して収集された回答機関の結果を基に母数推定（parameter estimates）をした結果を本報告書の第2章（企業）及び第3章（大学・公共研究機関）にまとめた。

推定時に使う加重値は調査結果の各層の調査母集団及び標本状況に伴う加重値を適用した<sup>18</sup>。すなわち、企業は業種（ $i$ ）と企業類型（ $j$ ）、出願規模（ $k$ ）に伴う99層、公共研究機関は機関類型（ $i$ ）と出願規模（ $k$ ）に伴う12層に区別した母集団資料を基に設計された加重値に無回答に伴う標本加重値を調整して母数を推定した。標本代替にもかかわらず、標本調査層で単位無回答が発生した場合、加重値を調整し、項目無回答が発生した場合、代替など別途の調整は行わなかった。

$$w_{ijk} = \frac{N_{ijk}}{n_{ijk}} \times \frac{n_{ijk}}{n'_{ijk}}$$

ここで

$N_{ijk}$  :  $i$  番目業種（又は機関類型）、 $j$  番目企業類型、 $k$  番目出願規模の母集団の大きさ

$n_{ijk}$  :  $i$  番目業種（又は機関類型）、 $j$  番目企業類型、 $k$  番目出願規模の標本の大きさ

$n'_{ijk}$  :  $i$  番目業種（又は機関類型）、 $j$  番目企業類型、 $k$  番目出願規模の調査部数

[表1.21] 最終適用加重値（企業）

業種	企業類型	産業財産権の出願規模		
		2-9件	10-49件	50件以上
農林水産及び鉱業、飲食料及び タバコ製造業	大企業	2.33	3.50	2.50
	中堅企業	7.75	25.00	5.00
	中小企業	53.48	67.67	4.33
卸売及び小売業	大企業	8.50	7.00	7.33
	中堅企業	3.56	6.00	6.67
	中小企業	33.87	21.11	24.00

<sup>18</sup> ただし、報告書第2章と第3章で「特許基盤の知的財産活動」の関連質問項目は「特許・実用新案を2年間2件以上出願した」機関のみ回答するようにしたため、全母集団のうち特許・実用新案出願機関の母集団を別途で設定し、これに対する母数推定の結果を提供する。

業種	企業類型	産業財産権の出願規模		
		2-9件	10-49件	50件以上
事業サービス業、通信業	大企業	9.50	9.75	9.00
	中堅企業	6.13	9.13	22.00
	中小企業	25.18	24.47	23.00
建設業	大企業	2.67	4.50	2.50
	中堅企業	3.75	6.50	6.50
	中小企業	27.98	116.00	116.00
その他サービス業	大企業	4.09	8.60	25.00
	中堅企業	22.67	7.00	7.00
	中小企業	29.68	28.40	11.00
繊維製品、衣服、靴製造	大企業	5.00	5.00	5.00
	中堅企業	12.50	6.50	7.00
	中小企業	14.71	11.33	24.00
化学産業	大企業	4.00	5.67	7.67
	中堅企業	3.11	3.50	4.14
	中小企業	23.69	19.88	13.50
非金属鉱物製品及び金属産業	大企業	1.75	2.33	3.00
	中堅企業	8.71	12.67	12.67
	中小企業	36.67	50.20	5.50
電気電子産業	大企業	5.00	5.00	5.50
	中堅企業	11.00	3.38	3.40
	中小企業	39.23	31.44	7.00
機械産業	大企業	12.00	6.00	10.00
	中堅企業	2.56	2.70	5.67
	中小企業	34.82	36.00	9.20
その他製造業	大企業	4.00	4.00	-
	中堅企業	20.00	20.00	4.00
	中小企業	15.33	18.58	4.80

[表1.22] 最終適用加重値（大学・公共（研））

機関類型	産業財産権出願規模		
	2-9件	10-49件	50件以上
国公立大学	1.33	3.00	1.03
私立大学	1.12	1.20	1.13
政府出損（研）	-	1.00	1.13
その他公共（研究）	1.00	1.00	1.20

加重値を活用した企業の全体総合と平均値の推定式は次のとおりで、保有の有無などバイナリ（binary）変数の回答値は母平均を推定して出した。

$$\hat{y} = \sum_{i=1}^{11} \sum_{j=1}^3 \sum_{k=1}^3 \sum_{l=1}^{n'_{ijk}} (w_{ijk} \cdot y_{ijkl})$$

全体総合推定

ここで  $i$  : 業種、 $j$  : 企業類型、 $k$  : 出願件数、 $l$  : 個別企業

$n'_{ijk}$  : 業種  $i$ 、企業類型  $j$ 、出願規模  $k$  の回答数

$y_{ijkl}$  : 業種  $i$ 、企業類型  $j$ 、出願規模  $k$  の  $l$  番目標本単位の変数値

$$w_{ijk} = \frac{N_{ijk}}{n_{ijk}} \times \frac{n_{ijk}}{n'_{ijk}}$$

加重値 =

$$\bar{y}_{ij} = \frac{\sum_{k=1}^3 \sum_{l=1}^{n'_{ijk}} (w_{ijk} \cdot y_{ijkl})}{\sum_{k=1}^3 \sum_{l=1}^{n'_{ijk}} w_{ijk}}$$

業種別企業類型の母平均推定

ここで  $k$  : 1（産業財産権出願規模2～9件）、2（10～49件）、3（50件以上）

本報告書では企業類型（大企業、中堅企業、中小企業）、大学・公共（研）の機関類型（国公立大学、私立大学、政府出損（研）、その他公共（研））を区別して母数推定結果を提示、比較している。統計資料の公表時に統計表セル内の大きさが小さかったり相対標準誤差（Relative Standard Errors、RSE）<sup>19</sup>の大きさが大きい場合、統合（collapsing）

<sup>19</sup> 業種別企業類型の相対標準誤差（RSE）： $RSE(\bar{y}_{ij}) = \frac{\sqrt{Var(\bar{y}_{ij})}}{\bar{y}_{ij}} \times 100(\%)$

$$Var(\bar{y}_{ij}) = \sum_{k=1}^3 w_{ijk}^2 \frac{N_{ijk} - n_{ijk}}{N_{ijk}} \frac{s_{ijk}^2}{n_{ijk}}$$

ここで、業種別企業類型別母分散： $s_{ijk}^2 = \frac{1}{n_{ijk} - 1} \sum_{l=1}^{n_{ijk}} (y_{ijkl} - \bar{y}_{ijk})^2$ 、 $\bar{y}_{ijk} = \frac{1}{n_{ijk}} \sum_{l=1}^{n_{ijk}} y_{ijkl}$

して作成した。一方、報告書に別添された統計表（CD）にはそれぞれの調査項目に対して業種別（企業）、産業財産権の出願規模別、地域別、研究開発費の規模別に母数推定結果が整理されている。

### 3. 主要変数の標準誤差及び相対標準誤差（企業部門）

統計庁の標本設計及び管理指針（統計庁例規第183号、2016.03.18）によれば、利用者に正確な標本調査の統計情報を提供するために主要指標に対し、相対標準誤差を共に収録しなければならない。主要変数別相対標準誤差は[表1.23]-[表1.28]に整理されている。

[表 1.23] (標準誤差及び相対標準誤差) 知的財産担当組織保有の有無

(単位：%)

区別	事例数 (以下 同一)	担当組織保有			独立専門担当部署保有			
		保有 割合	標準 誤差 (SE)	相対標準 誤差 (RSE)	保有 割合	標準 誤差 (SE)	相対標準 誤差 (RSE)	
全体	33,483	47.3	0.5	1.1	5.6	0.5	9	
業種	農林水産/鉱業/ 飲食料/タバコ	1,755	39.9	2.1	5.3	6.1	2.1	34.5*
	卸売/小売業	5,491	40.2	1.3	3.2	7.3	1.3	17.6
	事業サービス業/通信業	7,271	39.1	1	2.7	5	1	20.8
	建設業	1,341	55	2.5	4.6	5.2	2.5	48.4*
	その他サービス業	1,614	30.2	1.9	6.3	2.7	1.9	69.8**
	繊維製品、衣服、靴製造	1,234	48.2	2.5	5.1	3.6	2.5	69.1**
	化学産業	2,865	50.4	1.7	3.4	3.9	1.7	44.6
	非金属/金属	1,808	62.8	2.4	3.8	9.5	2.4	24.8
	電気電子	1,991	56.9	2.2	3.9	9.3	2.2	23.8
	機械産業	6,669	58.9	1.1	1.9	4.6	1.1	24.5
その他製造業	1,444	43.7	2.5	5.6	5.5	2.5	44.4	
企業 類型	大企業	459	80.3	3.7	4.6	3.1	3.7	120.4**
	中堅企業	1,345	68.2	2.7	4	10.2	2.7	26.5
	中小企業	31,679	46	0.5	1.1	5.5	0.5	9.5
産業 財産権 出願 規模	2-9件	27,534	43.9	0.5	1.3	5.5	0.5	10.1
	10-49件	5,276	59.4	1.3	2.2	5.3	1.3	24.4
	50件以上	673	91	3.2	3.5	15.3	3.2	20.8
地域	首都圏	24,953	46.7	0.6	1.3	5.7	0.6	10.3
	地方	8,530	49	1	2.1	5.5	1	18.9
研究 開発費 規模	3億ウォン未満	20,962	38.5	0.6	1.6	5.1	0.6	11.8
	3-10億ウォン未満	7,756	60.1	1.1	1.9	7.7	1.1	14.6
	10-30億ウォン未満	2,941	60.5	1.8	2.9	4.6	1.8	38.4*
	30億ウォン以上	1,824	73.4	2	2.8	5.1	2	40.0*

注：表記なし RSE < 30% (信頼度高い)；\* 30% ≤ RSE < 60% (信頼度多少低い)；

\*\* 60% ≤ RSE (信頼度低い)

[表 1.24] (標準誤差及び相対標準誤差) 知的財産担当人材保有の有無

(単位：%)

区別	専門担当人材保有			兼任人材保有			専門担当+兼任 両方保有			
	保有率	標準誤差 (SE)	相対標準誤差 (RSE)	保有率	標準誤差 (SE)	相対標準誤差 (RSE)	保有率	標準誤差 (SE)	相対標準誤差 (RSE)	
全体	5.9	0.3	5.2	79.1	0.3	0.4	14.9	0.3	2.1	
業種	農林水産/鉱業/飲食料/タバコ	15.2	1.8	11.6	71.8	1.8	2.5	13	1.8	13.6
	卸売/小売業	5.2	0.7	14	80.3	0.7	0.9	14.4	0.7	5
	事業サービス業/通信業	6.4	0.7	10.3	81.7	0.7	0.8	11.9	0.7	5.5
	建設業	2.9	1.1	39.0*	89.5	1.1	1.3	7.5	1.1	15.1
	その他サービス業	4.5	1.2	26.8	86.9	1.2	1.4	8.6	1.2	14.1
	繊維製品、衣服、靴製造	6.9	1.6	23.6	84.1	1.6	1.9	7.8	1.6	20.7
	化学産業	2.5	0.9	34.8*	80.9	0.9	1.1	16.6	0.9	5.3
	非金属/金属	10.9	1.6	14.7	67.6	1.6	2.4	21.5	1.6	7.4
	電気電子	1.4	1	71.9**	80.3	1	1.2	18.3	1	5.4
	機械産業	5.4	0.7	12.9	74.2	0.7	0.9	19.8	0.7	3.6
その他製造業	6.7	1.5	22.6	79.7	1.5	1.9	13.6	1.5	11.1	
企業 類型	大企業	10	3.1	31.2*	66	3.1	4.7	24	3.1	13
	中堅企業	8.3	1.7	21	68.8	1.7	2.5	22.9	1.7	7.6
	中小企業	5.7	0.3	5.5	79.7	0.3	0.4	14.4	0.3	2.2
産業 財産権	2-9件	5.7	0.3	5.8	82.1	0.3	0.4	12.1	0.3	2.7
	10-49件	5.1	0.8	15.6	68.1	0.8	1.2	26.8	0.8	3
出願 規模	50件以上	20.7	3	14.4	44.1	3	6.7	35.3	3	8.4
地域	首都圏	5.7	0.4	6.2	79.2	0.4	0.4	14.9	0.4	2.4
	地方	6.5	0.6	9.5	78.8	0.6	0.8	14.7	0.6	4.2
研究 開発費 規模	3億ウォン未満	5.8	0.4	6.4	83.4	0.4	0.4	10.7	0.4	3.5
	3-10億ウォン未満	6	0.7	11.2	73.2	0.7	0.9	20.4	0.7	3.3
	10-30億ウォン未満	4.9	1	21.1	73.6	1	1.4	21.6	1	4.8
	30億ウォン以上	8.3	1.5	18.1	64.1	1.5	2.3	27.5	1.5	5.5

注：表記なし RSE < 30% (信頼度高い)；\* 30% ≤ RSE < 60% (信頼度多少低い)；

\*\* 60% ≤ RSE (信頼度低い)



[表1.25] (標準誤差及び相対標準誤差) 知的財産担当人材向けの職務教育実施の有無  
(単位：%)

区別	自らの教育実施			外部機関を通じた教育実施			
	保有率	標準誤差 (SE)	相対標準誤差 (RSE)	保有率	標準誤差 (SE)	相対標準誤差 (RSE)	
全体	10.2	0.2	1.6	13.3	0.2	1.4	
業種	農林水産/鉱業/ 飲食料/タバコ	6.3	0.6	9.2	13.2	0.8	6.1
	卸売/小売業	9.4	0.4	4.2	11.7	0.4	3.7
	事業サービス業/通信業	13.1	0.4	3.0	9.1	0.3	3.7
	建設業	12.8	0.9	7.1	2.8	0.4	16.2
	その他サービス業	4.8	0.5	11.1	9.7	0.7	7.6
	繊維製品、衣服、靴製造	6.9	0.7	10.5	14.3	1.0	7.0
	化学産業	9.9	0.6	5.7	12.0	0.6	5.1
	非金属/金属	14.3	0.8	5.8	21.6	1.0	4.5
	電気電子	9.2	0.6	7.0	17.3	0.8	4.9
	機械産業	9.3	0.4	3.8	19.6	0.5	2.5
	その他製造業	10.2	0.8	7.8	11.6	0.8	7.3
企業 類型	大企業	9.6	1.4	14.3	28.4	2.1	7.4
	中堅企業	13.2	0.9	7.0	34.2	1.3	3.8
	中小企業	10.0	0.2	1.7	12.2	0.2	1.5
産業 財産権 出願 規模	2-9件	9.4	0.2	1.9	11.1	0.2	1.7
	10-49件	14.0	0.5	3.4	21.2	0.6	2.7
	50件以上	10.8	1.2	11.1	41.0	1.9	4.6
地域	首都圏	9.4	0.2	2.0	12.6	0.2	1.7
	地方	12.4	0.4	2.9	15.4	0.4	2.5
研究 開発費 規模	3億ウォン未満	9.8	0.2	2.1	8.8	0.2	2.2
	3-10億ウォン未満	11.1	0.4	3.2	16.0	0.4	2.6
	10-30億ウォン未満	8.9	0.5	5.9	27.3	0.8	3.0
	30億ウォン以上	12.3	0.8	6.3	32.1	1.1	3.4

注：表記なしRSE < 30% (信頼度高い)；\* 30% ≤ RSE < 60% (信頼度多少低い)；  
\*\* 60% ≤ RSE (信頼度低い)

[表1.26] (標準誤差及び相対標準誤差) 知的財産サービス利用の有無  
(単位：%)

区別		知的財産サービス 利用率	標準 誤差 (SE)	相対標準 誤差 (RSE)
全体		58.4	0.3	0.5
業種	農林水産/鉱業/飲食料/タバコ	46.5	1.2	2.6
	卸売/小売業	51.4	0.7	1.3
	事業サービス業/通信業	55.1	0.6	1.1
	建設業	57.5	1.4	2.4
	その他サービス業	40.6	1.2	3.0
	繊維製品、衣服、靴製造	53.3	1.4	2.7
	化学産業	63.3	0.9	1.4
	非金属/金属	61.2	1.1	1.9
	電気電子	65.9	1.1	1.6
	機械産業	70.4	0.6	0.8
	その他製造業	61.5	1.3	2.1
企業 類型	大企業	73.9	2.1	2.8
	中堅企業	59.8	1.3	2.2
	中小企業	58.1	0.3	0.5
産業 財産権 出願 規模	2-9件	56.4	0.3	0.5
	10-49件	66.0	0.7	1.0
	50件以上	81.0	1.5	1.9
地域	首都圏	57.6	0.3	0.5
	地方	60.5	0.5	0.9
研究 開発費 規模	3億ウォン未満	51.6	0.3	0.7
	3-10億ウォン未満	68.7	0.5	0.8
	10-30億ウォン未満	72.7	0.8	1.1
	30億ウォン以上	69.2	1.1	1.6

注：表記なしRSE < 30% (信頼度高い)； \* 30% ≤ RSE < 60% (信頼度多少低い)；

\*\* 60% ≤ RSE (信頼度低い)

[表1.27] (標準誤差及び相対標準誤差) 知的財産の導入及び移転実績の有無  
(単位: %)

区別		国内知的財産導入実績			国内企業などに 知的財産移転実績		
		導入率	標準 誤差 (SE)	相対標準 誤差 (RSE)	移転率	標準 誤差 (SE)	相対標準 誤差 (RSE)
全体		8.6	0.2	1.8	3.8	0.1	2.8
業種	農林水産/鉱業/ 飲食料/タバコ	10.5	0.7	7.0	3.9	0.5	11.9
	卸売/小売業	7.9	0.4	4.6	4.3	0.3	6.4
	事業サービス業/通信業	9.1	0.3	3.7	3.8	0.2	5.9
	建設業	7.5	0.7	9.6	8.7	0.8	8.8
	その他サービス業	2.3	0.4	16.3	0.0	0.0	-
	繊維製品、衣服、靴製造	7.9	0.8	9.7	2.1	0.4	19.4
	化学産業	12.7	0.6	4.9	2.0	0.3	12.9
	非金属/金属	10.0	0.7	7.1	2.9	0.4	13.6
	電気電子	9.6	0.7	6.9	2.0	0.3	15.8
	機械産業	8.2	0.3	4.1	5.5	0.3	5.1
その他製造業	6.8	0.7	9.7	2.1	0.4	17.9	
企業 類型	大企業	5.0	1.0	20.3	3.9	0.9	23.1
	中堅企業	8.6	0.8	8.9	2.4	0.4	17.5
	中小企業	8.7	0.2	1.8	3.9	0.1	2.8
産業 財産権 出願 規模	2-9件	8.1	0.2	2.0	4.2	0.1	2.9
	10-49件	12.0	0.4	3.7	1.9	0.2	10.0
	50件以上	5.0	0.8	16.8	4.1	0.8	18.6
地域	首都圏	8.2	0.2	2.1	3.8	0.1	3.2
	地方	9.9	0.3	3.3	3.9	0.2	5.4
研究 開発費 規模	3億ウォン未満	6.0	0.2	2.7	3.3	0.1	3.7
	3-10億ウォン未満	14.4	0.4	2.8	5.1	0.3	4.9
	10-30億ウォン未満	11.2	0.6	5.2	2.5	0.3	11.4
	30億ウォン以上	11.0	0.7	6.7	5.8	0.5	9.4

注: 表記なしRSE < 30% (信頼度高い); \* 30% ≤ RSE < 60% (信頼度多少低い);  
\*\* 60% ≤ RSE (信頼度低い)

[表 1.28] (標準誤差及び相対標準誤差) 海外特許出願及び登録実績の有無

(単位：%)

区別		海外特許出願 (PCT含む)			海外特許登録		
		出願率	標準誤差 (SE)	相対標準誤差 (RSE)	登録率	標準誤差 (SE)	相対標準誤差 (RSE)
全体		12.4	0.2	1.5	17.1	0.2	1.2
業種	農林水産/鉱業/ 飲食料/タバコ	2.1	0.3	16.5	8.5	0.7	7.9
	卸売/小売業	10.3	0.4	4.0	14.2	0.5	3.3
	事業サービス業/通信業	8.3	0.3	3.9	14.2	0.4	2.9
	建設業	4.2	0.5	13.1	6.7	0.7	10.2
	その他サービス業	5.5	0.6	10.3	7.1	0.6	9.0
	繊維製品、衣服、靴製造	3.0	0.5	16.1	9.1	0.8	9.0
	化学産業	17.8	0.7	4.0	17.8	0.7	4.0
	非金属/金属	15.5	0.9	5.5	28.7	1.1	3.7
	電気電子	15.5	0.8	5.2	27.8	1.0	3.6
	機械産業	23.2	0.5	2.2	25.8	0.5	2.1
	その他製造業	9.3	0.8	8.2	9.3	0.8	8.2
企業 類型	大企業	26.2	2.1	7.8	34.2	2.2	6.5
	中堅企業	30.9	1.3	4.1	33.0	1.3	3.9
	中小企業	11.5	0.2	1.6	16.1	0.2	1.3
産業 財産権 出願 規模	2-9件	9.8	0.2	1.8	14.2	0.2	1.5
	10-49件	22.6	0.6	2.5	28.5	0.6	2.2
	50件以上	39.8	1.9	4.7	46.7	1.9	4.1
地域	首都圏	12.2	0.2	1.7	16.8	0.2	1.4
	地方	13.0	0.4	2.8	17.8	0.4	2.3
研究 開発費 規模	3億ウォン未満	6.6	0.2	2.6	11.2	0.2	1.9
	3-10億ウォン未満	16.0	0.4	2.6	22.9	0.5	2.1
	10-30億ウォン未満	29.1	0.8	2.9	29.7	0.8	2.8
	30億ウォン以上	37.3	1.1	3.0	39.4	1.1	2.9

注：表記なしRSE < 30% (信頼度高い)；\* 30% ≤ RSE < 60% (信頼度多少低い)；  
\*\* 60% ≤ RSE (信頼度低い)

## 第5節 用語の説明

### ■ 知的財産の定義及び種類

人間による創造的活動の産物を総称する用語であり、産業財産権（特許、実用新案など）、著作権、新知的財産権（営業秘密、半導体配置設計など）及び権利化していないアイデア、ノウハウなどを全て含む。

- ・ **知的財産権**：産業、科学、文化、芸術分野で知的財産活動を行って得られた法的権利で、産業財産権、著作権、新知的財産権を総称する。
- ・ **産業財産権**：産業界で利用価値を持つ発明などに関する権利で、特許権、実用新案権、デザイン権、商標権を含む。
  - **特許権**：産業財産権の中と最も高度な技術性を持つものであり、基本的に産業界での利用可能性、新規性、進歩性の3つの要件を満たせば登録可能
  - **実用新案権**：従来の物品を改良することで、実用性と有用性を高めた考案を出願して与えられる権利
  - **デザイン権**：産業的物品、又は製品の独創的かつ装飾的な外観の形状を保護するために登録して許可された権利を意味し、技術とは関係なく物品の美的外観が視覚的な観点から把握される。
  - **商標権**：生産者、又は商人が商標を特許庁に出願し登録することで、登録商標を指定商品に独占的に使用することができる権利
- ・ **著作権**：著作者が自分の著作物を独占的に利用する、又はこれを他人に許可することができる人格的、財産的な権利
- ・ **新知的財産権**：経済・社会、又は文化の変化や科学技術の発展に伴い、新しい分野で現れる知的財産（知識財産基本法第3条の2）で、伝統的な知的財産権のカテゴリーでは保護しにくいコンピュータプログラム、遺伝子組み換え動植物、半導体設計、インターネット、キャラクター産業などに関わる権利

## ■ 知的財産担当組織及び人材

知的財産戦略企画、国内外の産業財産権の出願及び登録・維持管理、知的財産権の動向調査、特許侵害に関わる対応及び訴訟業務、知的財産権の販売、又はライセンス交渉及び技術料管理などの業務を担当する組織及び人材

- ・ **知的財産専門担当人材**：知的財産関連業務のみを専門的に行う人材
- ・ **知的財産兼任人材**：他の部署の業務（例：総務、人事、R&D企画）を行いながら、知的財産関連業務を兼任する人材

## ■ 知的財産関連費用

- ・ **知的財産サービス活用**：知的財産の創出、保護、活用などを支援する専門サービスとして情報調査・分析、技術移転・取引、翻訳、コンサルティングなどのサービスを利用

[表1. 29] 知的財産サービス産業の特殊分類体系

大分類	中分類
1. 知的財産法律代理業	11. 知的財産の出願・登録及び紛争・訴訟代理業
	12. 知的財産の維持管理業
2. 知的財産の評価、賃貸及び仲介業	21. 知的財産の評価業
	22. 知的財産の賃貸及び仲介業
3. 知的財産流通業	31. 知的財産の流通業
4. 知的財産情報サービス業	41. 知的財産の翻訳及び通訳業
	42. 知的財産の情報調査・資料処理、データベース構築及び情報サービス業
	43. 知的財産のソフトウェア開発及びシステム統合自問及び構築サービス業
5. 知的財産コンサルティング・教育及び広報業	51. 知的財産のコンサルティング・教育及び広報業
6. 知的財産金融・保険業	61. 知的財産の金融・保険業
7. 知的財産の創出支援及び出版、施設運営業	71. 知的財産の出版及び複製業
	72. 知的財産の創出支援業
	73. 知的財産の提供施設運営業

出処：統計庁統計分類ポータル (<http://kssc.kostat.go.kr>)

- ・ **知的財産権の出願・審査費用**：産業財産権の出願手数料、審査請求料、弁理士費用、決定系審判（特許出願に対する拒絶決定など、審査官の処分不服として請求する審判）に必要とされた費用などを含む金額

- ・ **知的財産権の維持費用**：産業財産権の登録と権利維持に必要とされる金額で、登録料と年次料（年金）を含む金額

## ■ 職務発明の承継・補償

- ・ **職務発明**：従業員（法人の役員を含む）がその職務に関して発明したのが性質上、使用者・法人の業務範囲に属し、その発明をすることになった行為が従業員の現在、又は過去の職務に属する発明（特許、実用新案、デザイン）
- ・ **職務発明補償制度**：従業員は職務発明に対し、特許などを受けられる権利や特許権などを契約や勤務規定に応じて使用者・法人に継承するか、専用実施権を設定した場合に正当な補償を受けられる権利を持つ制度（発明振興法）
- ・ **職務発明補償規定**：使用者・法人が従業員の職務発明を継承し、正当な補償をするように定めた契約や勤務規定で、i) 企業が独自の職務発明補償規定を作成・活用する、ii) 特許庁など関係機関が作成・普及した、標準化した職務発明補償規定を活用する場合にも規定を設けていることと認める。
- ・ **予約継承規定**：従業員の職務発明に対し、特許を受けることができる権利ないしは特許権が使用者に継承することに（又は使用者のために専用実施権を設定することに）あらかじめ使用者と従業員間で締結する契約、又は勤務規定
- ・ **職務発明補償の実施類型**
  - **発明申告/出願/登録補償**：発明申告、出願、登録など、個別手続きが完了した職務発明を対象に支給する補償
  - **実施/処分補償**：職務発明を発明者が属する会社で利用する（自社実施）、又はライセンス契約などを通して他の企業に移転する（他社実施）、又は売却などにより処分して収入が発生した場合に支給する補償
- ・ **職務発明補償費用**：機関が定めた補償制度に基づき、発明者や創作者などに支給した補償金

## ■ 知的財産の導入・移転の方法

- ・ **実施許諾**：特許権又は特許権などの使用权を有する権利者が（licensor）が需要者（licensee）に有償又は無償で特定の特許権などに対して一定期間使用できる権限（実施権）を許諾する契約を結ぶことであり、実施権の類型により専用、又は独占的実施権（exclusive license）、通常又は非独占的実施権（Non-exclusive License）などに区別

- ・ **クロスライセンス (cross-license)** : 自らの持つ特許権などを所有する権利者などが相互実施権を設定することで、各自相手の特許権などを使用することができる権限を得ることになることであり、当事者相互間に相手の特定の特許権などを交換して使う必要がある場合、契約が締結
- ・ **特許プール (patent pool)** : 自らの持つ特許権などを所有する複数の権利者がそれぞれ所有している特許権、又は特許権などの実施権を一定の組織に集中させて該当組織を通じて特許プールの構成員などが必要な実施許諾を受けることを意味

#### ■ 産業財産権の活用対象に伴う分類

- ・ **自社実施** : 企業が産業財産権を利用して直接創業、工程改善、製品生産をする場合を意味
- ・ **他社実施** : 企業が保有する産業財産権を他の企業などに実施許諾やクロスライセンス、特許プールなどを通して移転したり実施権を共有していることを意味
- ・ **防御的目的で保有/活用** : 自社実施や他社実施をしていないが、競合他社の進入を阻止するための目的で保有していたり、企業の核心発明を効果的に防御するための防御壁として使っていることなどを意味

#### ■ 特許基盤の知的財産活動

- ・ **先行特許 (技術) 調査** : 新技術開発などのための研究開発 (R&D) 活動に先立って開発したい技術に対する先行技術、又は該当技術と同一であるか、類似の特許の有無などについての調査。機関レベルで実施する先行技術調査活動及び研究者レベルで実施する先行技術調査活動を全て含む。
- ・ **予備評価 (出願前審査) の実施** : 提出された発明申告書に対して職務発明委員会などが発明の評価、継承の有無、出願の有無、審査請求の有無などを決めること
- ・ **知的財産に対する実態調査** : 特許などの維持/放棄決定、事業化有望技術及び移転対象技術などを発掘するために、保有する知的財産権の価値を把握すること
- ・ **知的財産保護活動** : 保有する知的財産を権利化する、又は社内機密及びノウハウとして維持するなど、創出された知的財産を私有化するための活動



2020 年度

## 知的財産活動実態調査

The Survey on Intellectual Property-Related Activities  
in Korea 2020

## 2. 企業の知的財産活動

第1節 知的財産のインフラ

第2節 知的財産の主要活動及び成果

第3節 特許基盤の知的財産活動

第2章では企業標本調査の結果を基に母集団（2年間で産業財産権を2件以上出願、5年間で1件以上登録した企業）全体を推定<sup>20</sup>した結果を提示する。本章は知的財産活動の基盤となるインフラ、創出・保護・活用など主要知的財産の活動及び成果、特許基盤の知的財産活動の3領域からなる。第3節に整理された「特許基盤の知的財産活動」領域では全体母集団のうち「特許と実用新案を2年間で2件以上出願した企業」のみ回答するようにし、特許・実用新案の出願企業の母集団<sup>21</sup>に対する推定結果を示す。

## 第1節 知的財産のインフラ

### 1. 母集団の特性

企業形態及び輸出活動の有無に伴う企業母集団の分布は[表 2.1]のとおりである。大企業と中堅企業は国内グループ系列会社の形態である一方、中小企業は独立法人が大部分であった。輸出活動をする企業の割合は39.8%で、特に中堅企業の割合が58.1%と高かった。

[表 2.1] 企業形態及び輸出活動の有無に伴う企業母集団の分布

区別		全体	大企業	中堅企業	中小企業
企業 形態	独立法人	78.7%	-	16.5%	82.5%
	国内グループ系列会社	20.4%	99.1%	79.3%	16.8%
	海外グループ系列会社	0.9%	0.9%	4.2%	0.8%
	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
全体母集団のうち輸出企業の割合		39.8%	39.4%	58.1%	39.0%

### 2. 研究開発活動

知的財産活動企業のうち企業研究所、又はR&D専門担当部署を保有する企業は70.8%であり、研究開発人材の保有率は80.5%である。労働者数に対する研究開発人材の割合及び売上高に対する研究開発費の割合は[表 2.2]のとおりである。

<sup>20</sup> 企業母集団を業種、企業類型、産業財産権の出願規模により99層に区別し、集団別に回収された質問用紙の回答を集計した後、これを母集団規模に拡大して母集団値を推定する。

<sup>21</sup> 全体母集団33,483社のうち特許・実用新案を2年間で2件以上出願した企業は16,769社(50.1%)である。

[表 2.2] 企業母集団の研究開発インフラ及び投資状況

区別		全体	大企業	中堅企業	中小企業
企業研究所（又はR&D専門担当部署）保有率 <sup>1)</sup>		70.8%	49.3%	74.0%	71.0%
研究開発人材	企業の研究開発人材の保有率 <sup>1)</sup>	80.5%	61.7%	81.7%	80.7%
	労働者に占める研究開発人材の割合 <sup>2)</sup>	9.8%	5.3%	7.6%	12.2%
研究開発投資額	3億ウォン未満	62.6%	26.7%	25.6%	64.7%
	3億-10億ウォン未満	23.2%	14.4%	15.9%	23.6%
	10億-30億ウォン未満	8.8%	26.2%	26.0%	7.8%
	30億ウォン以上	5.4%	32.7%	32.6%	3.9%
	平均研究開発費	11.9億ウォン	121.4億ウォン	66.4億ウォン	8.0億ウォン
	売上高に占める研究開発費 <sup>2)</sup>	1.8%	0.6%	1.8%	2.8%

1) 全体母集団に対する該当企業の割合;2) 母集団の平均労働者数、研究開発人材、売上高、研究開発費で計算

### 3. 知的財産担当組織及び人材<sup>22)</sup>

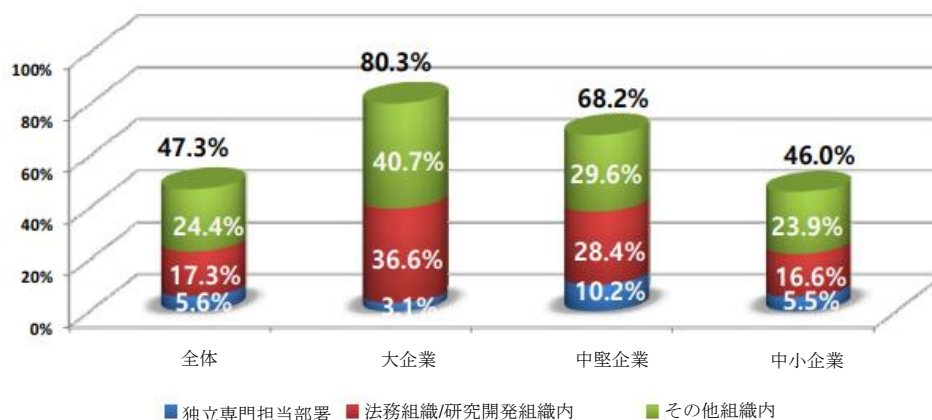
企業母集団の47.3%は知的財産関連業務の担当組織を保有することが調査で明らかになった（[図2.1]）。担当組織の形態別には独立専門担当部署が5.6%、他の業務と知的財産業務を兼任<sup>23)</sup>する企業の割合が41.7%であった。

企業類型別には大企業の80.3%、中堅企業の68.2%、中小企業の46.0%が知的財産担当組織を保有することが明らかになった。独立専門担当部署の保有率は中堅企業（10.2%）、中小企業（5.5%）、大企業（3.1%）の順で中堅企業が相対的に高い。大企業の場合、経営企画又は戦略部署を含むその他組織で担当する割合が40.7%であり、法務又は研究開発組織内で遂行する割合も36.6%であった。

<sup>22)</sup> 知的財産担当組織及び人材の業務範囲は特許ポートフォリオ分析など知的財産戦略企画、国内外の産業財産権の出願及び登録・維持、知的財産権動向調査、特許侵害関連対応及び訴訟業務、知的財産権の販売、又はライセンス交渉及び技術料管理などで、本実態調査ではこれを主業務、又は部分的に遂行する組織及び人材の有無について調査する。

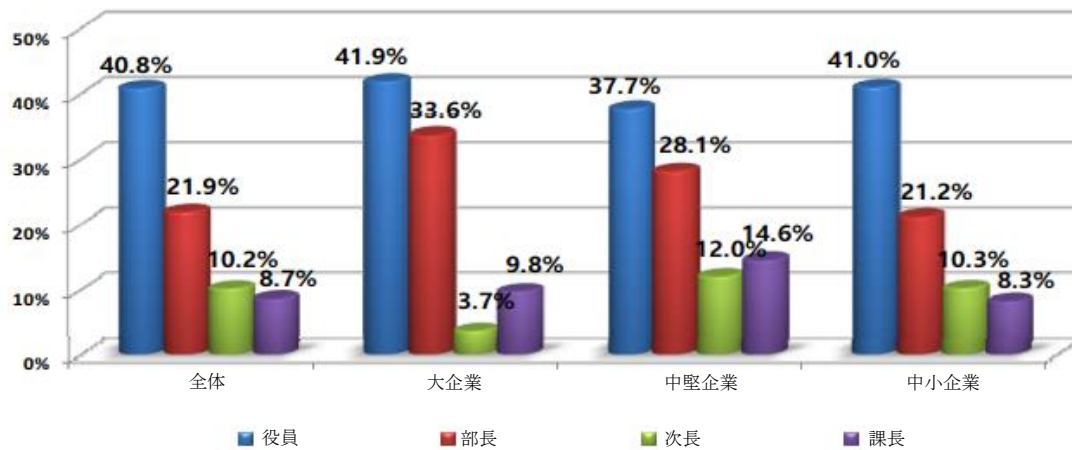
<sup>23)</sup> 法務組織や研究開発組織、その他組織（例：経営支援チーム、研究戦略チーム、品質チーム、管理部など）の人材が知的財産関連業務を遂行する。

[図2.1] 知的財産担当組織の保有状況



知的財産担当組織を保有する企業の知的財産担当組織の総括者の職位は[図2.2]のとおりである。知的財産担当組織の総括者が役員である割合が40.8%と最も高く、部長(21.9%)、次長(10.2%)、課長(8.7%)の順であった。

[図2.2] 知的財産担当組織の総括者の職位

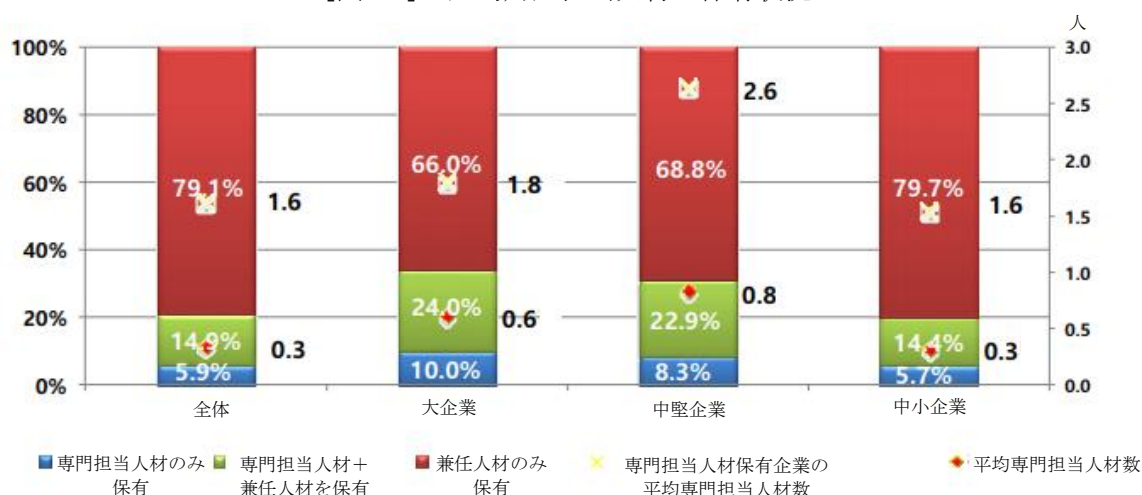


注：知的財産担当組織を保有している場合

知的財産活動を遂行する企業の「知的財産担当人材」は遂行業務の範囲により知的財産専門担当人材<sup>24</sup>、又は兼任人材の形態に区別される。知的財産関連業務のみを専門担当して遂行する「知的財産専門担当人材」を保有する企業は全体の20.8%である一方、総務・人事・R&Dなど他の部署の業務と知的財産業務を併行する「知的財産兼任人材」の保有率は全体の94.0%であった（[図2.3]）。このうち専門担当人材と兼任人材を両方保有する企業は全体の14.9%であった。企業類型別には大企業の34.0%、中堅企業の31.2%、中小企業の20.1%が1人以上の知的財産専門担当人材を保有していることが調査で明らかになった。中小企業の場合、他業務と知的財産業務を併行する兼任人材の保有率が94.1%と最も高かった。

全企業の知的財産専門担当人材は平均0.3人で、専門担当人材を保有する企業の平均専門担当人材は1.6人であった。専門担当人材を保有する企業の平均専門担当人材数を企業類型別に調べれば、中堅企業が2.6人、大企業1.8人、中小企業1.6人の順で中堅企業が高かった。

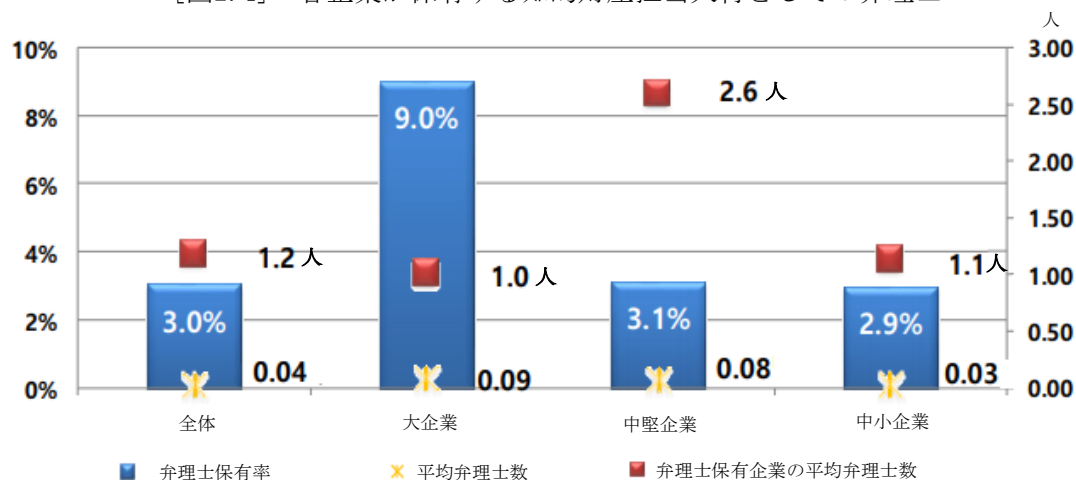
[図2.3] 知的財産担当人材の保有状況



知的財産担当人材（専門担当人材、又は兼任人材を含む）として弁理士を保有する企業の割合は3.0%に過ぎなかった（[図2.4]）。企業類型別には大企業の9.0%、中堅企業の3.1%、中小企業の2.9%が弁理士を保有していると答えた。企業は平均的に0.04人の弁理士を保有しており、弁理士を保有する企業は平均的に1.2人の弁理士を保有していた。弁理士保有企業の平均弁理士数は中堅企業が2.6人と最も多く、中小企業（1.1人）、大企業（1.0人）の順であった。

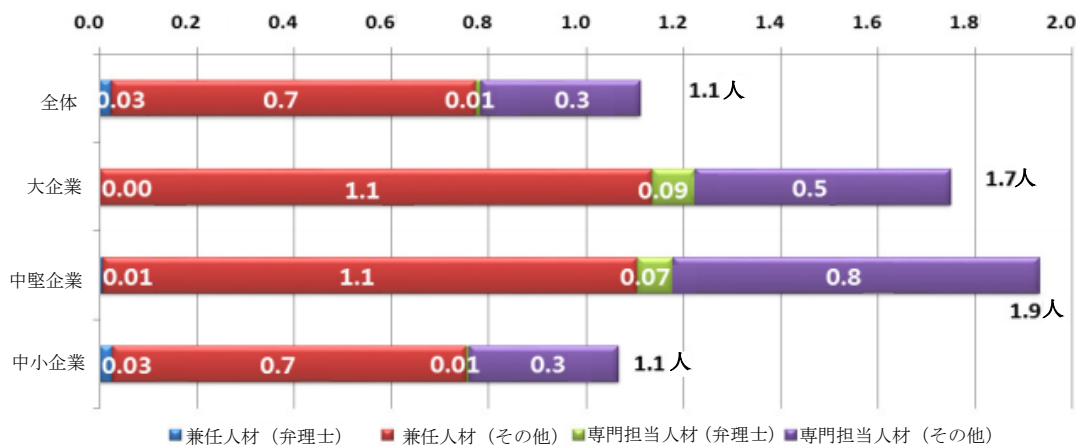
<sup>24</sup> 知的財産担当人材とは、企業で特許ポートフォリオ分析などの知的財産戦略企画、国内外の産業財産権の出願及び登録・維持管理、知的財産権の動向調査、特許侵害に関わる対応及び訴訟業務、知的財産権の販売、又はライセンス交渉及び技術料管理などの業務を担当する人材を意味し、このうち知的財産専門担当人材とは、このような知的財産関連業務のみを専門的に担当する人材を意味する。

[図2.4] 各企業が保有する知的財産担当人材としての弁理士



企業母集団が保有する知的財産担当人材の構成分布を専門担当人材（弁理士及びその他）、兼任人材（弁理士及びその他）に区別して表示すれば[図2.5]のとおりである。企業が保有する全体知的財産担当人材は平均1.1人<sup>25</sup>で、0.73人の兼任人材と0.31人の専門担当人材からなる。中堅企業の知的財産担当人材数が1.9人と最も高く、大企業（1.7人）、中小企業（1.1人）の順であった。

[図2.5] 知的財産専門担当人材の構成割合



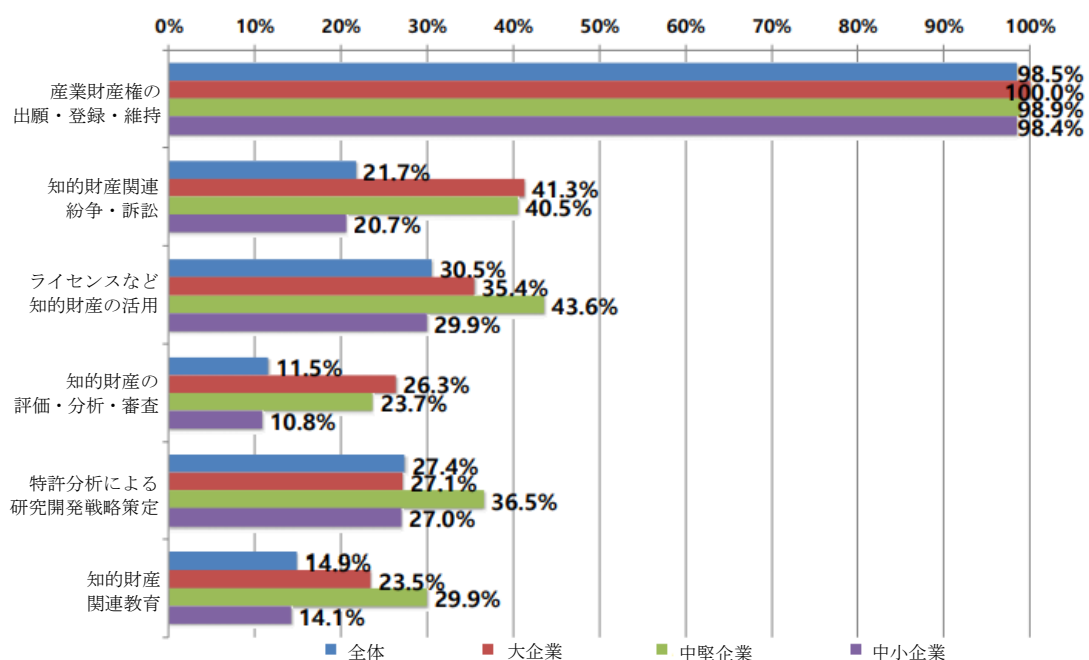
注：知的財産担当人材を保有する場合の平均人材数である（兼任人材の場合、FTEを基準とする）。

<sup>25</sup> 知的財産専門担当人材と兼任人材を両方含む。兼任人材の場合、全体業務のうち知的財産業務の比重を考慮して全日労働従事者数（Full Time Equivalent、FTE）を基準として回答（2019年以降調査表を変更）

[図2.6]は知的財産の主要業務別担当人材の遂行割合を示す。業務別比重が最も高い分野は産業財産権の出願/登録/維持（98.5%）、ライセンスなど知的財産活動（30.5%）、特許分析による研究開発戦略策定（27.4%）の順であった。

企業類型別には大企業の場合、産業財産権の出願・登録・維持業務（100.0%）に次いで知的財産関連紛争・訴訟（41.3%）、ライセンスなど知的財産の活用（35.4%）などの業務を遂行するという割合が高く、中堅企業は産業財産権の出願・登録・維持（98.9%）業務に次いで知的財産の活用（43.6%）、研究開発戦略策定（36.5%）の業務を遂行する割合が高かった。中小企業の場合も中堅企業と類似の業務分布を見せた。

[図2.6] 業務別知的財産担当人材の遂行状況



全体企業の15.2%は知的財産専門担当人材の補充が必要だと認識する一方、1年以内に専門担当人材を採用する予定の企業の割合は8.2%と半分水準であった（[表 2.3]）。企業類型別には大企業（16.5%）、中小企業（15.4%）、中堅企業（9.6%）の順で知的財産専門担当人材を補充する必要があると認識していた。

知的財産専門担当人材の補充必要性は現在、知的財産専門担当人材を保有する企業（24.1%）が知的財産専門担当人材がない企業（12.9%）より高く、採用予定だと答えた割合は知的財産専門担当人材保有企業（17.9%）と未保有企業（5.7%）間の差がもっと大きかった。

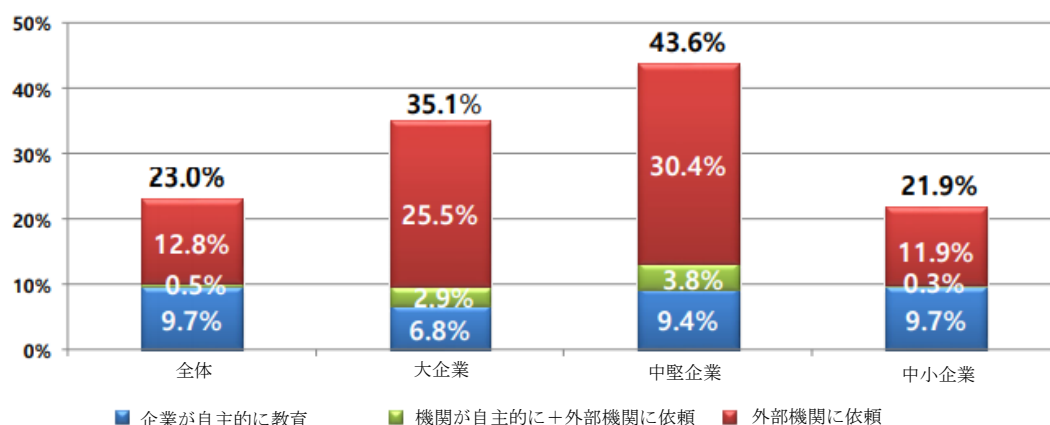


[表 2.3] 知的財産専門担当人材の需要及び採用計画

区別		全体	大企業	中堅企業	中小企業
全体企業	補充必要	15.2%	16.5%	9.6%	15.4%
	必要人数	0.2人	0.3人	0.1人	0.2人
	採用予定	8.2%	3.5%	3.6%	8.5%
	採用人数	0.1人	0.1人	0.0人	0.1人
専門担当人材保有企業	補充必要	24.1%	25.3%	20.5%	24.3%
	必要人数	0.3人	0.5人	0.3人	0.3人
	採用予定	17.9%	10.4%	10.7%	18.5%
	採用人数	0.2人	0.2人	0.1人	0.2人
専門担当人材未保有企業	補充必要	12.9%	12.0%	4.7%	13.2%
	必要人数	0.2人	0.2人	0.1人	0.2人
	採用予定	5.7%	-	0.3%	6.0%
	採用人数	0.1人	-	0.0人	0.1人

#### 4. 知的財産担当人材向けの職務教育

[図2.7] 知的財産担当人材向けの職務教育の状況



企業母集団の23.0%が知的財産担当人材向けの職務教育を実施すると答えた（[図2.7]）。教育の形態で見れば、企業が自主的に教育（10.2%）するより外部機関に教育を依頼（13.3%）する形態の割合が高かった。企業類型別には中堅企業が知的財産担当人材に対する職務教育の割合が43.6%と最も高く、大企業（35.1%）、中小企業（21.9%）の順であった。機関が自主的に教育を実施する割合は中堅企業（13.2%）、中小企業（10.0%）、大企業（9.7%）順であった。

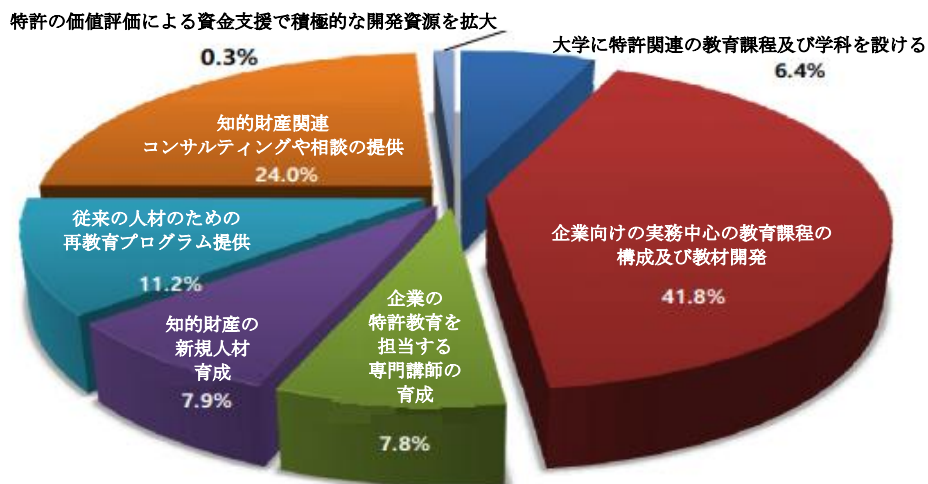
知的財産担当人材向けの教育が必要な分野としては特許制度（35.5%）と特許情報検索（31.5%）に対する需要が高かった（[表 2.4]）。また、特許ライセンス（技術事業化）と特許情報分析方法（特許マップ）に対する教育需要もそれぞれ23.9%と22.5%であった。

[表 2.4] 知的財産担当人材向けの職務教育実施を望む場合、扱わなければならない内容

	全体	大企業	中堅企業	中小企業
特許制度	35.5%	50.2%	42.0%	35.1%
特許情報検索	31.5%	30.1%	40.0%	31.1%
特許ライセンス (技術事業化)	23.9%	17.0%	27.0%	23.9%
特許情報分析方法 (特許マップ)	22.5%	17.5%	35.1%	22.1%
特許紛争(訴訟)	19.6%	29.3%	34.9%	18.9%
特許明細書作成法	18.1%	14.1%	14.5%	18.3%
営業秘密保護	17.9%	18.6%	19.0%	17.9%
海外特許出願及び訴訟	16.1%	17.6%	20.9%	15.9%

注：複数回答

[図2.8] 知的財産専門人材育成のために政府が推進しなければならない課題



知的財産専門人材育成のために政府が推進しなければならない課題としては、企業の41.8%が「企業向けの実務中心の教育課程の構成及び教材開発」を挙げた（[図2.8]）。また、「知的財産関連コンサルティング支援（24.0%）」と「従来の人材のための再教育プログラム提供（11.2%）」に対する政策需要も高かった。

## 5. 知的財産関連活動費

2019年一年間で国内外の知的財産権の出願・審査・維持費用で企業は平均1,569万ウォンを支出<sup>26</sup>したことが明らかになった（[表 2.5]）。企業類型別に見れば、大企業1億4,808万ウォン、中堅企業6,432万ウォン、中小企業1,170万ウォンの順であった。大企業と中小企業は知的財産の出願・審査・維持費用のうち、国内での出願・審査費用が高く、中堅企業は海外での出願・審査費用の比重が最も高かった。

[表 2.5] 知的財産の出願・審査・維持費用（2019年の支出額）

（単位：万ウォン）

	国内		海外		出願・審査・ 維持費用計
	出願・審査	維持	出願・審査	維持	
全体	496	371	487	214	1,569
大企業	5,072	3,453	4,392	1,891	1億4,808
中堅企業	1,585	1,400	2,444	1,003	6,432
中小企業	384	283	348	156	1,170

注：母数推定値（2019年までは回答結果を基準として公表したが、2020年から公表方式が変更される）

（出願・審査費用）産業財産権の出願手数料、審査請求料、弁理士費用、査定系審判（特許出願に対する拒絶決定など審査官の処分不服として請求する審判）に必要とされた費用

（維持費用）産業財産権の登録と権利維持に必要とされる金額（登録料と年金）

知的財産活動をする企業の58.4%が外部の専門機関を通じて知的財産サービス<sup>27</sup>を利用した（[表 2.6]）。企業類型別に見れば、外部の知的財産サービスを活用した企業の比重は大企業73.9%、中堅企業59.8%、中小企業58.1%の順であった。

知的財産サービスを利用した企業は2019年一年間で平均2,559万ウォンを外部の知的財産サービス機関に支出したことが調査で明らかになった。サービス分野別では知的財産法律代理支出額が2,59万ウォン（出願・登録手数料などを含む）と最も高く、金融・保険149万ウォン、情報サービス114万ウォン、知的財産の評価・賃貸及び仲介83万ウォンなどの順であった。産業財産権の出願件数が多いほど知的財産法律代理及び情報サービス分野の支出額が高い一方、出願件数が少ない企業はコンサルティング、教育及び広報、金融・保険への支出額が相対的に高かった。

<sup>26</sup> 企業母集団の平均費用である（2019年には無回答を除く標本企業の平均費用で算出したが、2020年からは全体母集団の平均推定値を算出することに変更）。知的財産の出願・審査・維持費用を支出しなかった企業が含まれた平均値で、過小推定された可能性がある。

<sup>27</sup> 知的財産サービスとは、知的財産の創出、保護、活用などを支援する専門サービスとして情報調査及び分析、技術移転及び取引、IP翻訳、コンサルティングなどの事業を意味し、知的財産サービスの分野の区別は知的財産サービス産業の特殊分類体系を準用するものの、著作権関連サービスである知的財産流通分野を除く6大分類について調査する。

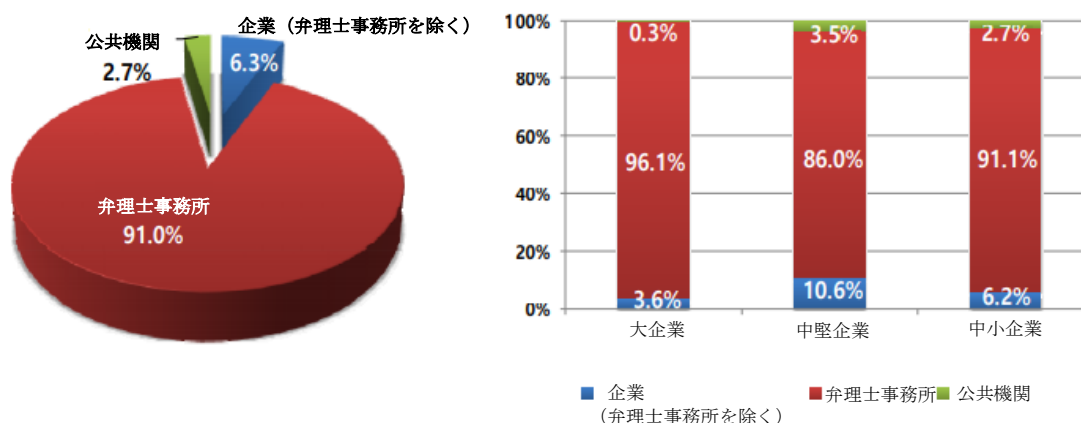
[表 2.6] 知的財産サービスの利用状況

(単位：万ウォン)

区別	利用率 (%)	知的財産サービス分野別支出額 (2019年)						計	
		法律代理	評価、 賃貸 及び仲介	情報 サービス	コンサル ティン グ、教育 及び広報	金融、 保険	創出支援 及び 出版、 施設運営		
全体	58.4%	2,155	83	114	59	149	-	2,559	
企業 類型別	大企業	73.9%	19,128	-	429	4	-	-	19,561
	中堅企業	59.8%	8,582	1	894	76	4	-	9,558
	中小企業	58.1%	1,560	88	74	32	158	-	1,912
出願 件数別	10件未満	56.4%	1,075	17	34	260	188	-	1,574
	50件未満	66.0%	3,626	309	379	42	-	-	4,356
	50件以上	81.0%	23,472	506	693	84	-	-	24,755

注：知的財産サービスを利用した企業の平均支出額

[図 2.9] 知的財産サービス提供機関別の利用率

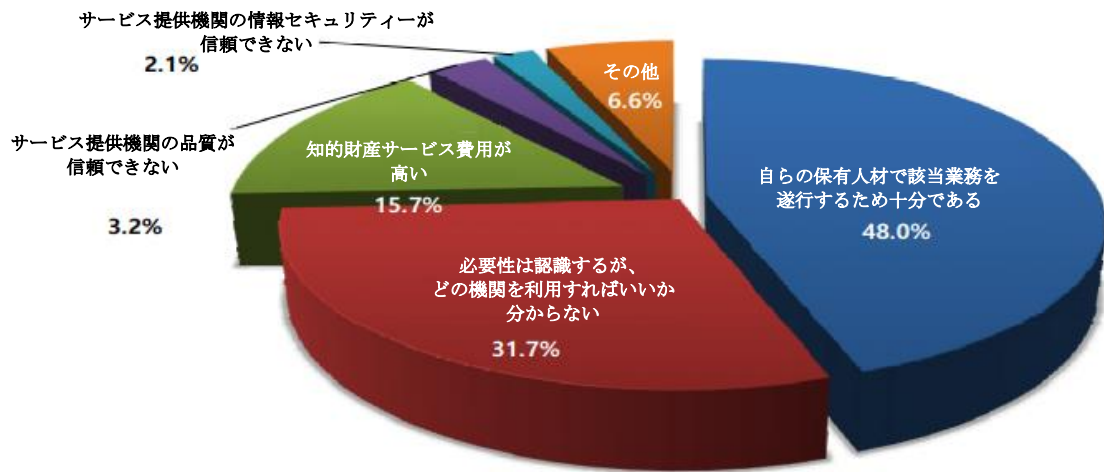


注：知的財産サービスを利用した企業

知的財産サービスを利用した企業の91.0%は弁理士事務所を通じてサービスを提供されたと答えており（[図2.9]）、知的財産サービス専門企業6.3%、特許情報院、発明振興会、韓国特許戦略開発院、技術保証基金といった公共機関2.7%の割合で活用していた。弁理士事務所の利用率は大企業（96.1%）が最も高く、中堅企業と中小企業もほとんど弁理士事務所に依頼することが分かった。特に、中堅企業は他の企業類型に比べて知的財産サービス専門企業（10.6%）及び公共機関（3.5%）の利用率が両方高かった。

一方、知的財産サービスを利用しない理由では、「自らの保有人材で該当業務を遂行する」という回答が48.0%、「必要性は認識するが、どの機関を利用すれば良いか分からない」という回答が31.7%であった。

[図2.10] 知的財産サービスを利用しない理由



注：知的財産サービスを利用しない企業

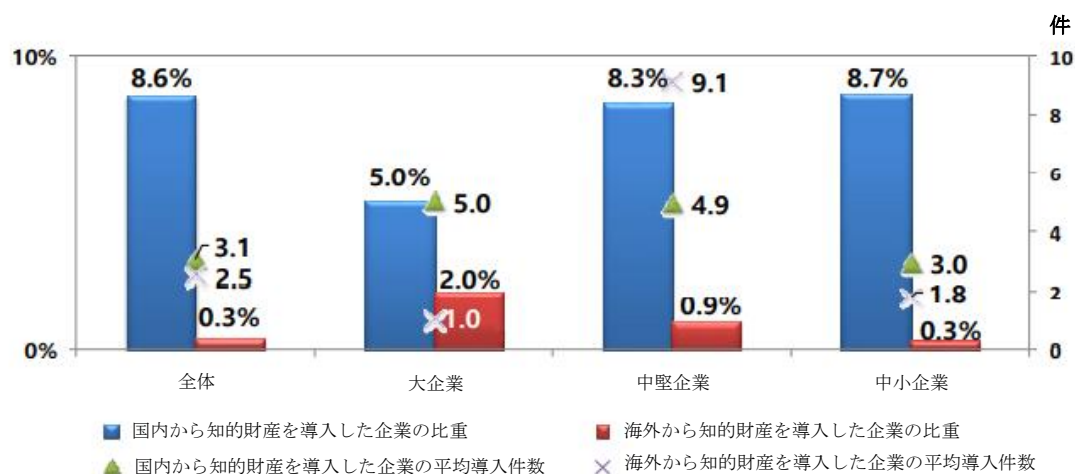
## 第2節 知的財産の主要活動及び成果

### 1. 外部からの知的財産導入

2019年一年間で知的財産を導入した企業の割合は[図2.11]のとおりである。韓国国内から知的財産を導入した企業は8.6%、海外からの導入実績がある企業は0.3%であった。企業類型別には、国内から知的財産を導入した比重は中小企業(8.7%)、中堅企業(8.3%)、大企業(5.0%)の順で中小企業の知的財産導入活動が最も活発な一方、国外からの導入割合は大企業(2.0%)、中堅企業(0.9%)、中小企業(0.3%)の順で相反した様相である。

知的財産を導入した企業を対象に分析した結果、国内からの知的財産導入件数は平均3.1件であった。企業類型別には大企業の平均導入件数が5.0件と最も高く、中小企業が3.0件と最も低かった。一方、海外からの知的財産導入件数は平均2.5件で、中堅企業が平均9.1件と最も高く、大企業が1.0件と最も低かった。

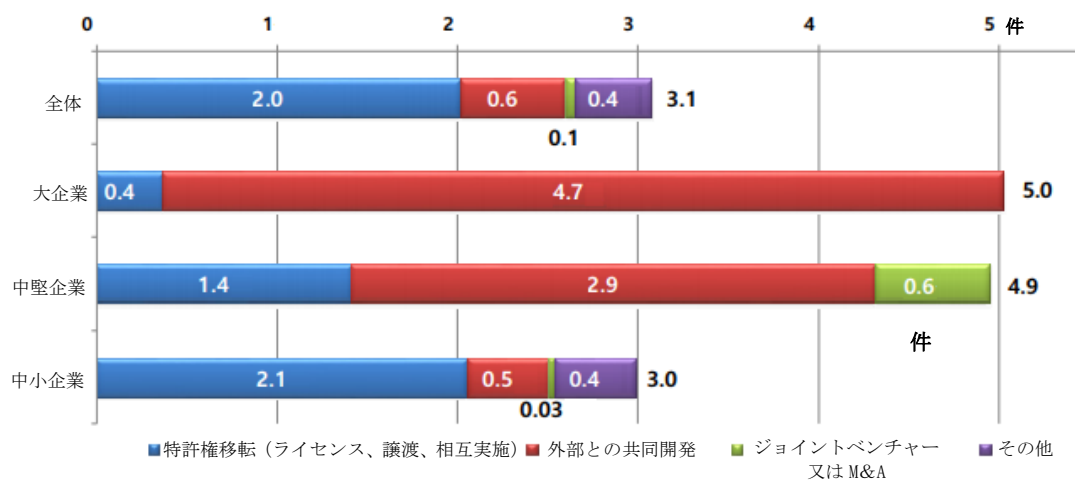
[図2.11] 国内外の知的財産導入企業の割合及び平均導入件数



注：導入件数は知的財産を導入した企業の平均である。

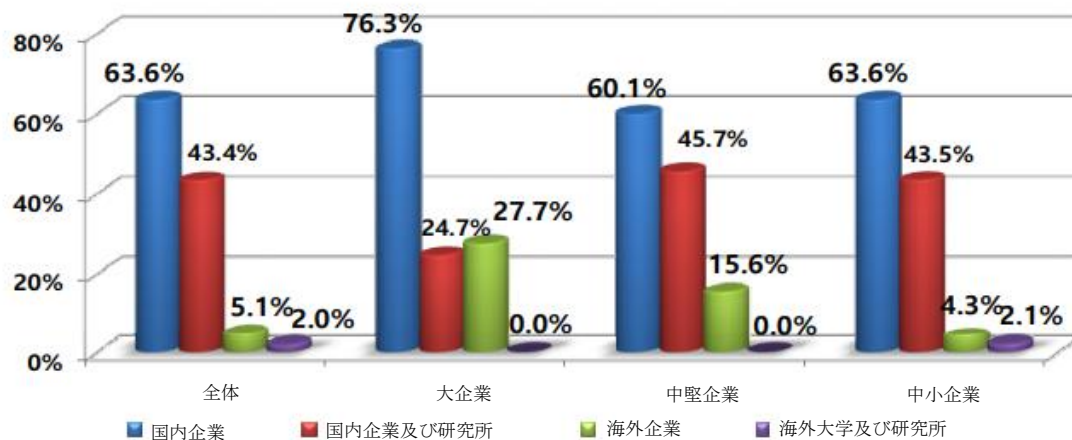
[図2.12]は国内から知的財産を導入した企業を対象に、知的財産の導入類型別分布を示す。平均知的財産導入件数3.1件のうち2.0件は特許権移転(ライセンス、譲渡、相互実施)の形態で導入したことが明らかになり、外部との共同開発による導入(0.6件)が大部分を占めた。大企業と中堅企業では外部との共同開発による知的財産の導入割合が大きい一方、中小企業では特許権移転による知的財産の導入が活発であることが明らかになった。

[図2.12] 国内知的財産を導入した企業の類型別導入件数



注：知的財産導入企業の類型別平均導入件数である。

[図2.13] 知的財産を導入した企業の導入経路に伴う実績



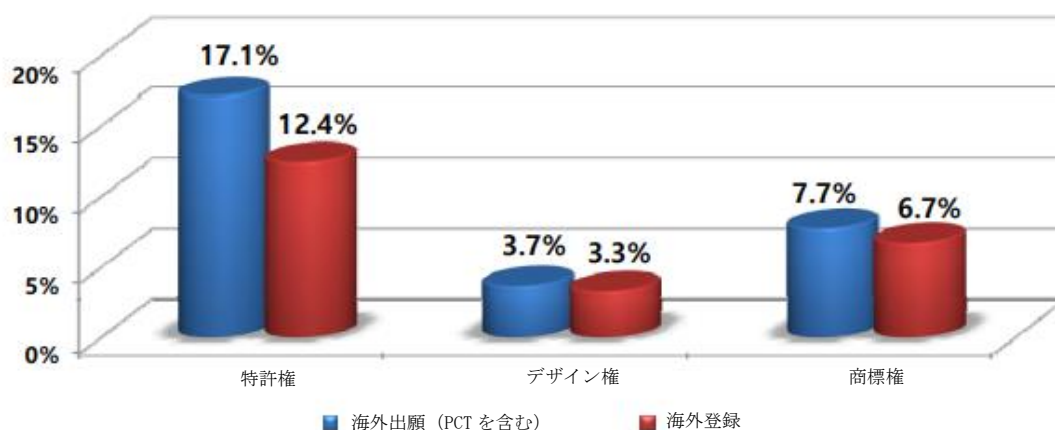
注：直近3年間（2017-2019年）知的財産導入企業（複数回答）

直近3年間（2017-2019年）で知的財産導入企業を中心に、知的財産の導入経路を調べた結果は[図2.13]のとおりである。国内企業から導入した場合が63.6%と最も高く、次いで国内大学及び研究所（43.4%）、海外企業（5.1%）、海外大学及び研究所（2.0%）の順であった。特に、大企業の場合は海外企業から導入した割合（27.7%）が相対的に高かった。

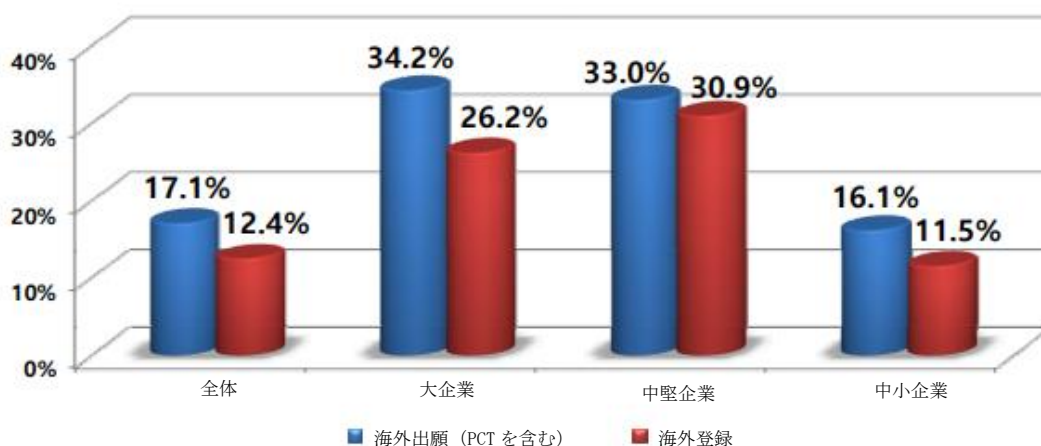
## 2. 産業財産権の出願・登録

2019年に海外特許を1件以上出願（PCTを含む）した企業の割合は17.1%で、海外特許を登録した企業の割合は12.4%であった（[図2.14]）。デザイン権の海外出願及び登録の割合はそれぞれ3.7%と3.3%、商標権の海外出願及び登録の割合はそれぞれ7.7%と6.7%であった。

[図2.14] 産業財産権の海外出願及び登録企業の割合



[図2.15] 企業類型別特許権の海外出願及び登録の割合



企業類型別に特許権の海外出願、又は登録の割合を調べれば（[図2.15]）、海外特許出願の割合は大企業（34.2%）が、海外登録の割合は中堅企業（30.9%）が最も高かった。中小企業では特許権の海外出願（16.1%）、登録（11.5%）の割合が最も低かった。



知的財産権の出願増減に影響を及ぼす最大の要因<sup>28</sup>に関する調査で全体企業の38.0%が市場の拡大や縮小、新技術又は新市場の出現など「市場及び技術競争環境変化」を挙げた（[表 2.7]）。企業の内部的要因である事業分野の多角化、又は構造改革など「企業の事業戦略変化」が出願の増減に影響を与えるという回答も33.2%と高かった。大企業は「研究開発の投資増減による研究成果の変化（40.5%）」を、中堅企業は「企業の事業戦略変化（41.7%）」を出願の増減に影響を与える最大の要因として認識する一方、中小企業は「市場及び技術競争環境の変化（38.0%）」を主因に挙げた。

[表 2.7] 産業財産権の国内出願増減に及ぼす要因

	影響要因	全体	大企業	中堅企業	中小企業
内部的 要因	研究開発への投資増減による研究成果の変化	30.0%	40.5%	36.6%	29.6%
	企業の事業戦略変化（事業分野の多角化、又は事業構造改革など）	33.2%	38.2%	41.7%	32.7%
	企業の産業財産権戦略変化（量や品質中心の知的財産出願戦略、維持費用に対する収益性戦略変化など）	29.4%	37.8%	35.8%	29.0%
外部的 要因	市場及び技術競争環境の変化（市場の拡大や縮小、新技術又は新市場の出現など）	38.0%	39.2%	39.0%	38.0%
	国内及び世界景気の変動（国内総生産の増減、物価及び為替レートの変化、世界金融危機など）	19.9%	19.7%	23.8%	19.7%
	産業財産権の出願環境の改善及び支援制度の強化（出願手数料の減免、手続きの簡素化、知的財産権の創出支援制度など）	25.7%	16.8%	22.6%	26.0%

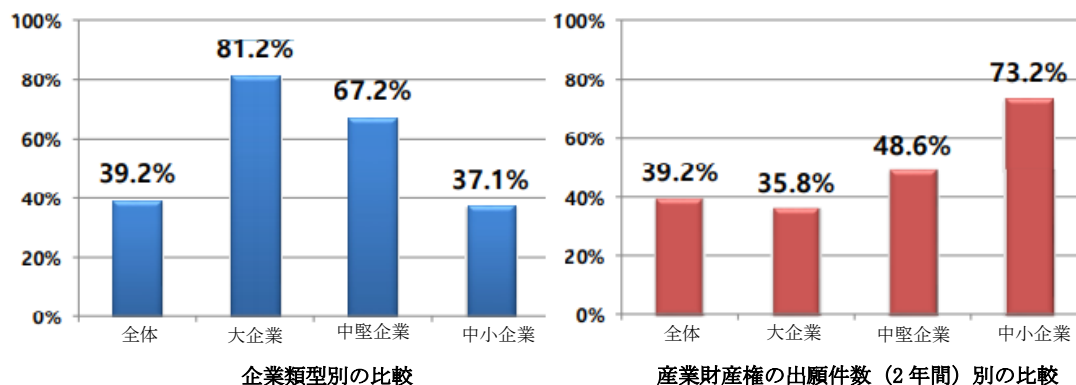
注：（%）は[（重要度が「中間より高い」と「最も高い」と答えた企業数） / （総回答企業数）] × 100（%）

<sup>28</sup> 産業財産権の国内出願の増減に影響を与える6種類企業の内部・外部的要因に対し、企業が重要度（低い（1）-高い（5））を評価するようにした後、重要度が最も高い（5）と答えた企業の比率を算出する。

### 3. 職務発明<sup>29</sup>の補償<sup>30</sup>

職務発明補償制度とは、従業員などが特許、実用新案、デザインについて登録を受けることができる権利を契約や勤務規定に基づき、使用者・法人に継承するようにしたり、専用実施権を設定した場合は従業員などが正当な補償を受ける権利を持つ制度である（発明振興法第10条）。調査母集団企業の中には特許、実用新案、デザインを全く出願しない企業が含まれ、全体母集団（33,483）のうち、2年間（2017-2018年）で特許、実用新案、デザインを2件以上出願した企業（19,073、全体母集団の56.9%）を分析の対象に限定した<sup>31</sup>。

[図2.16] 職務発明補償規定の保有率



注：2年間（2017-2018年）特許・実用新案・デザインを2件以上出願した企業の母数推定値  
産業財産権の出願件数は標本抽出の枠組みと同一に2年間で10件未満、50件未満、50件以上の3段階に区別

特許・実用新案・デザイン出願企業のうち職務発明補償規定<sup>32</sup>を保有する割合は39.2%であることが明らかになった（[図2.16]）。企業類型別には大企業の81.2%、中堅企業の67.2%、中小企業の37.1%が職務発明補償規定を保有することが分かった。産業財産権の出願規模別に見れば、出願規模が大きいほど職務発明補償制度の保有率が高いことが分かった。

<sup>29</sup> 「職務発明」とは、従業員、法人の役員、又は公務員（以下「従業員など」という）がその職務に関して発明したのが性質上使用者・法人、又は国家や地方自治体（以下「使用者など」という）の業務範囲に属してその発明をすることになった行為が従業員などの現在、又は過去の職務に属する発明である（発明振興法第2条）。

<sup>30</sup> 「職務発明補償制度」に関するアンケート項目が2018年までは「特許基盤の知的財産活動」領域に含まれていたため、特許・実用新案の出願企業の回答結果を基準として統計が算出されたが、2019年からは「知的財産の主要活動及び成果」に移動することにより、全体母集団（特許・実用新案・デザイン・商標出願企業）が答えるようにし、2020年からは職務発明制度の保護対象である特許・実用新案・デザイン出願企業の回答結果を分析する。

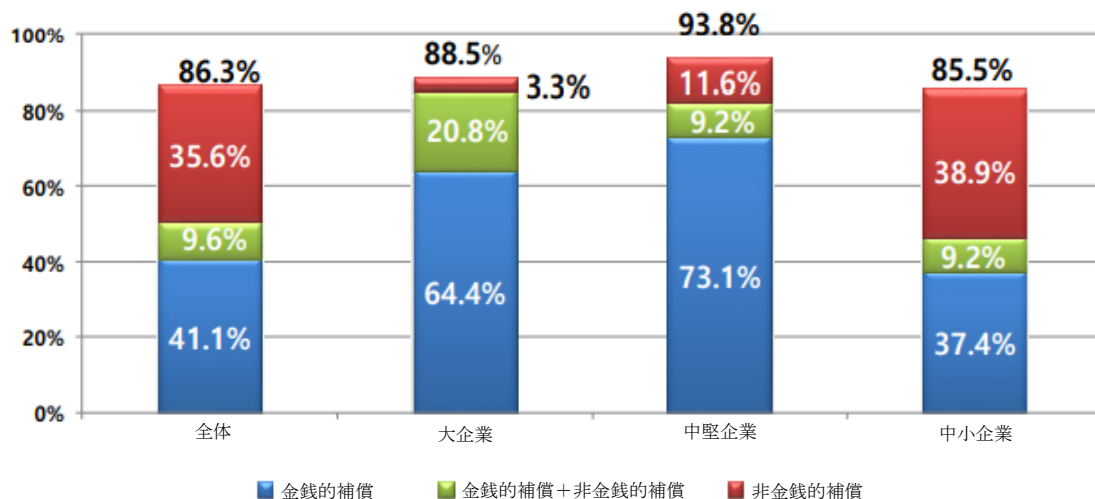
<sup>31</sup> 特許・実用新案・デザインの出願企業母集団（19,073）を基準とし、業種、企業類型、産業財産権の出願規模別99層に対する加重値を別途で算出して適用することで母数推定値をの求める。

<sup>32</sup> 職務発明補償規定とは、使用者・法人が従業員の職務発明を継承し、正当な補償をするように定めた契約や勤務規定で、1) 企業が自主的に職務発明補償規定を作成・活用したり、2) 特許庁など関連機関が作成・普及した標準化された職務発明補償規定を活用する場合を含む。

職務発明補償規定を保有していない理由としては「職務発明をほとんど継承しないため補償規定を保有する必要がない」という回答が46.5%と最も高かった。「必要性は認識するが、導入方法を知らない(21.1%)」と「企業の負担や他職員との公平性のために補償しない(18.2%)」も主な原因であった。一方、規定を保有していない企業の9.8%は「補償規定を設けず、別途のインセンティブを付与」していた。

職務発明補償規定保有企業を対象に、職務発明に対する補償類型を「発明申告・特許出願・登録」と「技術実施・処分」の2段階に補償の有無を調べた結果は[図 2.17]及び[図 2.18]のとおりである。まず、職務発明補償規定を活用する企業が従業員などから職務発明を継承した後、発明申告・特許の出願・登録時に金銭的、又は非金銭的補償)補償を実施する規定を保有する割合は86.3%であった。発明申告・特許の出願・登録時に補償を実施する割合(86.3%)は金銭的補償のみを実施する場合(41.1%)と昇進、成果評価反映など非金銭的のみで補償する場合(35.6%)、2種類の方式を併行する場合(9.6%)に区別される。企業類型別には中堅企業(93.8%)、大企業(88.5%)、中小企業(85.5%)の順で発明申告・出願・登録に対する補償規定を保有していた。特に、中小企業の場合、発明申告・出願・登録時に非金銭的な補償規定の割合が高かった。

[図 2.17] 職務発明補償規定保有企業の発明申告・特許出願・登録に対する補償規定の保有率

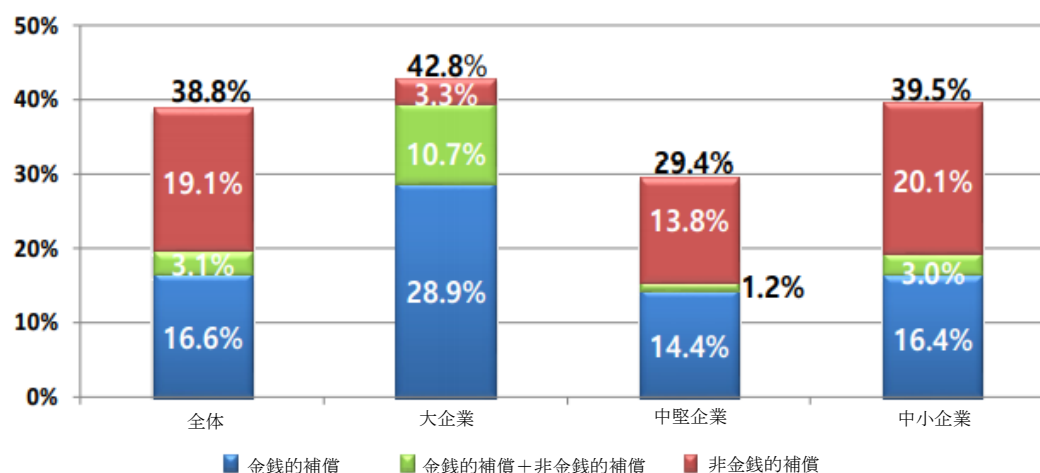


注：2年間(2017-2018年)特許・実用新案・デザインを2件以上出願した企業のうち職務発明補償規定を保有する企業の職務発明補償規定基準である。

次に補償規定保有企業のうち、継承した技術を実施・処分する時に従業員などに金銭的、又は非金銭的に補償を実施するようにする規定を保有する企業の割合は38.8%であった。

実施・処分時に対する職務発明補償規定の保有率（38.8%）も同様に金銭的補償のみを実施する場合（16.6%）、昇進、成果評価の反映など非金銭的のみ補償する場合（19.1%）、二種類の方式を併行する場合（3.1%）に区別される。企業類型別には大企業が42.8%と最も高く、中堅企業が29.4%と最も低かった。特に、大企業は技術実施・処分に対して金銭的補償規定の割合が相対的に高かった。

[図 2.18] 職務発明補償規定の保有企業における実施・処分に対する補償規定の保有率



注：2年間（2017-2018年）特許・実用新案・デザインを2件以上出願した企業のうち職務発明補償規定を保有する企業の職務発明補償規定基準である。

[表 2.8] 職務発明補償金の支給状況（発明申告・出願・登録補償）

	全体	企業類型			2年間産業財産権出願件数		
		大企業	中堅企業	中小企業	2-9件	10-49件	50件以上
2019年に補償金を支給した企業	39.0%	74.3%	74.4%	34.6%	30.8%	54.9%	83.2%
発明申告・出願・登録の平均補償金 (A)	387万 ウォン	1,352万 ウォン	878万 ウォン	222万 ウォン	185万 ウォン	360万 ウォン	1,596万 ウォン
補償金の平均支給人数 (B)	11.6人	67.7人	23.4人	5.2人	4.6人	8.5人	60.6人
補償金の平均支給権利件数 (C)	10.2件	42.4件	22.3件	5.5件	3.3件	9.6件	50.5件
1人当たり平均補償金額 (A/B)	33.3万 ウォン	20.0万 ウォン	37.5万 ウォン	42.6万 ウォン	39.9万 ウォン	42.6万 ウォン	26.3万 ウォン
1件当たり平均補償金額 (A/C)	38.0万 ウォン	31.9万 ウォン	39.5万 ウォン	40.3万 ウォン	56.9万 ウォン	37.3万 ウォン	31.6万 ウォン

注：2年間（2017-2018年）特許・実用新案・デザインを2件以上出願した企業のうち職務発明補償金を支給した企業の補償金支給金額、支給人数、支給権利件数の平均値に基づいて1人当たり、1件当たり補償金額を算出した結果である。

職務発明補償類型別に特許・実用新案・デザインを出願した企業が実際に支給した職務発明補償金は次のとおりである。まず、職務発明補償規定を保有する企業のうち2019年に発明申告・出願・登録時に補償金を支給した割合は39.0%で、企業の平均補償金は387万ウォンであることが調査で明らかになった（[表 2.8]）。平均支給人数と権利件数に分けて1人当たりの平均補償金額と権利1件当たりの平均補償金額を算出した結果はそれぞれ1人当たり33.3万ウォン、権利1件当たり38.0万ウォンであった。

企業類型別平均補償金額は大企業が1,352万ウォンと最も高かったが、1人当たり・1件当たりの補償金支給水準はそれぞれ20.0万ウォン/人、31.9万ウォン/件で企業類型中、最も低かった。一方、中小企業は平均補償金額が222万ウォンと最も低かったが、1人当たり・1件当たりの補償金支給水準はそれぞれ42.6万ウォン/人、40.3万ウォン/件で企業類型中、最も高かった。

[表 2.9] 職務発明補償金の支給状況（実施・処分補償）

	全体	企業類型			2年間産業財産権出願件数		
		大企業	中堅企業	中小企業	2-9件	10-49件	50件以上
2019年に補償金を支給した企業	11.9%	31.3%	12.9%	11.2%	11.9%	9.9%	21.9%
実施・処分の平均補償金 (A)	639万ウォン	749万ウォン	1,703万ウォン	518万ウォン	594万ウォン	265万ウォン	1,844万ウォン
補償金の平均支給人数 (B)	8.4人	43.2人	15.2人	4.3人	3.1人	15.5人	35.2人
補償金の平均支給権利件数 (C)	4.4件	17.4件	7.9件	2.8件	2.9件	3.0件	20.0件
1人当たり平均補償金額 (A/B)	76.3万ウォン	17.4万ウォン	111.8万ウォン	120.7万ウォン	189.3万ウォン	17.1万ウォン	52.4万ウォン
1件当たり平均補償金額 (A/C)	144.8万ウォン	43.1万ウォン	215.5万ウォン	185.4万ウォン	205.2万ウォン	88.9万ウォン	92.2万ウォン

注：2年間（2017-2018年）特許・実用新案・デザインを2件以上出願した企業のうち職務発明補償金を支給した企業の補償金支給金額、支給人数、支給権利件数の平均値に基づいて1人当たり、1件当たり補償金額を算出した結果である。

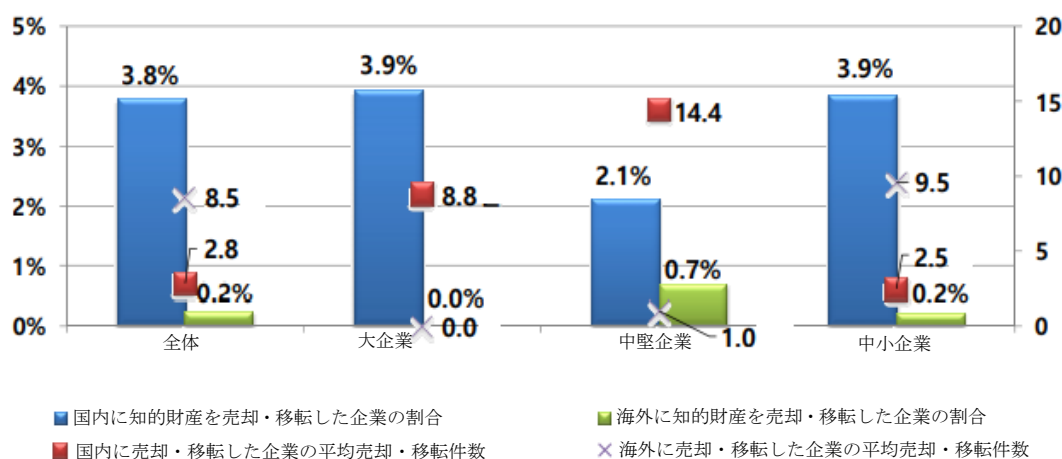
次に、職務発明補償規定を保有する企業のうち、2019年に技術実施・処分に対する補償金を支給した割合は11.9%であり、企業の平均補償金額は639万ウォンであることが調査で明らかになった（[表 2.9]）。平均支給人数と権利件数に分けて1人当たり平均補償金額と権利1件当たり平均補償金額を算出した結果はそれぞれ1人当たり76.3万ウォン、権利1件当たり144.8万ウォンであった。

企業類型別平均補償金額は中堅企業の平均補償金支給金額が1,703万ウォンと最も高く、次いで大企業749万ウォン、中小企業518万ウォンの順であった。1人当たり平均補償金額は中小企業、中堅企業、大企業の順で、1件当たり平均補償金額は中堅企業、中小企業、大企業の順であった。

#### 4. 知的財産の移転<sup>33</sup>

2019年一年間で企業の3.8%は保有する知的財産を国内の他企業などに売却・移転し、この企業が売却・移転した知的財産の件数は平均2.8件であることが調査で明らかになった（[図2.19]）。企業類型別に、中堅企業の国内の知的財産の売却・移転の割合が2.1%と最も低かった。一方、海外企業などに知的財産を売却・移転した企業は全体の0.2%で、この企業は平均8.5件の知的財産を売却・移転したことが分かった。海外に知的財産を売却・移転した割合は中堅企業0.7%、中小企業0.2%であった。

[図2.19] 知的財産の売却・移転の状況

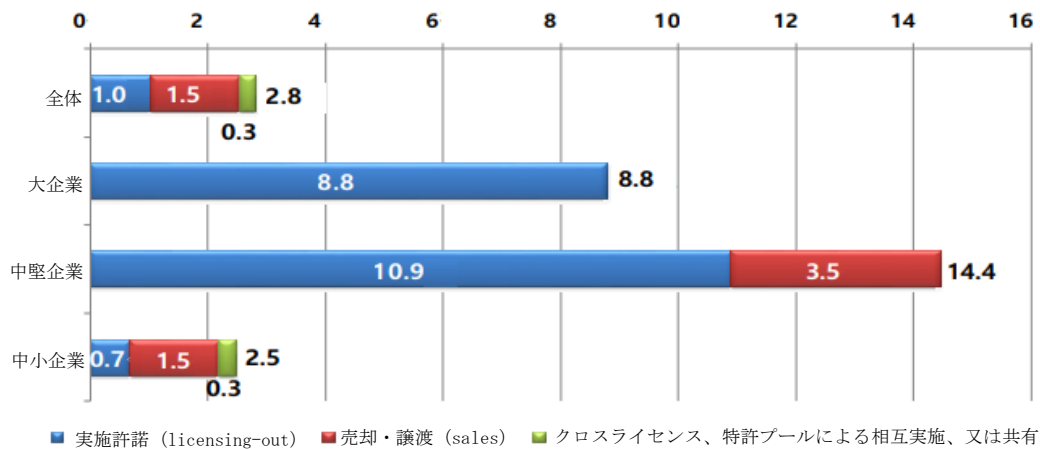


注：件数は知的財産を売却・移転した企業が売却・移転した知的財産の平均件数である。

知的財産の売却・移転の類型に伴う実績分布は[図2.20]のとおりである。大企業は平均8.8件の知的財産を実施許諾の形態のみに移転した一方、売却・譲渡や相互実施、又は共有した実績はなかった。中小企業の場合、クロスライセンス、特許プールによる相互実施、又は共有して知的財産を売却・移転した事例が存在する。

<sup>33</sup> 知的財産など技術移転とは、技術の譲渡、実施権許諾、技術指導、共同研究、合作投資又は引き受け・合併などの方法で技術保有者からその他の者に移転されることを意味（技術の移転及び事業化促進に関する法律第2条）する。

[図2.20] 知的財産の売却・移転の類型に伴う実績



注：知的財産を売却・移転した企業

企業母集団が回答時点に保有している「有効な特許権」のうち活用<sup>34</sup>されている特許の割合は国内特許の場合は77.7%、海外特許の場合は85.2%でもっと高かった（[表2.10]）。企業類型別には大企業による国内特許の活用率が82.2%と最も高く、海外特許の活用率は中小企業が86.3%と最も高かった。

[表 2.10] 企業が保有する特許の活用状況（2020年基準）

企業区別	国内特許			海外特許		
	保有件数	活用件数	特許活用率	保有件数	活用件数	特許活用率
全体	552,045件	428,901件	77.7%	96,976件	82,605件	85.2%
大企業	64,126件	52,740件	82.2%	17,259件	14,825件	85.9%
中堅企業	82,656件	64,126件	77.6%	23,120件	18,961件	82.0%
中小企業	405,263件	312,035件	77.0%	56,597件	48,819件	86.3%

注：特許活用率=活用件数/保有件数

無回答を除く33,477の企業の母数推定値（2019年までは回答結果を基準として公表されたが、2020年から公表方式が変更される）

特許権以外に企業が保有する産業財産権の類型別活用状況は実用新案権64.1%、デザイン権66.9%、商標権63.5%で、多くの企業が保有する産業財産権を自社の製品、又はサービスで発売したり、他企業などに貸与（ライセンス）、現物出資、防衛的目的などで活用されていることが明らかになった。

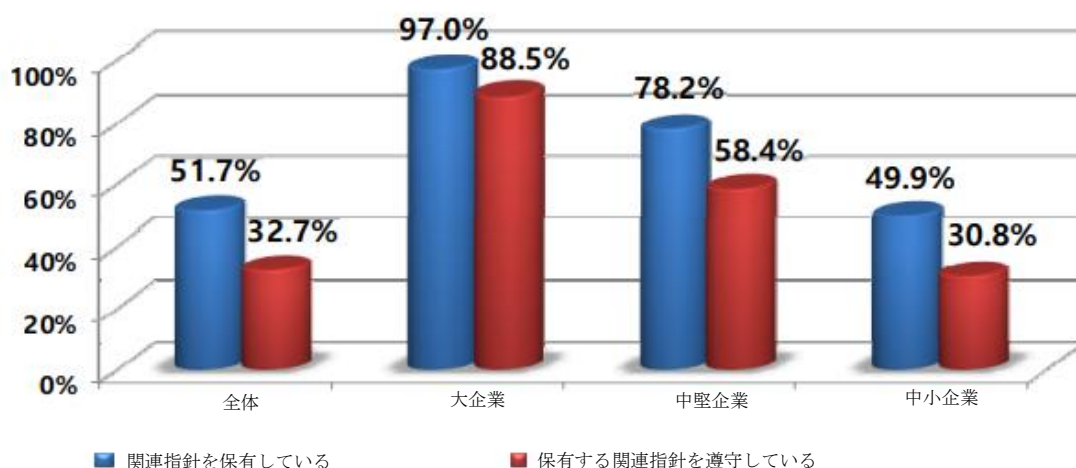
<sup>34</sup> 保有している産業財産権を自社の製品、又はサービスで発売したり、他企業などに貸与（ライセンス）、現物出資、防衛的目的などで活用されることを含む。

## 5. 営業秘密<sup>35</sup>管理及び技術流出防止管理

企業母集団の51.7%は営業秘密管理及び技術流出防止指針を保有しており、これを遵守している企業の割合は32.7%であった（[図2.21]）。すなわち、全体企業の19.0%は関連指針は保有してはいるが遵守しなければならないという認識が低く、営業秘密管理及び技術流出防止指針を保有していない企業の割合が48.3%であることを意味する。

企業類型別には大企業では営業秘密関連指針を保有する割合が97.0%と非常に高く、これを遵守する割合も88.5%と高かった。一方、中小企業では49.9%のみ関連指針を保有する一方、これを遵守する割合は30.8%に過ぎなかった。

[図2.21] 営業秘密管理及び技術流出防止指針の保有及び遵守状況

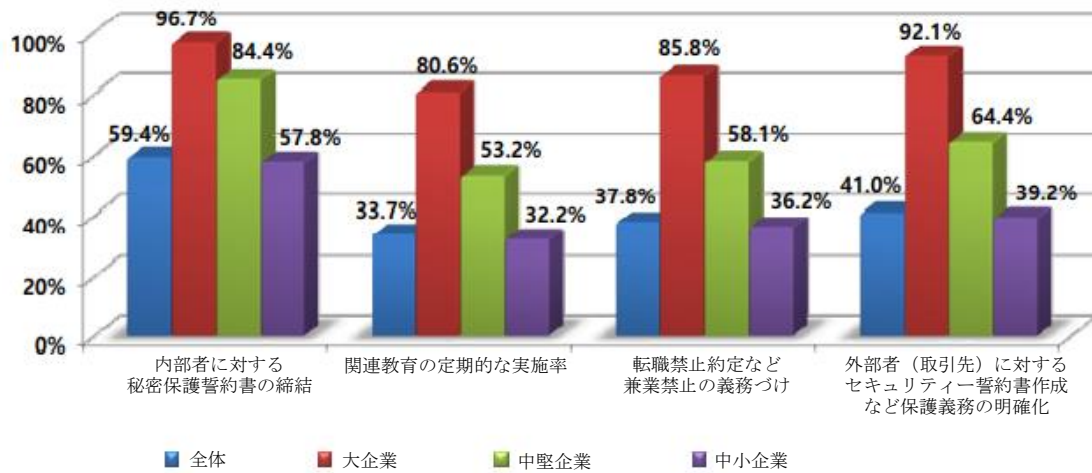


営業秘密管理及び技術流出防止のための人的管理は[図2.22]のとおりである。大企業の場合、内部者・外部者に対するセキュリティー誓約書作成など保護義務を明確にし、関連教育の実施及び転職禁止約定などの兼業禁止を義務付けるなど全般的な人的管理に対する遂行割合が最も高い一方、中小企業の場合、多様な人的管理に関する遂行割合が非常に低かった。

<sup>35</sup> 「営業秘密」とは、公然と知られておらずに独立した価値を持つもので、秘密として管理された生産方法、販売方法、その他に営業活動に有用な技術上又は経営上の情報を意味し（不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第2号）、企業は保有する中核技術を営業秘密として管理するのか、それとも特許出願をして保護を受けるのかを選択する。

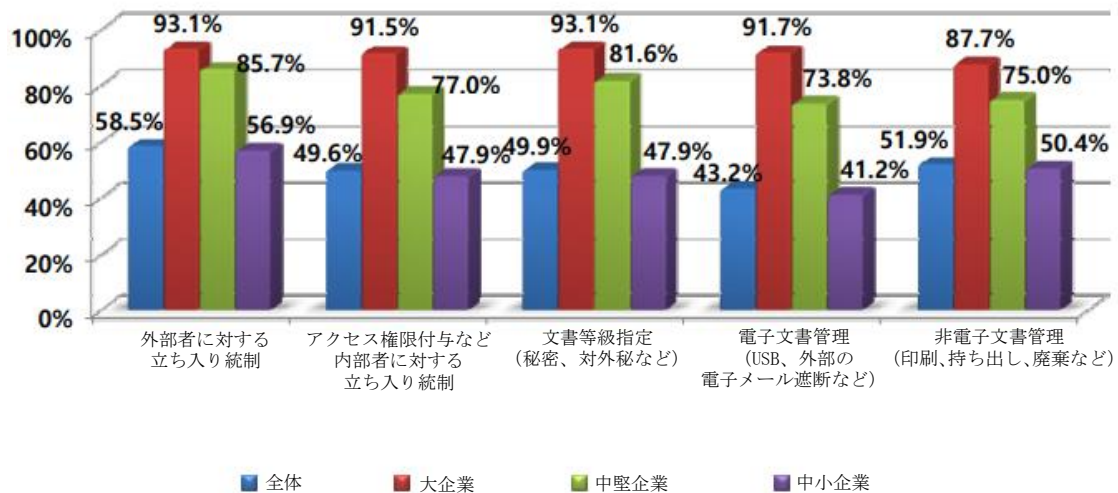


[図2.22] 営業秘密管理及び技術流出防止のための人的管理



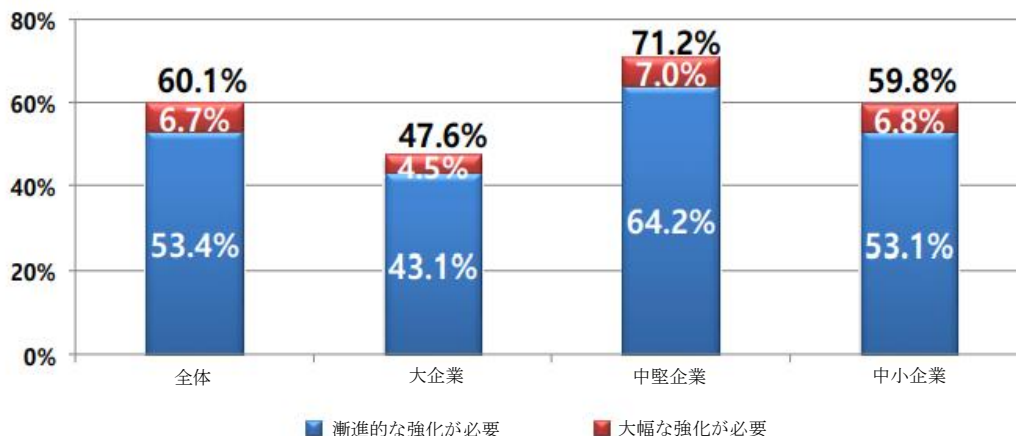
一方、営業秘密管理及び技術流出防止のための物的管理は[図2.23]のとおりである。同様に、外部者に対する出入り統制、アクセス権限付与など内部者統制、文書等級指定、非電子文書の廃棄管理など全般的な側面で大企業は物的管理をよく遂行していることが明らかになった。これに対し、中小企業はUSB及び外部の電子メール遮断などの「電子文書管理」を中心に全般的な営業秘密及び技術流出防止のための管理に相対的に脆弱であった。

[図2.23] 営業秘密管理及び技術流出防止のための物的管理



## 6. 知的財産管理に対する政策需要

〔図2.24〕 国内の知的財産保護水準に対する意見



知的財産活動企業の60.1%は国内の知的財産保護水準<sup>36</sup>が強化される必要があると回答した（〔図2.24〕）。知的財産保護強化に対する認識は中堅企業（71.2%）で相対的に高く、大企業（47.6%）と最も低かった。

韓国企業の効果的な知的財産創出を支援するための政策需要に対する調査結果は〔表2.11〕のとおりである。「中小企業向けの特許コンサルティング事業拡大など中小企業の知的財産権創出支援」に対する必要性が49.4%と最も高く、「職務発明補償制度の実施企業に対する優遇税制、関連規定の整備支援」が必要だという回答も48.7%で僅かな差を見せた。大企業では「特許情報活用拡散事業の拡大など先行特許調査と特許情報活用への支援」が最も必要だと認識している一方、中堅企業では「職務発明補償制度の実施企業に対する優遇税制、関連規定の整備支援」に対する需要が最も高かった。

<sup>36</sup> 知的財産保護水準は特許制度のように創出された知的財産に権利を付与するシステムが効率的に運営されているのか、これによって成立した知的財産権が他人によって侵害された時、これに対して対抗できる効率的な行政的かつ司法的措置がどの程度整備されているのかを意味する。

[表 2.11] 国内企業による効果的な知的財産創出のための政策支援の必要性

	全体	大企業	中堅企業	中小企業
中小企業向けの特許コンサルティング事業拡大 など中小企業の知的財産権創出支援	49.4%	40.0%	52.9%	49.4%
職務発明補償制度の実施企業に対する優遇税制、 関連規定の整備	48.7%	55.2%	57.2%	48.3%
特許情報活用拡散事業の拡大など先行特許調査と 特許情報活用への支援	45.0%	61.0%	55.0%	44.3%
研究者などを対象にした知的財産権関連教育の 支援	44.9%	49.7%	56.9%	44.3%
多様な技術分野に対する特許マップ構築の支援	40.5%	53.3%	54.6%	39.7%

注：(%)は5点標準（1：全く必要でない、5：最も必要）で〔（4点と5点と回答した企業数） / （全体企業数）〕×100（%）

[表 2.12] 国内企業による効果的な知的財産保護のための政策支援の必要性

	全体	大企業	中堅企業	中小企業
中小企業向けのコンサルティング、法律相談など 政府支援事業の強化	53.4%	42.8%	55.4%	53.5%
調停、仲裁など安くて簡素な代替的紛争解決制度 の活性化	49.1%	45.4%	56.6%	48.8%
知的財産侵害に対する刑事処罰の強化	47.7%	45.6%	52.4%	47.5%
企業と国民の認識を向上させるための教育、広報 の強化	46.5%	43.7%	53.6%	46.2%
知的財産侵害に対する民事損害賠償額の増額	45.9%	49.2%	50.2%	45.7%

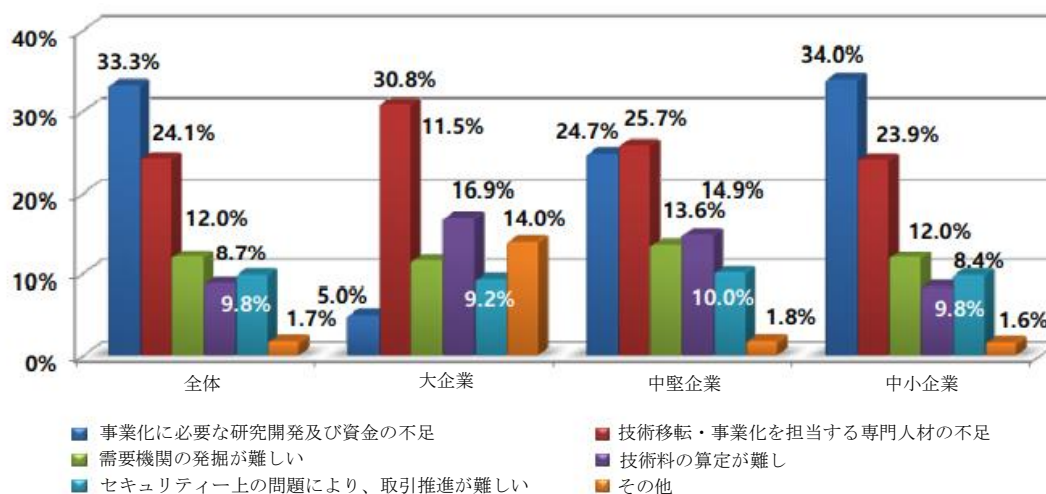
注：(%)は5点標準（1：全く必要でない、5：最も必要）で〔（4点と5点と回答した企業数） / （全体企業数）〕×100（%）

一方、効果的な知的財産保護のための政策需要度調査結果は[表2.12]のとおりである。「中小企業向けのコンサルティング、法律相談など政府支援事業の強化」が必要だという割合が53.4%と最も高く、「調停、仲裁など安くて簡素な代替的紛争解決制度の活性化」、「知的財産侵害に対する刑事処罰の強化」に対する需要もそれぞれ49.1%、47.7%であった。

企業類型別に見れば、大企業は「知的財産侵害に対する民事損害賠償額の増額」に対する政策需要が49.2%と最も高い一方、中堅企業は「調停、仲裁など安くて簡素な代替的紛争解決制度の活性化」、中小企業は「中小企業向けのコンサルティング、法律相談など政府支援事業の強化」など、企業類型別に政策需要に対する優先順位に差があった。

最後に、知的財産の活用における最大の問題点としては全体企業の33.3%が「事業化に必要な研究開発及び資金の不足」を、24.1%は「技術移転・事業化を担当する専門人材の不足」を挙げた（[図2.25]）。企業類型別には大企業では「技術移転・事業化を担当する専門人材の不足」が最も高い（30.8%）一方、中小企業では「事業化に必要な研究開発及び資金の不足」が34.0%と最も高かった。

[図2.25] 知的財産の活用（移転、又は事業化）における隘路事項



### 第3節 特許基盤の知的財産活動

「特許基盤の知的財産活動」では企業の研究開発の遂行及び成果管理のための先行特許（技術）調査、職務発明継承、保有特許に対する実態調査、技術マーケティング活動について調査し、特許又は実用新案を保有していない企業に該当する質問項目ではない。したがって本質問項目は全体調査母集団のうち「特許と実用新案を2年間2件以上出願した企業」のみ回答するようにした、本節で整理された統計は特許・実用新案の出願企業の母集団<sup>37</sup>に対する推定結果を見せる。

#### 1. R&D段階別の主要知的財産活動遂行

企業を対象とする調査で特許基盤の知的財産活動は大きくR&D企画及び遂行時の「先行特許（技術）調査」、R&D成果の創出時の「職務発明の継承」、R&D成果の管理のための「保有する知的財産権に対する実態調査」の3段階別活動の遂行の有無について調査した。

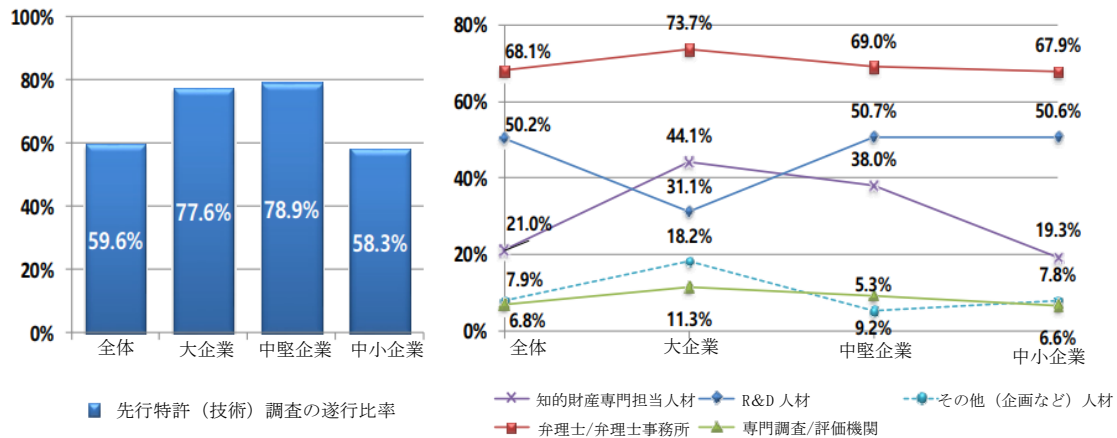
まず、研究開発の企画及び遂行段階で先行特許（技術）を調査<sup>38</sup>する企業の割合は59.6%であることが調査で明らかになった（[図2.26]）。企業類型別には中堅企業の78.9%、大企業の77.6%、中小企業の58.3%が先行特許（技術）調査を遂行していた。

先行特許（技術）調査のために弁理士、又は弁理士事務所に該当業務を依頼する割合が68.1%と最も高く、企業内部のR&D人材、又は知的財産専門担当人材が先行特許（技術）調査を遂行する割合もそれぞれ50.2%と21.0%であった。全体企業類型に占める弁理士、又は弁理士事務所による先行特許（技術）調査を遂行する割合が最も高かった。大企業の場合、知的財産専門担当人材の遂行比重が弁理士、又は弁理士事務所の次に高い一方、中堅企業と中小企業ではR&D人材が遂行する割合が相対的に高かった。

<sup>37</sup> 全体母集団 33,483 の企業のうち特許・実用新案を2件以上出願企業は16,769社（50.1%）で、特許・実用新案の出願企業母集団を基準とし、業種、企業類型、産業財産権出願規模別99層に対する加重値を別途で算出して適用することで母数推定値を求める。

<sup>38</sup> 先行特許（技術）調査とは、新技術開発などのための研究開発（R&D）活動の前に、開発したい技術に対する先行技術、又は該当技術と同一か類似の特許が存在しているのかなどを調査し、機関レベルで遂行する先行技術調査活動及び研究者レベルで遂行する先行技術調査活動を全て含む。

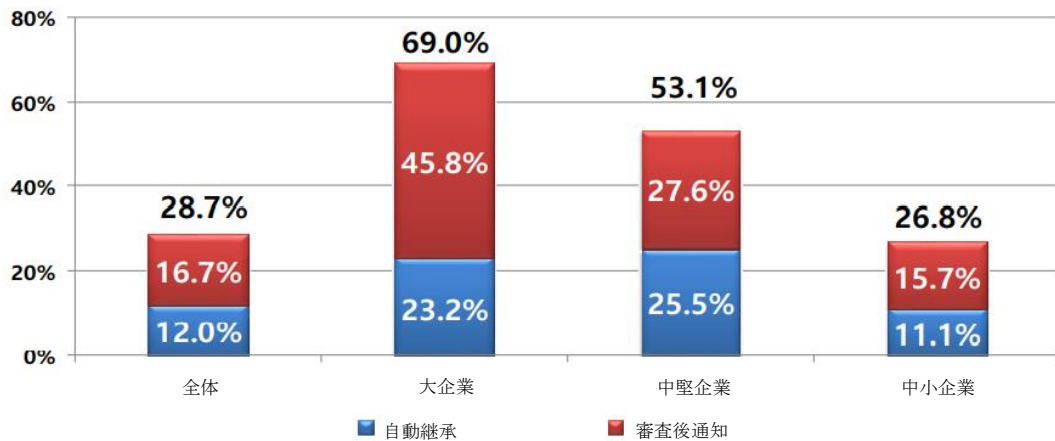
[図2.26] 先行特許（技術）調査の遂行状況及び遂行人材



注：2年間（2017-2018年）特許・実用新案2件以上出願企業を基準とする。

遂行人材は特許・実用新案の出願企業のうち先行特許（技術）調査をしている場合（複数回答）

[図2.27] 職務発明継承の通知状況



注：2年間（2017-2018年）特許・実用新案2件以上出願企業を基準とする。

次に、R&Dの成果に対する職務発明の継承<sup>39</sup>を通知する企業の割合は28.7%で（[図2.27]）、このうち自動継承される企業の割合は12.0%、審査後通知する割合は16.7%である。大企業の69.0%、中堅企業の53.1%、中小企業の26.8%が職務発明継承の可否を通知すると分

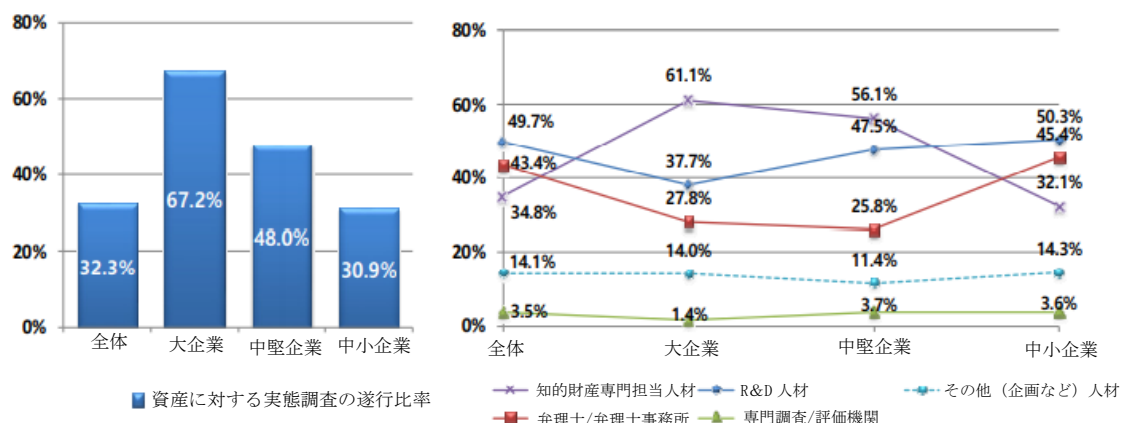
<sup>39</sup> 職務発明継承の通知とは、従業員が完成して申告した発明に対して職務発明であるかを判断し、職務発明であれば、使用者（企業）が継承するか、それとも従業員が所有するかを決めてその結果を従業員に通知することを意味する。

析された。職務発明を自動継承する割合は中堅企業が25.5%と最も高く、中小企業が11.1%と最も低かった。

最後に、R&Dの成果管理時に保有する知的財産権（特許など）に対する実態調査及び評価<sup>40</sup>を遂行する企業の割合は32.3%であることが調査で明らかになった（[図2.28]）。企業類型別に、大企業の67.2%、中堅企業の48.0%、中小企業の30.9%が保有する知的財産権に対する実態調査及び管理を遂行することが明らかになった。

知的財産実態調査を遂行する企業の49.7%は内部のR&D人材が自ら該当業務を担当していると回答した。弁理士、又は弁理士事務所に依頼する割合も43.4%と高く、企業内部の知的財産専門担当人材により知的財産実態調査が遂行される場合も34.8%であった。企業類型別に調べれば、大企業と中堅企業は知的財産専門担当人材> R&D人材>弁理士、又は弁理士事務所の順であり、中小企業の場合はR&D人材>弁理士、又は弁理士事務所>知的財産専門担当人材の比重で知的財産権に対する実態調査が遂行される傾向があった。

[図2.28] 保有知的財産権に対する実態調査の遂行状況及び遂行人材



注：2年間（2017-2018年）特許・実用新案2件以上出願企業を基準とする。

遂行人材は特許・実用新案の出願企業のうち資産実態調査をしている場合（複数回答）

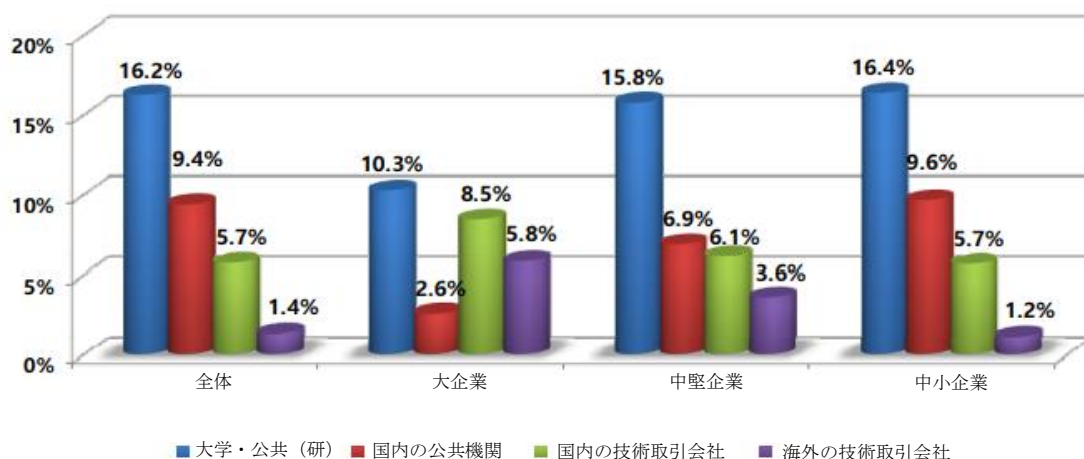
<sup>40</sup> 知的財産実態調査とは、特許などの維持や放棄の決定、事業化有望技術及び移転対象技術などを発掘するために保有している知的財産の価値を把握することを意味する。

## 2. 技術取引機関、技術マーケティング会社との協力

最近3年間（2017-2019年）技術取引及び技術マーケティングのために技術取引機関に業務を依頼したり協約を締結した企業の割合は[図2. 29]のとおりである。まず、大学・公共（研）の技術移転の専門担当組織（Technology License Office）及び産学協力団に業務を依頼したり業務提携を締結した割合が16.2%と最も高かった。また、地域技術移転センター、韓国産業技術振興院、韓国発明振興会など国内の公共機関、国内の技術取引会社、海外の技術取引会社に業務を依頼又は締結した企業の比重がそれぞれ9.4%、5.7%、1.4%であることが調査で明らかになった。

企業類型別に、中堅企業と中小企業は類似のパターンを見せる一方、大企業の場合、大学・公共（研）以外に国内の技術取引会社（8.5%）、海外の技術取引会社（5.8%）への業務依頼の割合が相対的に高かった。

[図2. 29] 直近3年間の技術取引機関への業務依頼及び締結状況



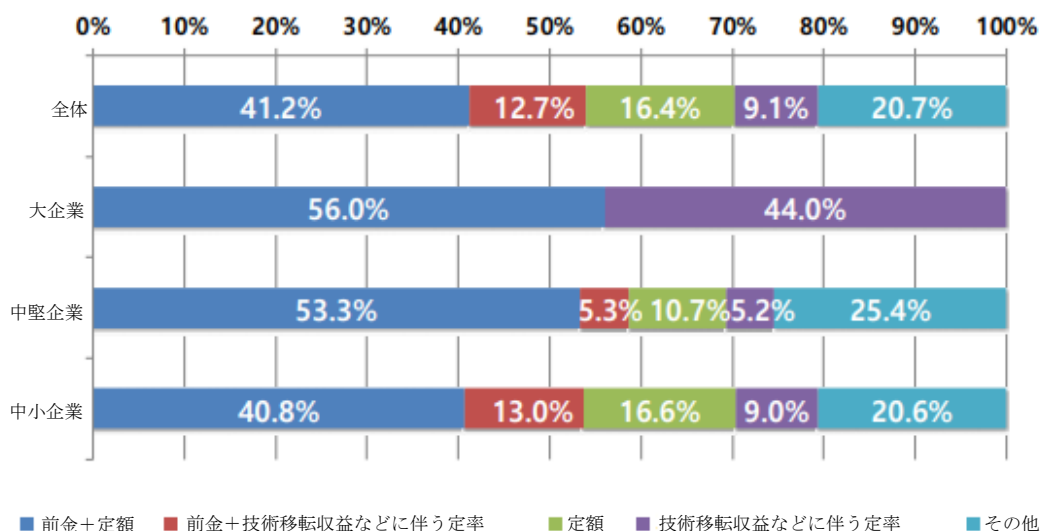
注：2年間（2017-2018年）特許・実用新案2件以上出願企業を基準とする

技術取引機関などに業務依頼をした場合、費用支給方式に対する企業類型別分布は[図2. 30]のとおりである。「前金<sup>41</sup> +定額の成功報酬」を支給する形態が41.2%と最も高く、成功時のみ定額を報酬で支給する割合も16.4%であった。「前金+技術移転収益などに伴う定率」で支給する割合が12.7%であった。企業類型別の特異事項としては大企業の場合「前金及び定額の成功報酬」又は「技術移転収益に伴う定率」で報酬を支給する割合がそれぞれ56.0%と44.0%であった。

<sup>41</sup> 技術取引機関などに支給する前金は調査/マーケティング費用など活動費に該当する部分である。



[図2.30] 技術取引機関などに業務依頼をした場合、費用支給の主要方法



注：2年間（2017-2018年）特許・実用新案2件以上出願企業のうち技術取引機関などに業務依頼をした場合

直近3年間で国内外の技術取引システムに対する活用度は[表 2.13]のとおりである。特許技術移転博覧会など国内のオフライン技術取引システムを活用する割合が19.9%、国家知識財産取引プラットフォーム（IP-Market）<sup>42</sup>、NTB技術銀行など国内のオンライン技術取引システム及びDBを活用する割合も18.9%で、オン・オフラインの技術取引システムを併行して活用することが明らかになった。海外のオンライン及びオフライン技術取引システムの活用率はそれぞれ16.4%、16.0%であることが調査で明らかになった。

<sup>42</sup> 知的財産仲介所（韓国発明振興会所属）は「技術取引 020（Online to Offline）プラットフォーム」としてオンライン（IP-Market）、オフライン（特許取引専門官）の 020 連携サービスを事業モデルにしており、特許分析評価システム（SMART3）サービスを通じて知的財産の需要・供給分析を支援する（<http://www.ipmarket.or.kr>）。

[表 2.13] 直近3年間の国内外の技術取引システムの活用度

		全体	大企業	中堅企業	中小企業
国内のオンライン 取引システム/DB	活用企業	18.9%	6.3%	19.9%	19.1%
	活用度が比較的高い	12.1%	-	5.9%	12.5%
国内のオフライン 取引システム	活用企業	19.9%	6.3%	21.3%	20.1%
	活用度が比較的高い	10.0%	-	3.1%	10.4%
海外のオンライン 取引システム/DB	活用企業	16.4%	6.3%	19.1%	16.4%
	活用度が比較的高い	11.9%	-	10.0%	12.1%
海外のオフライン 取引システム	活用企業	16.0%	6.3%	19.1%	16.0%
	活用度が比較的高い	11.8%	-	3.5%	12.4%

注：2年間（2017-2018年）特許・実用新案2件以上出願企業を基準とする。「活用度が比較的高い」は5点標準（1：活用度が低い、5：活用度が高い）で[（4と5で答えた企業数） / （活用した経験がある企業数）]×100（%）

国内外の技術取引システムを活用した経験がある企業を対象に各システムに対する活用度を分析した結果、全般的なシステムに対する活用度が高いと答えた割合は10%前後であった。企業類型別には、大企業は全般的に活用度が高いと認識していなかった。中堅企業は海外のオンライン技術取引システムに対する満足度（10.0%）が相対的に高く、中小企業は国内のオンライン技術取引システムの活用度を比較的高く（12.5%）評価した。

### 3. 大学及び公共研究機関の知的財産活動

第1節 知的財産のインフラ

第2節 知的財産の主要活動及び成果

第3節 特許基盤の知的財産活動

第3章では全数調査の回答結果（回答率87.5%）を基に大学・公共（研）の母集団（産業財産権を2年間で2件以上出願、5年間で1件以上登録）に対する推定値<sup>43</sup>を提示する。企業と同様に大学・公共（研）でも知的財産活動の基盤となるインフラ、知的財産の主要活動及び成果、特許基盤の知的財産活動など3領域を中心に結果を整理しつつ、「特許基盤の知的財産活動」は特許と実用新案を出願した機関に対する母集団<sup>44</sup>の推定結果を示している。

## 第1節 知的財産のインフラ

### 1. 研究開発活動

[表3.1] は知的財産活動を遂行する国内の大学・公共（研）の機関について類型別の平均研究開発人材、研究開発費及び研究開発費の財源を示している。

[表3.1] 大学・公共（研）母集団の研究開発インフラ及び投資状況

区別		全体	国公立 大学	私立大学	政府 出損（研）	その他 公共（研）
研究開発人材（平均値）		497.9人	994.4人	411.3人	558.4人	264.8人
研究 開発費	10億ウォン未満	23.7%	7.1%	92.9%	-	-
	10-30億ウォン 未満	13.5%	7.7%	80.2%	-	12.1%
	30-100億ウォン 未満	14.9%	7.9%	79.0%	-	13.1%
	100億ウォン未満	47.8%	24.5%	47.1%	14.7%	13.7%
	平均値	476億 ウォン	725億 ウォン	239億 ウォン	2,017億 ウォン	597億 ウォン
研究 開発費 の財源	政府R&D	81.7%	81.0%	80.9%	79.9%	89.4%
	民間R&D	10.5%	12.8%	13.5%	5.8%	8.9%
	自己負担R&D	7.8%	6.1%	5.6%	14.3%	1.7%

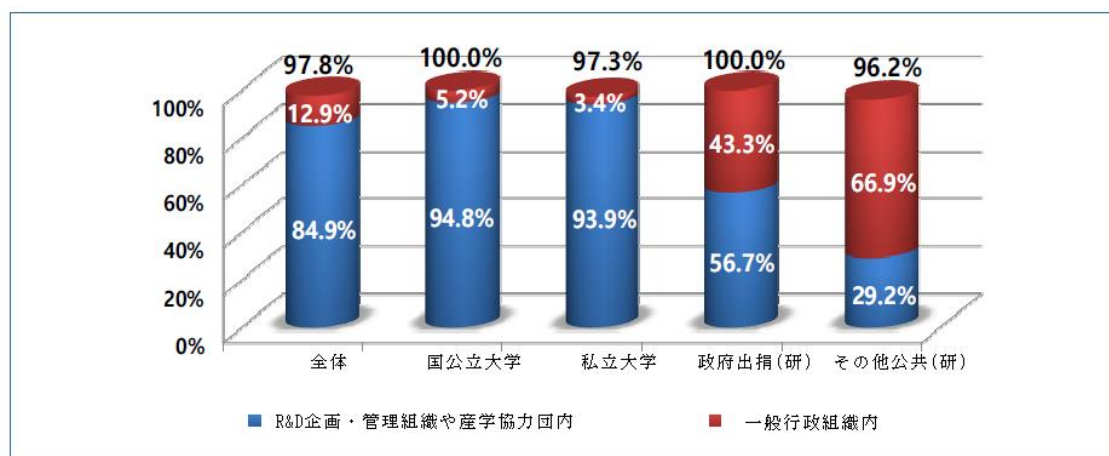
<sup>43</sup> 大学・公共（研）母集団（256 個）を機関類型、産業財産権の出願規模によって 12 層に区別し、回収された質問用紙の回答（224 個）を母集団規模に拡大して母数を推定

<sup>44</sup> 全体母集団256個のうち、特許・実用新案を2年間で2件以上を出願した機関は253機関（98.8%）

## 2. 知的財産担当組織及び人材<sup>45</sup>

知的財産活動を行う大学・公共（研）のうち、知的財産担当組織を保有する比率は97.8%であった（〔図3.1〕）。R&Dの企画・管理組織（大学の場合は産学協力団）の形で存在する比率は84.9%、一般行政組織内に存在する比率は12.9%であった。機関類型別に見ると、政府出損（研）及び国公立大学は100.0%、私立大学は97.3%が知的財産担当組織を保有することが分かった。その他公共（研）の知的財産担当組織の保有率は96.2%、一般行政組織内で知的財産業務を遂行する比率が66.9%で、他機関の類型より比率が高いことが分かった。

〔図3.1〕 知的財産担当組織の保有状況



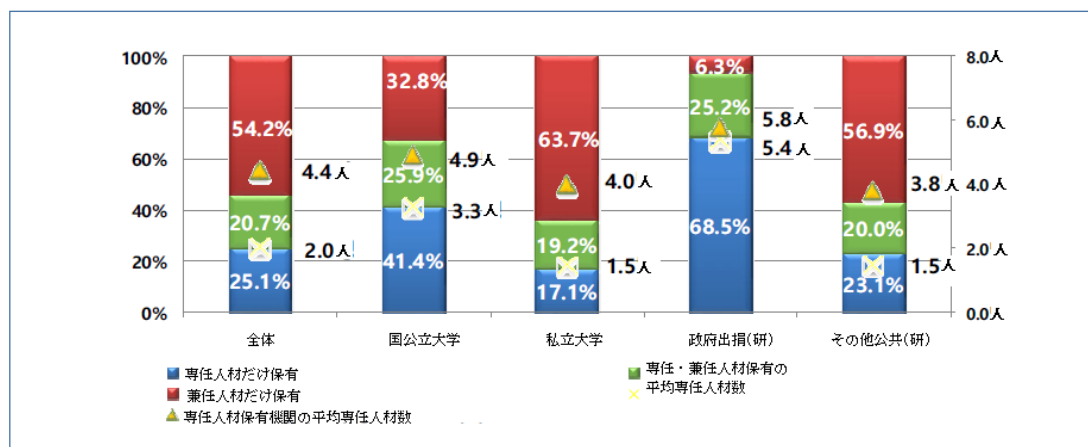
大学・公共（研）の「知的財産担当人材<sup>46</sup>」の保有状況は〔図3.2〕のとおりである。知的財産関連業務だけを専門的に遂行する専門担当人材を保有する機関の比率は45.8%であり、このうちの半分程度である20.7%は専門担当人材と兼任人材を両方保有していた。機関類型別には知的財産専門担当人材の保有率が最も高い機関は政府出損（研）（93.7%）であり、私立大学の場合はその比率が36.3%と最も低かった。

大学・公共（研）が保有する知的財産専門担当人材は平均2.0人であり、知的財産専門担当人材を保有する機関の専門担当人材数は平均4.4人であった。専門担当人材を保有する機関の平均専門担当人材の数を機関類型別に見ると、政府出損（研）5.8人、国公立大学4.9人、私立大学4.0人、その他公共（研）が3.8人の順であった。

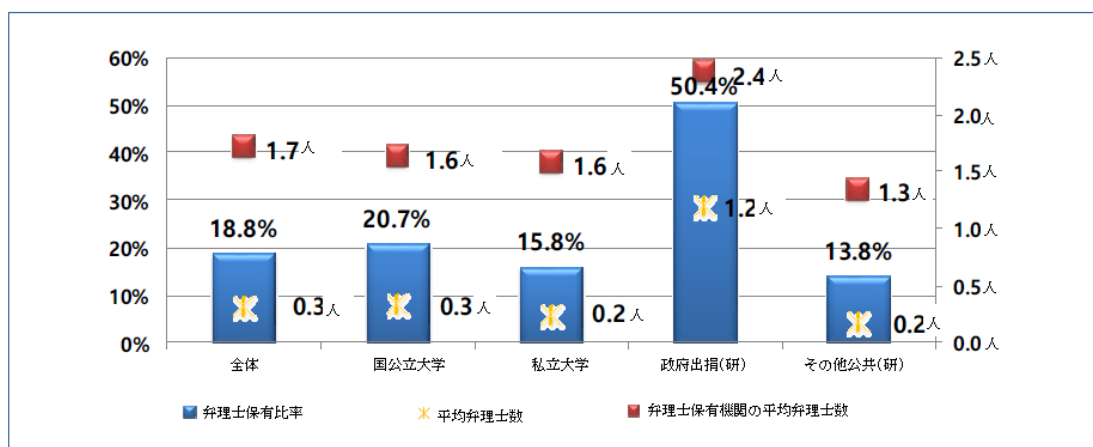
<sup>45</sup> 知的財産担当組織及び人材の業務範囲は、特許ポートフォリオの分析など知的財産戦略企画、国内外の産業財産権の出願及び登録・維持管理、知的財産権動向調査、特許侵害関連対応及び訴訟業務、知的財産権の販売、又はライセンス交渉及び技術料の管理などである。本実態調査ではこれを主な業務、又は部分的に遂行する組織及び人材の有無について調査した。

<sup>46</sup> 知的財産専門担当人材とは、知的財産関連業務だけを専門に行う人材を意味し、兼任人材の場合は該当人材の全体業務のうちの知的財産業務の割合を考慮し、全日労働従事者数（FTE）を基準として回答するようにした（2019年以降から調査表を変更）。

[図3.2] 知的財産担当人材の保有状況



[図3.3] 知的財産担当人材のうち弁理士の保有状況

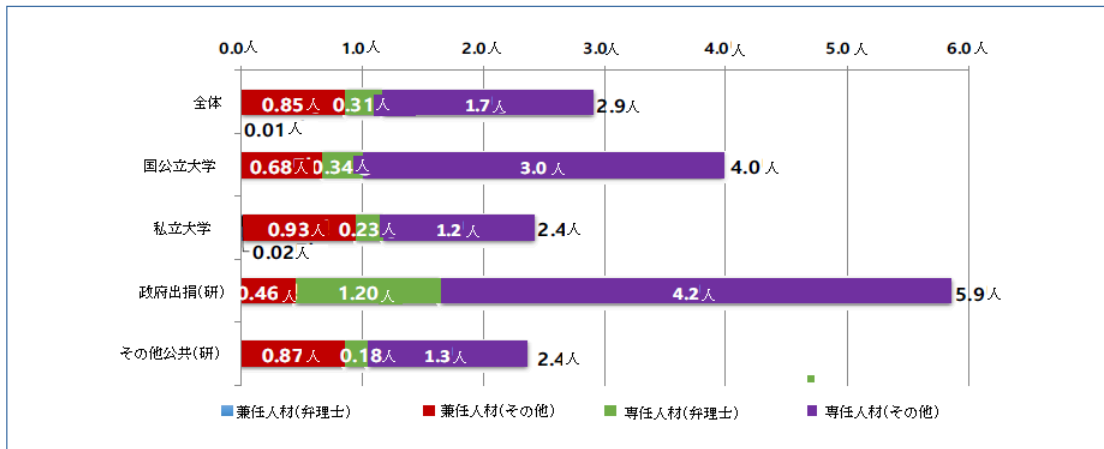


知的財産担当人材のうち、弁理士の保有率は大学・公共（研）の18.8%であり、機関類型別に見ると、政府出損（研）の保有率が50.4%と最も高かった（[図3.3]）。国公立大学の20.7%、私立大学の15.8%、その他公共（研）の13.8%が知的財産専門担当又は兼任人材の形で弁理士を保有していた。全体の大学・公共（研）は平均0.3人<sup>47</sup>の弁理士を保有しており、弁理士を保有する機関の平均弁理士数は1.7人であった。

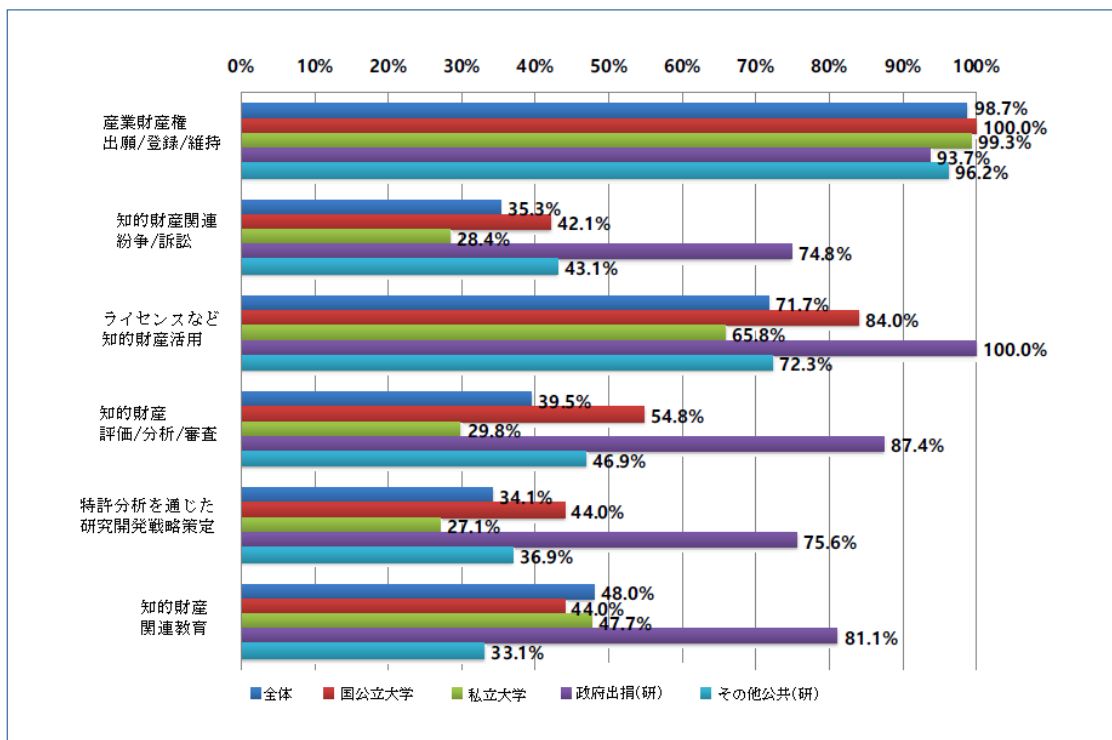
大学・公共（研）の母集団が保有する知的財産担当人材の構成分布を専門担当人材（弁理士及びその他）、兼任人材（弁理士及びその他）で区別して表すと [図3.4] のとおりである。大学・公共（研）が保有する全体知的財産担当人材は平均2.9人であり、0.86人の兼任人材と2.01人の専門担当人材からなっている。政府出損（研究）の知的財産担当人材数が5.9人と最も多い。

<sup>47</sup> 兼任人材の形態で保有している場合はFTEを基準として回答した結果である。

[図3.4] 知的財産専門担当人材の構成比率



[図3.5] 知的財産担当者の主要業務別遂行比率



知的財産担当人材の主要業務を調べてみると、産業財産権の出願・登録・維持業務を遂行する比率は8.7%と最も高かった（[図3.5]）。また、ライセンスなど知的財産活動関連の業務を遂行する比率は71.7%、知的財産関連教育を担当する比率は48.0%であった。知的財産の評価・分析・審査業務を遂行する比率は39.5%、知的財産関連紛争/訴訟業務の比率は35.3%であった。機関類型別に見ると、産業財産権の出願・登録・維持業務を除けば、各分野の知的財産担当人材が該当業務を遂行しているとの回答率は政府出捐（研）と最も高かった。

大学・公共（研）の42.8%は、知的財産専門担当人材に対する補充が必要であると答えた一方、1年以内に専門担当人材を採用する計画であると答えた機関は10.9%にすぎなかった（[表3.2]）。機関類型別に見ると、政府出捐（研）（69.3%）、その他公共（研）（56.2%）、国公立大学（54.8%）の順であり、知的財産専門担当人材を補充する必要性を認知していた。採用計画に関する質問については、政府出捐（研）の31.5%が知的財産専門担当人材を採用する予定であると答えたのに対し、大学とその他公共（研）の採用予定率は低かった。

知的財産専門担当人材を補充する必要性は、現在、知的財産専門担当人材を保有する機関（53.8%）が、知的財産専門担当人材のいない機関（33.5%）より高く、採用予定であると答えた比率は知的財産専門担当人材の保有機関（20.9%）と未保有機関（2.3%）との格差がかなり大きかった。専門担当人材を保有する機関の中には政府出捐（研）が追加採用に対する意志が33.6%で比較的に高かった。

[表3.2] 知的財産専門担当人材の採用計画

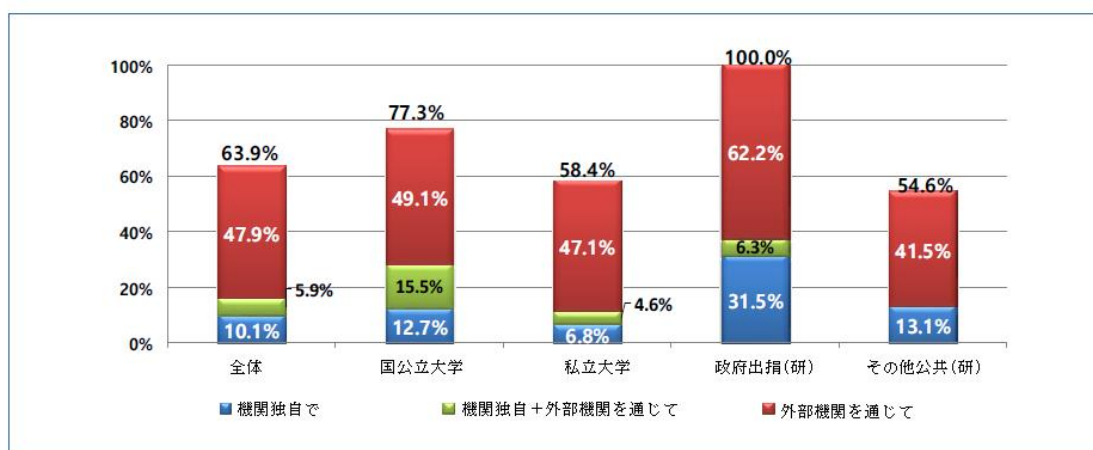
区別		全体	国公立大学	私立大学	政府出捐（研）	その他公共（研）
全体機関	補充必要	42.8%	54.8%	35.2%	69.3%	56.2%
	必要人数	0.5人	0.7人	0.4人	0.9人	0.7人
	採用予定	10.9%	12.9%	7.9%	31.5%	13.1%
	採用人数	0.1人	0.2人	0.1人	0.4人	0.1人
専門担当人材保有機関	補充必要	53.8%	53.8%	44.4%	73.9%	78.4%
	必要人数	0.7人	0.7人	0.6人	0.9人	1.3人
	採用予定	20.9%	15.4%	19.5%	33.6%	23.5%
	採用人数	0.3人	0.2人	0.2人	0.5人	0.2人
専門担当人材未保有機関	補充必要	33.5%	56.8%	29.8%	-	41.8%
	必要人数	0.4人	0.6人	0.3人	-	0.4人
	採用予定	2.3%	7.9%	1.1%	-	13.1%
	採用人数	0.0人	0.1人	0.0人	-	0.1人



### 3. 知的財産担当人材向けの職務教育

大学及び公共（研）の63.9%が知的財産担当人材に対する職務教育を実施していることが調査で明らかになった（[図3.6]）。機関類型別には政府出捐（研）の100.0%が担当人材を対象に職務教育を実施しており、国公立大学の職務教育の実施率も77.3%で高かった。教育の形態を見ると、機関における独自教育（16.0）よりは外部機関を通じて（53.8%）教育を実施した。政府出捐（研）は独自で職務教育を実施する比率が37.8%で、他の機関類型に比べ高かった。

[図3.6] 知的財産専門担当人材向けの職務教育状況



[表3.3] 職務教育の実施を希望する場合、扱うべき内容

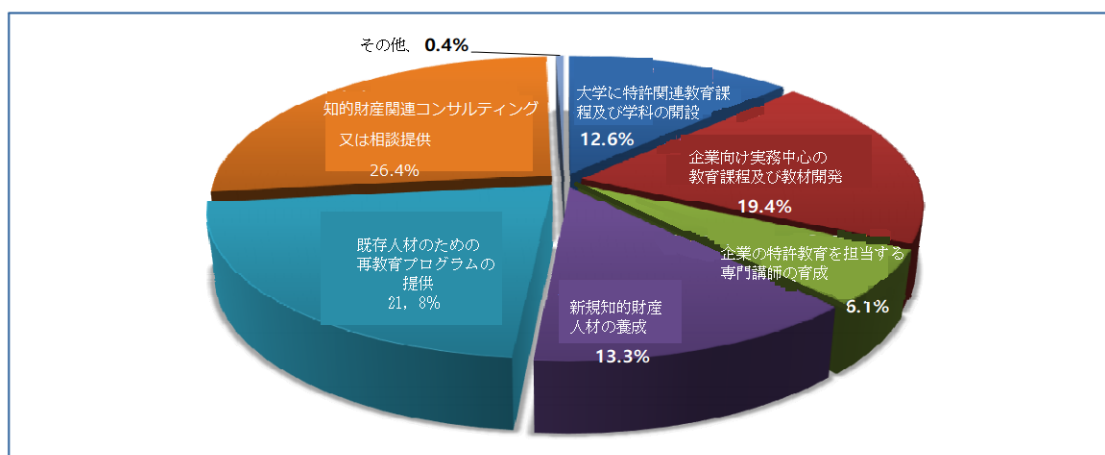
	全体	国公立大学	私立大学	政府出捐(研)	その他公共(研)
特許制度	68.6%	81.1%	67.2%	74.8%	53.8%
特許ライセンス (技術事業化)	68.0%	69.6%	63.9%	81.1%	83.1%
特許情報検索	59.3%	46.6%	62.7%	56.7%	58.5%
特許情報分析方法 (特許マップ)	38.4%	39.5%	35.1%	62.2%	41.5%
特許紛争(訴訟)	28.1%	39.5%	26.0%	44.1%	13.1%
海外での特許出願及び訴訟	23.5%	38.8%	18.7%	37.0%	22.3%
特許明細書の作成法	20.6%	24.0%	20.7%	18.9%	16.2%
営業秘密保護	12.9%	15.5%	11.9%	18.1%	12.3%
その他	2.9%	12.7%	1.3%	0.0%	0.0%

注：複数回答

知的財産担当人材向けの職務教育の実施を希望する場合、主に扱うべき教育内容として全体の68.6%が特許制度分野を挙げた（[表3.3]）。また、特許ライセンス（技術事業化及び特許情報検索に対する教育需要もそれぞれ68.0%と59.3%であった。機関類型別には大学は特許制度に対する教育の必要性を高く認識している一方、政府出捐（研）とその他公共（研）は特許ライセンス（技術事業化）に対する教育の需要が高かった。

一方、知的財産専門担当人材の育成のために推進すべき政府の課題として全体の26.4%が「知的財産関連コンサルティングや相談の提供」を挙げた（[図3.7]）。また、「既存人材のための再教育プログラムの提供（21.8%）」、「企業対象の実務中心の教育課程及び教材開発（19.4%）」に対する政策需要も高かった。

[図3.7] 知的財産専門担当人材の育成のために推進すべき政府課題



#### 4. 知的財産関連の活動費

2019年の1年間で知的財産権の国内外における出願・審査・維持のために大学及び公共（研）で平均3億7,732万ウォンを支出<sup>48</sup>したものが調査で明らかになった（[表3.4]）。機関類型別には政府出捐（研）の知的財産権の経費支出額が平均18億3,879万ウォンと最も多く、国公立大学が5億462万ウォン、その他公共（研）が2億4,403万ウォンを支出したことが分かった。

機関類型別に見ると、国公立大学、私立大学、その他公共（研）では国内での知的財産権費用が海外での知的財産権費用に比べて多い一方、政府出捐（研）では国内における特許出願・審査費（4億9,587万ウォン）に比べて海外特許の出願・審査費（7億2,611万ウォン）が高かった。

<sup>48</sup> 母数推定値である（2019年には全体回答機関の平均費用で算出したが、2020年以降は母数推定値に算出方式を変更した）。

[表3.4] 知的財産の出願・審査・維持費用（2019年支出額）

	国内		海外		出願・審査・ 維持費用の 合計
	出願・審査	維持	出願・審査	維持費用	
全体	1億3,773万 ウォン	7,602万 ウォン	1億1,851万 ウォン	4,506万 ウォン	3億7,732万 ウォン
国公立大学	2億1,840万 ウォン	1億2,000万 ウォン	1億2,879万 ウォン	4,544万 ウォン	5億462万 ウォン
私立大学	8,831万 ウォン	4,884万 ウォン	5,957万 ウォン	1,820万 ウォン	2億1,492万 ウォン
政府出捐 (研)	4億9,587万 ウォン	2億7,914万 ウォン	7億2,611万 ウォン	3億3,766万 ウォン	18億3,879万 ウォン
その他 公共(研)	9,261万 ウォン	5,992万 ウォン	7,192万 ウォン	1,958万 ウォン	2億4,403万 ウォン

注：母数推定値（2019年までは回答結果を基準に公表したが、2020年から公表方式が変更）

（出願・審査費用）産業財産権の出願手数料、審査請求量、弁理士費用、決定系審判（特許出願に対する拒絶決定など、審査官の処分不服として請求する審判）に所要した費用  
（維持費用）産業財産権の登録と権利維持に所要した金額（登録料と年金）

一方、大学・公共（研）の90.6%は外部の専門機関を通じて知的財産サービス<sup>49</sup>を利用したことが分かった（[表3.5]）。国公立大学と政府出捐（研）の場合、知的財産サービスの利用率が100.0%と最も高かった。2019年に大学・公共（研）が支出した知的財産サービス費用は平均3億9,680万ウォンであった。

<sup>49</sup> 知的財産サービスとは、知的財産の創出、保護、活用などを支援する専門サービスであり、情報調査及び分析、技術移転及び取引、IP翻訳、コンサルティングなどの事業をいう。

[表3.5] 知的財産サービスの利用状況

(単位：％、万ウォン)

区別	利用 (%)	知的財産サービスの分野別支出額 (2019年)						
		法律代理	評価、 賃貸及び 仲介	情報 サービス	コンサルテ ィング、教 育及び広報	金融、 保険	創出支援 及び出版、 施設運営	計
全体	90.6%	37,611	1,029	788	211	-	40	39,680
国公立大学	100.0%	50,462	1,280	1,352	444	-	94	53,632
私立大学	86.7%	21,420	768	345	199	-	25	22,757
政府出捐 (研)	100.0%	183,879	3,688	4,151	106	-	126	191,950
その他 (研)	95.4%	23,693	524	527	4	-	-	24,747

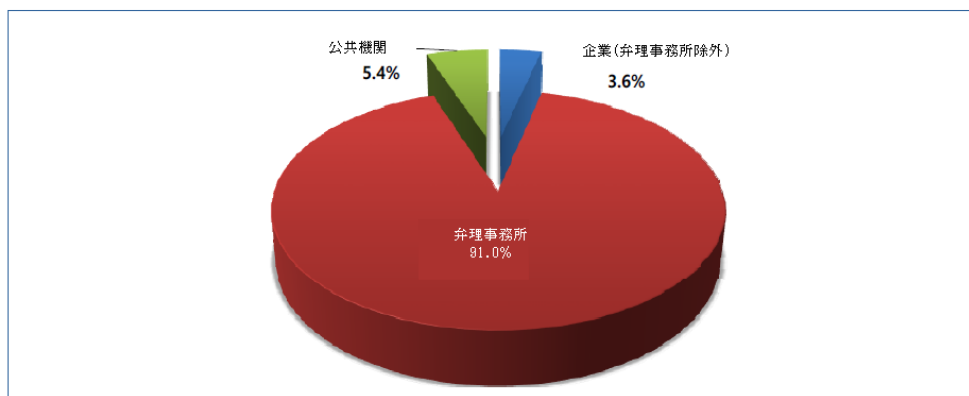
注：全体機関の平均支出額

知的財産のサービス分野<sup>50</sup>別には知的財産法律代理が平均3億7,611万ウォンと最も高く、知的財産の評価、賃貸及び仲介が1,029万ウォン、知的財産情報サービスが788万ウォン、知的財産コンサルティング、教育及び広報分野の支出額が211万ウォンであった。機関類型別には知的財産法律代理に対する支出金額が最も高い機関は政府出捐 (研) (19億1,950万ウォン、出願・登録手数料などを含む) であった。政府出捐 (研) の知的財産の評価、賃貸及び仲介分野の支出額も3,688万ウォンと最も高かった。

知的財産サービスを利用した大学・公共 (研) の91.0%は弁理士事務所を介してサービスの提供を受けたと回答した ([図3.8])。これは知的財産法律代理サービスの利用率が非常に高いことに関連している。その他、韓国特許情報院、韓国発明振興会、韓国特許戦略開発院、技術保証基金など公共機関を利用した比率は5.4%、知的財産サービス専門企業を利用した比率は3.6%であった。

<sup>50</sup> 知的財産サービス分野の区分は、知的財産サービス産業の特殊分類体系を準用しつつ、著作権関連サービスである知的財産流通分野を除く6つの大分類について調査を行った。

[図3.8] 知的財産サービス提供機関別の利用率



### 5. 大学における知的財産の講座

知的財産活動を実施する大学（212校、国公立大学40校、私立大学172校）の32.8%が2019年に知的財産に関する講座を設けたことが調査で明らかになった（[表3.6]）。知的財産に関する講座を設けた大学を対象に専門担当教員の保有率、開設した講座数、受講人数などを調べてみると、次のとおりである。知的財産関連講座の講師を専門担当教員として任用した比率は開設した大学の20.7%であり、専門担当教員形態として講師を採用した比率は国公立大学（18.1%）より私立大学（21.3%）の方が高かった。開設した知的財産関連講座数は平均12.7であり、講座別の受講人数は35.5人であった。

[表 3.6] 知的財産関連講座を開設した大学の状況

	講座の開設比率	講座の開設状況（開設した大学の平均値）			
		専門担当教員を保有する大学の比率	開設講座数 (A)	受講人数 (B)	講座別の受講人数 (B/A)
大学全体	32.8%	20.7%	12.7講座	450.9人	35.5人
国公立大学	36.2%	18.1%	15.6講座	492.1人	31.6人
私立大学	32.0%	21.3%	11.9講座	440.0人	36.9人

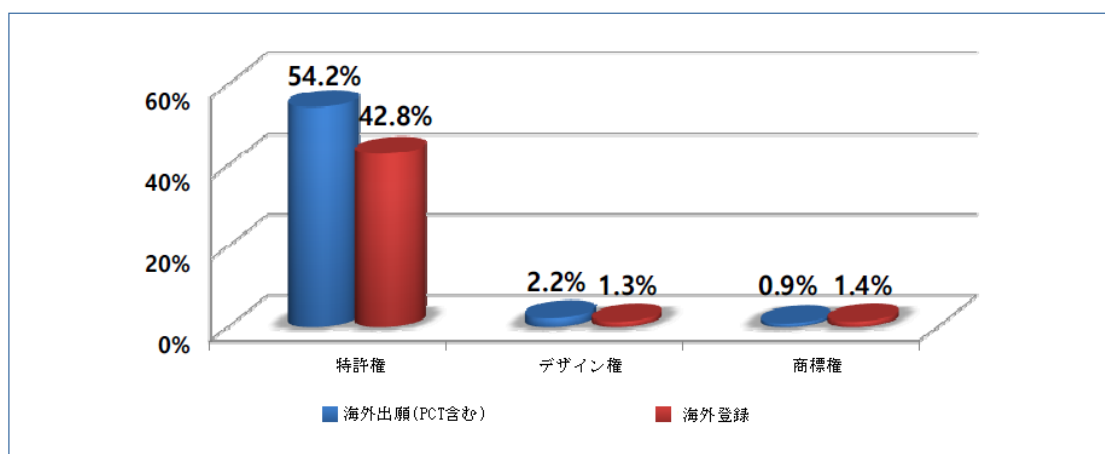
注：母集団のうち、大学（212校）を基準とする。

## 第2節 知的財産の主要活動及び成果

### 1. 産業財産権の出願・登録

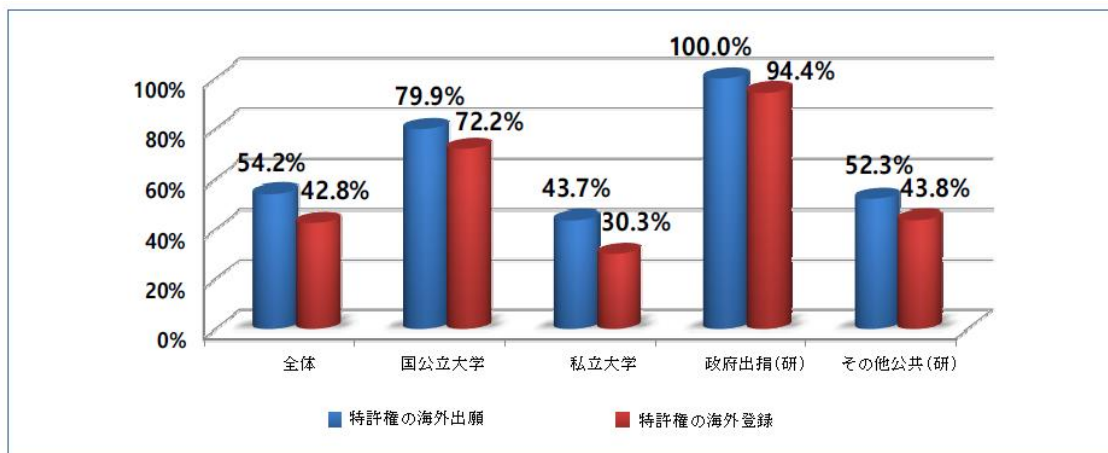
2019年に海外で特許を1件以上出願（PCT出願を含む）した大学・公共（研）の比率は54.2%であり、海外で特許を登録した実績がある比率は42.8%であった（〔図3.9〕）。デザイン権の海外出願及び登録の比率はそれぞれ2.2%と1.3%であり、商標権を海外に出願・登録した大学・公共（研）の比率はそれぞれ0.9%と1.4%であった。

〔図3.9〕 産業財産権の海外出願及び登録機関の比重



機関類型別に特許権の海外出願及び登録状況を調べてみると（〔図3.10〕）、政府出捐（研）の場合、特許権を海外で出願（PCTを含む）した比率が100.0%と最も高く、海外で特許権を登録した比率も政府出捐（研）が94.4%と最も高かった。国公立大学の場合も79.9%が海外特許出願の実績があり、72.2%が海外特許を登録したことが分かった。その他公共（研）は海外出願機関の比率が52.3%であり、私立大学の場合は海外で特許を出願した比率が43.7%にすぎなかった。

[図3.10] 機関類型別特許権の海外出願及び登録機関の比重



産業財産権の国内出願に及ぼす主要要因は、大学及び公共(研)の58.0%が「研究開発の投資又は予算増減による研究成果の変化」で、機関の内部的な要因であると回答した([表3.7])。また、「産業財産権に関する成果評価の比重変化又は評価方向の変化<sup>51</sup>」を主要要因であると認識している比率も52.7%であった。機関の外部的要因の中には市場拡大又は縮小、新技術又は新市場の出現など、「市場及び技術競合環境の変化」が出願の増減に影響を及ぼすという回答が44.0%と最も高かったが、外部の環境的な要因よりは予算や業績評価などの機関の内部的な要因が、機関の出願件数に及ぼす影響が大きという認識が強かった。

<sup>51</sup> 論文などその他成果に対する産業財産権の実績評価比重を拡大や縮小し、量的成果評価と質的成果評価を控える。

[表3.7] 産業財産権の国内出願増減に及ぼす要因

	影響要因	全体	国公立 大学	私立 大学	政府 出捐 (研)	その他 公共 (研)
内部 要因	研究開発の投資、又は予算 増減による研究成果の 変化	58.0%	55.1%	55.3%	87.4%	60.0%
	機関の産業財産権戦略 変化	45.6%	44.7%	43.8%	75.6%	38.5%
	産業財産権に関する成果 評価の比重変化、又は評価 方向の変化	52.7%	62.6%	47.0%	75.6%	59.2%
外部 要因	市場及び技術競争環境の 変化	44.0%	42.9%	43.3%	44.1%	50.8%
	国内及び世界景気の変動	30.7%	35.1%	29.9%	18.9%	37.7%
	産業財産権出願環境の改 善及び支援制度の強化	40.4%	48.0%	37.3%	56.7%	37.7%

注：(%) は [ (重要度が「中間より高い」と「最も高い」とに回答した機関数) / (回答機関数) ]  
×100 (%)

## 2. 職務発明<sup>52</sup>の補償<sup>53</sup>

職務発明補償制度は従業員などが特許、実用新案、デザインの登録を受ける権利を契約や勤務規定に基づいて使用者・法人に継承させるか、又は専用実施権を設定した場合は従業員などが正当な補償を受ける権利を有する制度である（発明振興法第10条）。すなわち職務発明補償制度は特許、実用新案、デザインを保有する機関に限定した制度である。

企業母集団と異なり、大学・公共（研）の調査母集団は研究開発の活動を行う機関などで構成<sup>54</sup>されており、職務発明の補償規定を導入した比率が過去5年間（2015-2019年の調査結果）で90%を上回っているため、職務発明補償制度がある程度定着しているように見える<sup>55</sup>。従って、本質問事項の分析対象を特許・実用新案・デザインの出願機関に限定せず、全体の母集団の推定値を基準に分析した。

大学・公共（研）が保有・活用している職務発明補償規定を基準に、「発明申告・特許出願・登録」と「技術の実施・処分」の類型別の金銭的又は非金銭的な補償規定の保有状況は [図3.11]、[図3.12] のとおりである。

<sup>52</sup> 「職務発明」とは、従業員、法人の役員、又は公務員（以下、「従業員など」という。）がその職務に関して発明したことが性質上、使用者・法人、又は国や地方自治体（以下、「使用者など」という。）業務範囲に属し、その発明を行うことになった行為が従業員などの現在又は過去の職務に属する発明である（発明振興法第2条）。

<sup>53</sup> 2018年までは「職務発明補償制度」に関するアンケートの質問事項が「特許基盤の知的財産活動」領域に含まれ、特許・実用新案を出願した機関の母数推定値を基準に統計が提供されたが、2019年以降は「知的財産の主要活動及び成果」に移動されることにより、全体母集団が回答するものに変更された。

<sup>54</sup> 全体母集団の中で特許、実用新案を2件以上出願した大学・公共（研）の比率が98.8%

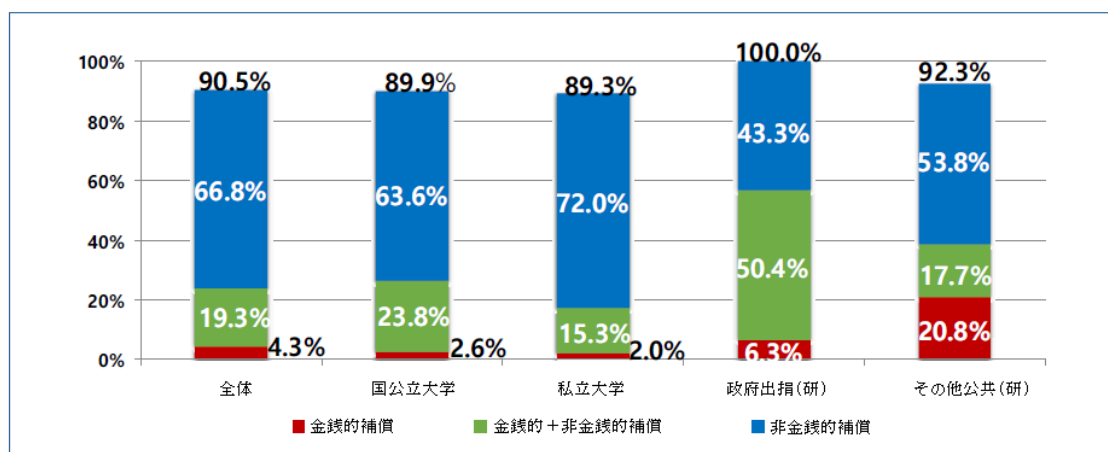
<sup>55</sup> 大学・公共（研）の場合は2020年から職務発明補償規定の保有・活用有無についての質問事項が削除された。



まず、大学・公共（研）が従業員などの発明申告の継承及び特許出願・登録時に金銭的又は非金銭的補償規定を保有する比率は90.5%であった（[図3.11]）。発明申告・特許出願・登録時に補償する規定を保有する場合（90.5%）は、金銭的補償だけの場合（4.3%）と、昇進、成果評価の反映など非金銭的だけ補償する場合（66.8%）、2つの方式を並行する場合（19.3%）に区別される。大学・公共（研）では非金銭的方式により発明申告・特許出願・登録に対し補償する比率が86.1%で高かった。

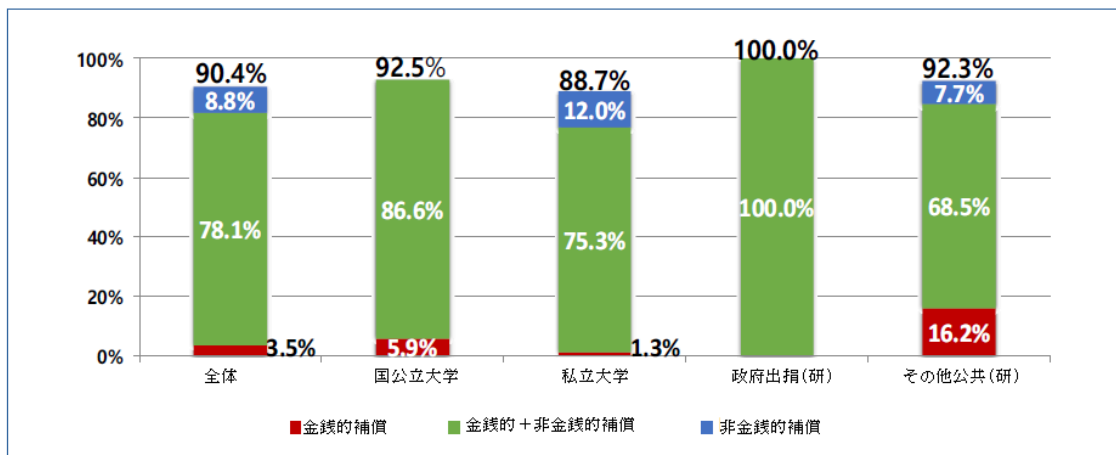
機関類型別には政府出捐（研）（100.0%）、その他公共（研）（92.3%）、国公立大学（89.9%）、私立大学（89.3%）の順で、発明申告・出願・登録に対する補償規定を保有することが調査で明らかになった。国公立大学と私立大学は金銭的に補償する比率が低い一方、政府出捐（研）とその他公共（研）が発明申告・出願・登録時に金銭的に補償する比率はそれぞれ56.7%、38.5%で相対的に高かった。特に、政府出捐（研）は金銭的補償とともに業績評価に反映するなど非金銭的な補償を並行する機関の比率が50.4%であった。

[図3.11] 発明申告・特許出願・登録に対する補償規定の保有率



注：機関の職務発明補償規定を基準とする。

[図3.12] 実施・処分に対する補償規定の保有率



注：機関の職務発明補償規定を基準とする。

次に、大学・公共（研）が継承した職務発明の実施・処分に対する補償規定を保有する比率は90.4%であった（[図3.12]）。職務発明の実施・処分に対する補償（90.4%）は金銭的補償のみの場合（3.5%）と、昇進、成果評価への反映など非金銭的のみ補償だけする場合（8.8%）、二つの方式を並行する場合（78.1%）に区別される。発明申告・出願・登録時とは反対に、実施・処分時には金銭的補償の比率が81.6%と非常に高く、金銭的補償と非金銭的補償を共に実施する機関がほとんどであった。機関類型別には政府出捐（研）の補償率が100.0%と最も高く、国公立大学が92.5%、その他公共（研）が92.3%、私立大学が88.7%の順であった。

職務発明に対する業績評価など非金銭的補償について類型別実施状況を調べてみると、[表3.8]のとおりである。特許など国内で産業財産権の出願時に補償を実施する比率は56.2%、国内で特許登録時に補償を実施する比率は84.0%であることが調査で明らかになった。また、海外特許出願の補償率は55.2%、海外特許登録の補償率は81.7%であり、産業財産権の移転や売却による技術料の収入が発生した時、業績評価などに反映する比率も75.0%で高かった。機関全体の類型から特許の出願より登録する時、国内特許よりは海外特許を業績評価などに反映する比率が高かった。

[表3.8] 職務発明に対する非金銭的補償（業績評価など）の実施率

	全体	国公立 大学	私立 大学	政府 出捐(研)	その他 公共(研)
特許など産業財産権国内出願の補償	56.2%	51.1%	57.6%	56.7%	54.6%
特許など産業財産権海外出願の補償	55.2%	53.7%	56.2%	50.4%	54.6%
特許など産業財産権国内登録の補償	84.0%	84.7%	85.4%	100.0%	62.3
特許など産業財産権海外登録の補償	81.7%	84.7%	82.0%	100.0%	62.3%
産業財産権の移転や売却による 技術料の収入に対する補償	75.0%	83.2%	74.7%	87.4%	55.4%

注：機関の職務発明補償規定を基準とする。

職務発明の補償を類型別に見ると、大学・公共（研）が2019年に実際に支給した職務発明補償金は次のとおりである。まず、発明申告・出願・登録時に補償金を支給した大学・公共（研）の比率は9.9%で、この機関は平均2,173万ウォン<sup>56</sup>の補償金を支給したことが明らかになった（[表3.9]）。平均支給人数と権利件数を割って1人当たりの平均補償金額と、権利1件当たりの平均補償金額を算出した結果、それぞれ1人当たり11.3万ウォン、権利1件当たり13.5万ウォンであった。

機関類型別の平均補償金額は、政府出捐（研）が4,168万ウォンと最も多かったが、1人当たり・1件当たりの補償金支給レベルはそれぞれ9.3万ウォン/人、10.3万ウォン/件で他の類型に比べて低いレベルであった。一方、国公立大学は補償金支給額が平均1,482万ウォンで政府出捐（研）より低かったが、1人当たりの補償金額は79.3万ウォン/人、1件当たりの補償金額は59.5万ウォンで補償金の支給レベルが最も高かった。

<sup>56</sup> 補償金支給機関の平均値である。

[表3.9] 職務発明補償金の支給状況（発明申告・出願・登録の補償）

	全体	国公立 大学	私立 大学	政府 出捐 (研)	その他 公共(研)
2019年度に補償金を支給した機関	9.9%	12.7%	4.1%	44.1%	20.8%
発明申告・出願・登録の平均補償金(A)	2,173万 ウォン	1,482万 ウォン	1,537万 ウォン	4,168万 ウォン	846万 ウォン
補償金の平均支給人数(B)	192.2人	18.7人	43.2人	446.9人	173.6人
補償金の平均支給権利件数(C)	160.8件	24.9件	34.1件	404.3件	94.6件
1人当たりの平均補償金額(A/B)	11.3万 ウォン	79.3万 ウォン	35.6万 ウォン	9.3万 ウォン	4.9万 ウォン
1件当たりの平均補償金額(A/C)	13.5万 ウォン	59.5万 ウォン	45.1万 ウォン	10.3万 ウォン	8.9万 ウォン

注：2019年度に実際に職務発明補償金を支給した機関の補償金支給金額、支給人数、支給権利件数の平均値を基に1人当たり、1件当たりの補償金額を算出した結果である。

次に、大学・公共(研)が技術の実施・処分に対し、2019年に補償金を支給した比率は62.4%であり、補償金の支給金額は平均6億1,212万ウォンであることが明らかになった([表3.10])。平均支給人数と権利件数に割って1人当たりの平均補償金額と権利1件当たりの平均補償金額を算出した結果、それぞれ817.8万ウォン/人、1,067.7万ウォン/件と分析された。政府出捐(研)の平均補償金支給金額は28億2,091万ウォンと最も高く、国公立大学6億5,504万ウォン、その他公共(研)2億9,433万ウォンの順であった。

機関類型別の中で1人当たりの平均補償金額と1件当たりの平均補償金額が最も高いのは政府出捐(研)で、それぞれ1,292.5万ウォン/人と1,274万ウォン/件であり、その他公共(研)は1人当たりの補償金額が293.8万ウォンと最も低かった。

[表3.10] 職務発明補償金の支給状況（実施・処分の補償）

	全体	国公立 大学	私立 大学	政府 出捐（研）	その他 公共（研）
2019年度に補償金を 支給した機関	62.4%	80.7%	57.3%	87.4%	51.5%
実施・処分の 平均補償金（A）	6億1,212万 ウォン	6億5,504万 ウォン	2億8,840万 ウォン	28億2,091万 ウォン	2億9,433万 ウォン
補償金の 平均支給人数（B）	74.9人	85.2人	45.1人	218.3人	100.2人
補償金の 平均支給権利件数（C）	57.3件	61.2件	32.8件	221.4件	35.3件
1人当たりの 平均補償金額（A/B）	817.8万 ウォン	769.2万 ウォン	639.3万 ウォン	1,292.5万 ウォン	293.8万 ウォン
1件当たりの 平均補償金額（A/C）	1,067.7万 ウォン	1,070.3万 ウォン	878.1万 ウォン	1,274.0万 ウォン	834.2万 ウォン

注：2019年度に実際に職務発明補償金を支給した機関の補償金支給金額、支給人数、支給権利件数の平均値を基に1人当たり、1件当たりの補償金額を算出した結果である。

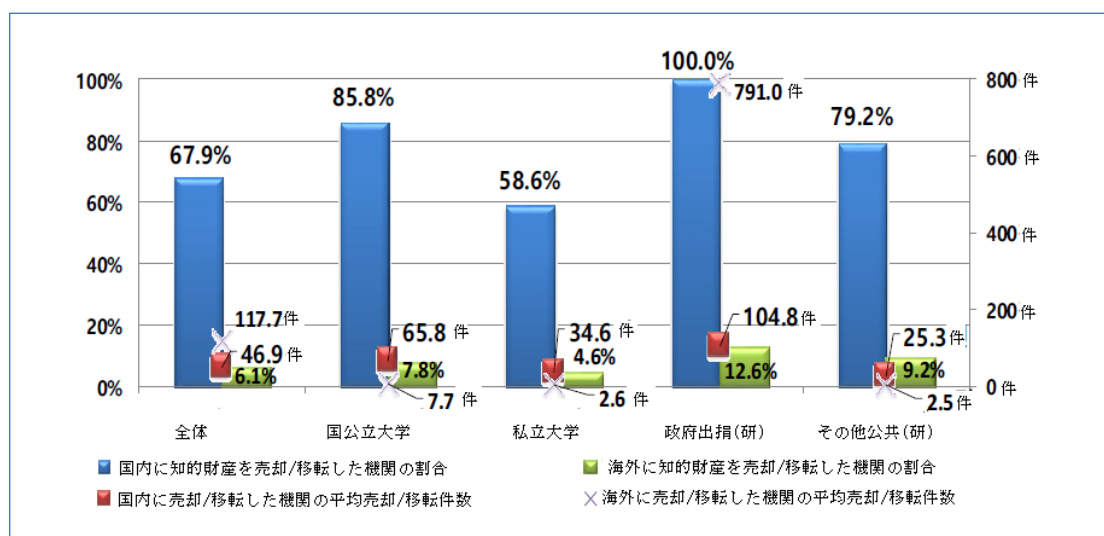
### 3. 知的財産の移転<sup>57</sup>

2019年の1年間で1件以上の知的財産を国内企業などに移転した大学・公共（研）の比率は67.9%であり、この機関の知的財産の移転件数は平均46.7件<sup>58</sup>であることが明らかになった。（[図3.13]）。機関類型別には政府出捐（研）の100.0%が平均104.8件の知的財産を国内企業などに移転し、国公立大学の85.8%が平均65.8件の知的財産を移転したことが分かった。国内知的財産の売却・移転の比率は私立大学が58.6%と最も低かった。

<sup>57</sup> 知的財産などの技術移転とは、技術の譲渡、実施権の許諾、技術指導、共同研究、合弁投資又は買収・合併などの方法により、技術保有者からその他の者に移転されることをいう（技術の移転及び事業化促進に関する法律第2条）。

<sup>58</sup> 機関全体の平均は31.9件

〔図3.13〕 国内外における知的財産の売却・移転の実績

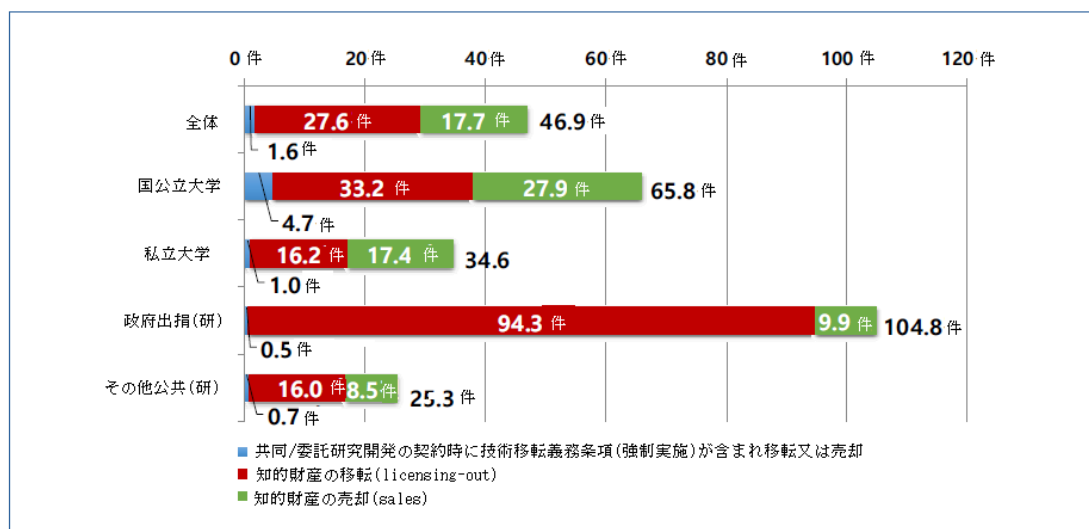


注：件数は知的財産を売却・移転した機関の売却・移転された平均知的財産の件数である。

一方、海外企業などに知的財産を売却・移転して比率は6.1%であった。海外に知的財産を移転した機関の比率は政府出捐（研）が12.6%と最も高く、私立大学の比率が4.6%と最も低かった。参考までに2019年には一部の機関で多数の知的財産を海外に売却・移転した事例があり、海外に移転された知的財産件数の平均値が例外的に高い。

国内における知的財産の売却・移転を類型別分布を分析した結果は〔図3.14〕のとおりである。韓国の大学・公共（研）は国内企業などに平均46.9件の知的財産を売却・移転し、27.6件は独自に保有する知的財産の移転（licensing-out）であり、売却（sale）された知的財産は17.7件であった。共同、又は委託研究機関の契約などの技術移転義務条項（強制実施）により売却・移転された件数は1.6件に過ぎなかった。国公立大学と私立大学は知的財産の売却率の方が高く、政府出捐（研）とその他公共（研）は技術実施（ライセンス）などの知的財産の移転率が高かった。

[図3.14] 国内における知的財産の売却・移転の種類に伴う実績



注：件数は知的財産を売却・移転した機関の売却・移転類型別の平均知的財産件数である。

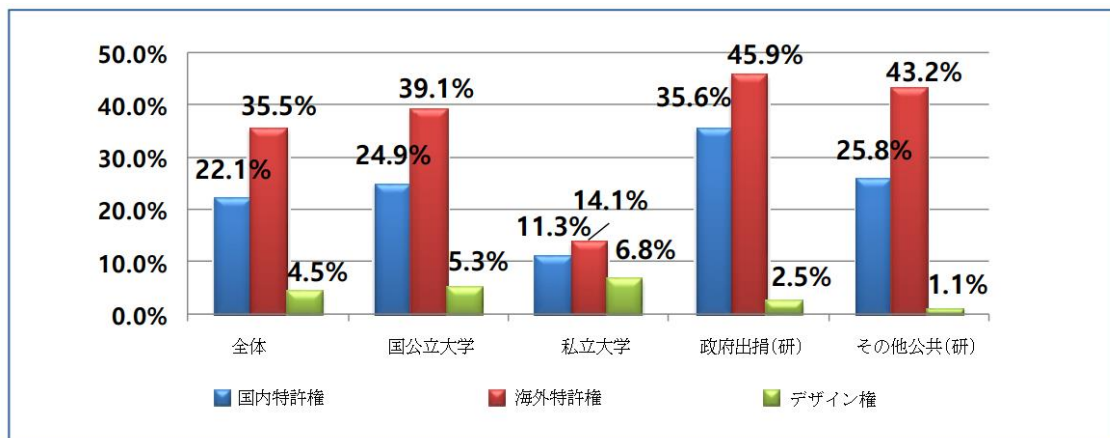
[表 3.11] 知的財産の有償実施許可、又は売買契約の成果（2019年時点）

		全体	国公立 大学	私立 大学	政府 出捐(研)	その他 公共(研)
		国内 企業に	移転(譲渡)	2億874万 ウォン	4億2,602万 ウォン	1億9,892万 ウォン
	通常実施	2億2,407万 ウォン	2億5,499万 ウォン	7,245万 ウォン	14億2,983万 ウォン	3億4,478万 ウォン
	専用実施	1億4,724万 ウォン	2億6,475万 ウォン	9,830万 ウォン	5億474万 ウォン	4,268万 ウォン
	収入計	5億8,005万 ウォン	9億4,577万 ウォン	3億6,967万 ウォン	20億3,028万 ウォン	4億513万 ウォン
海外 企業に	移転(譲渡)	285万 ウォン	404万 ウォン	330万 ウォン	-	-
	通常実施	1億7,692万 ウォン	688万 ウォン	2,031万 ウォン	23億506万 ウォン	120万 ウォン
	専用実施	177万 ウォン	45万 ウォン	92万 ウォン	1,455万 ウォン	51万 ウォン
	収入計	1億8,154万 ウォン	1,137万 ウォン	2,454万 ウォン	23億1,961万 ウォン	171万 ウォン
収入合計		7億6,159万 ウォン	9億5,714万 ウォン	3億9,421万 ウォン	43億4,989万 ウォン	4億684万 ウォン

注：母集団の平均収入金額である。

2019年の大学・公共（研）が知的財産の有償実施許可、又は売買契約を通じて得た金銭的平均収入は〔表3.11〕のとおりである。すなわち、国内企業から5億8,005万ウォン、海外企業から1億8,154万ウォン、計7億6,159万ウォンの経済的成果を収めたことが明らかになった。

〔図3.15〕 保有産業財産権（国内外の特許及びデザイン権）の活用状況（2020年時点）



注：母集団が回答時点で保有する有効権利件数に対比する活用件数の比率である（2019年までは回答結果を基準に公表したが、2020年からは母数推定値に公表方式が変更された）。

一方、〔図3.15〕のとおり、大学・公共（研）母集団が回答した時点で保有する「有効な国内特許権」の中で活用<sup>59</sup>されている国内特許の比率（特許活用率）<sup>60</sup>は22.1%であり、海外特許の活用率は35.5%でもっと高かった。デザイン権の活用率は4.5%であった。機関類型別には政府出捐（研）による国内特許の活用率が35.6%と最も高く、その他公共（研）25.8%の順であった。国公立大学と私立大学による国内特許の活用率はそれぞれ24.9%と11.3%で、大学による特許の活用が相対的に低調していることが分かった。海外特許の活用率も政府出捐（研）が45.9%と最も高く、私立大学の場合は14.1と低かった。デザイン権の活用率は私立大学が6.8%と最も高く、国公立大学が5.3%であった。

<sup>59</sup> 外部機関に移転（ライセンス）、ラボや研究員による起業などに活用されるか、子会社（技術出資会社研究所の企業など）に現物出資、企業と共同研究による共同出願などに活用されている権利の件数をすべて考慮して記入するようにした。

<sup>60</sup> 2019年までは回答機関が保有する特許件数と活用する特許件数を基に特許活用率を算出したが、2020年からは母数推定の保有特許件数と活用特許件数を活用して算出する方式に変更



[表3.12] 大学・公共（研）が保有する国内特許の活用状況（2020年時点）

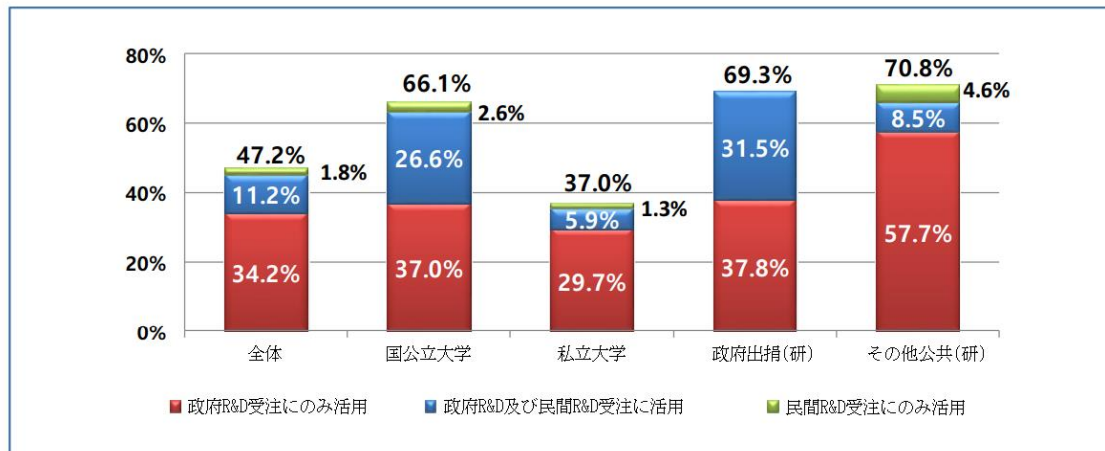
	保有件数 (A)	活用件数 (B)	経済的収益が 発生した 権利件数 (C)	保有特許の 活用率 (B/A)	経済的収益が 発生した比率 (C/B)
全体	170,624	37,775	19,157	22.1%	50.7%
国公立大学	47,044	11,720	3,579	24.9%	30.5%
私立大学	68,767	7,764	5,737	11.3%	73.9%
政府出捐（研）	42,375	15,079	8,709	35.6%	57.8%
その他公共（研）	12,438	3,212	1,132	25.8%	35.2%

注：母数推定値（2019年までは回答結果を基準として公表したが、2020年からは公表方式が変更された）

国内特許の活用状況を詳しく調べてみると、[表3.12]のとおりである。すなわち、大学・公共（研）で活用している特許の経済的収益が発生する比率は50.7%であることが調査で明らかになった。私立大学は活用している特許の73.9%から経済的収益が発生すると回答し、政府出捐（研）は57.8%、その他公共（研）は35.2%、国公立大学が30.5%と最も低かった。

大学・公共（研）が政府及び民間R&D事業を受注した際（提案書作成など）、保有する産業財産権を活用した経験があるのかという質問に対して47.2%が「ある」と回答した（[図3.16]）。政府R&Dの受注時に活用した比率は45.4%であり、民間R&Dの受注時に活用した比率は13.0%で、政府と民間R&Dの受注時に活用したとの回答率が11.2%であった。R&Dの受注時に産業財産権を活用した比率はその他公共（研）が70.8%と最も高く、私立大学が37.0%と最も低かった。

〔図3.16〕 保有産業財産権を活用したR&Dの受注状況



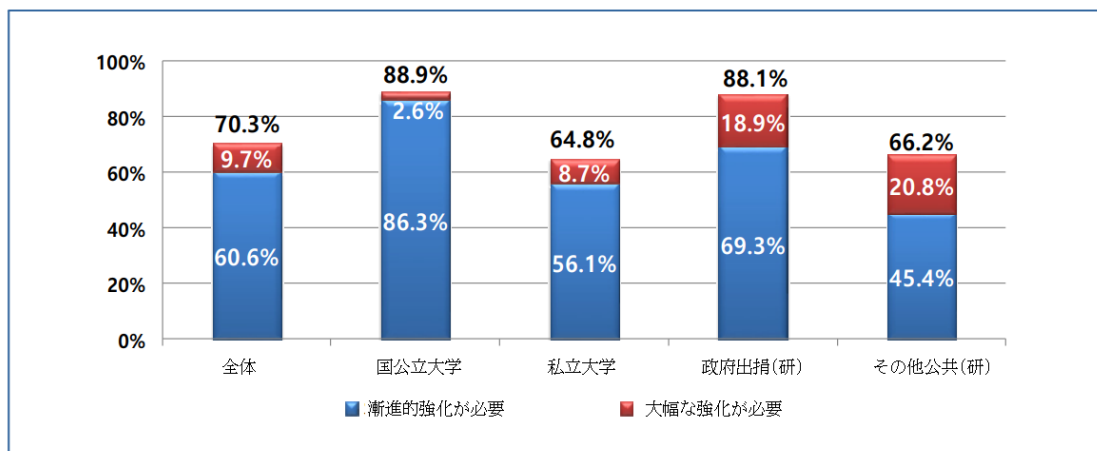
#### 4. 知的財産管理に対する政策需要

国内の大学・公共（研）の70.3%は韓国の知的財産保護レベル<sup>61</sup>が強化される必要があると答えた（〔図3.17〕）。このうち60.6%は「漸進的な強化が必要」だと答えた一方、「大幅な強化が必要」との意見は全体の9.7%であった。

機関類型別には国公立大学の88.9%が国内の知的財産保護レベルを強化する必要があると答えた一方、私立大学の場合は知的財産保護レベルの強化が必要だという回答は64.8%で相対的に低かった。「大幅な強化が必要」だと答えた比率はその他公共（研）が20.8%、政府出捐（研）が18.9%で高く、国公立大学は2.6%であった。

<sup>61</sup> 知的財産保護レベルは、特許制度のように、創出された知的財産に権利を付与するシステムが効率的に運営されているか、また、これを通じて成立した知的財産権が他人により侵害を受けた際に、これに対抗できる効率的な行政的及び司法的措置がどの程度備えているかを意味する。

[図3.17] 現在の国内の知的財産保護水準に対する認識



注：(%)は5点尺度（1：保護レベルについて大幅な弱体化が必要、5：大幅な強化が必要）で4点と5点と回答した機関の比率の合計である。

効果的な知的財産の管理及び保護のための政策需要に対する回答の結果は[表3.13]のとおりである。「中小企業向けのコンサルティング、法律相談など政府支援事業の強化」が必要だと回答した比率が72.4%と最も高く、全体機関類型がこれに対する支援の必要性を1位として挙げた。また、「企業と国民の認識向上のための教育、広報強化(63.2%)」、「調停、仲裁など安価で簡素な代替的な紛争解決制度の活性化(60.6%)」に対する政策需要も比較的が高かった。

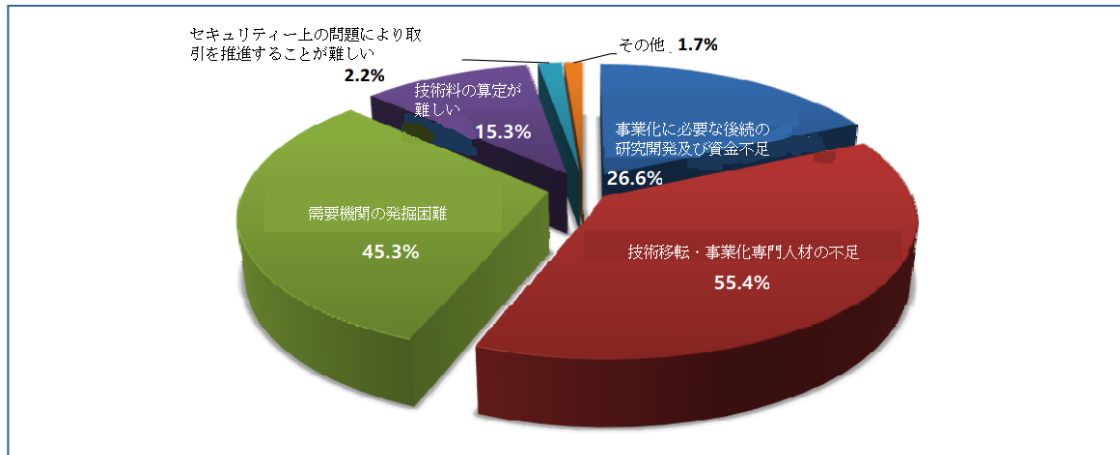
[表3.13] 効果的な知的財産保護のための政策支援の必要性

	全体	国公立大学	私立大学	政府出捐(研)	その他公共(研)
中小企業向けのコンサルティング、法律相談など政府支援事業の強化	72.4%	87.1%	68.9%	81.1%	66.9%
企業と国民の認識向上のための教育、広報強化	63.2%	68.5%	63.4%	63.0%	53.8%
調停、仲裁など安価で簡素な代替的な紛争解決制度の活性化	60.6%	71.8%	56.3%	69.3%	62.3%
知的財産侵害に対する刑事処罰の強化	53.6%	76.2%	48.6%	62.2%	46.2%
知的財産侵害に対する民事損害賠償額の増額	51.4%	71.1%	46.6%	55.9%	50.0%

注：(%)は5点尺度（1：必要性が最も低い、5：必要性が最も高い）で [(4点と5点と回答した機関数) / (全体回答機関数)] × 100%

最後に、知的財産を活用（移転又は事業化）する際の隘路事項は、大学・公共（研）の55.4%が「技術移転・事業化専門人材の不足」を隘路事項として挙げた（[図3-18]）、「需要機関の発掘困難（45.3%）」、「事業化に必要な後続研究開発及び資金の不足（26.6%）」などを問題点として指摘した。

[図 3. 18] 知的財産の活用（移転又は事業化）の際の隘路事項



注：複数回答

### 第3節 特許基盤の知的財産活動

「特許基盤の知的財産活動」に関する調査項目は全体母集団のうち、「特許と実用新案を2年間（2017-2018年）で2件以上出願した機関」のみ回答<sup>62</sup>するようにしたため、本節で整理された統計は特許・実用新案を出願した機関の母集団<sup>63</sup>に対する推定結果を示している。

#### 1. R&D段階別の主要知的財産活動遂行

本調査において特許基盤の知的財産活動は大きくR&D企画及び遂行時の「先行特許（技術）調査」、R&D成果創出時の「発明審議（出願前の審査）」、R&D成果管理のための「保有知的財産権に対する実態調査」の3段階別の活動の有無について回答するようにした。

まず、研究開発の企画及び遂行段階において先行特許（技術）を調査<sup>64</sup>する大学・公共（研）の比率は66.9%であった（[図3.19]）。機関類型別には政府出捐（研）が100.0%と最も高く、国公立大学、その他公共（研）の順であり、私立大学の遂行比率が最も低かった。

先行特許（技術）調査のために大学・公共（研）の86.3%は弁理士又は弁理事務所に該当業務を依頼することが調査で明らかになった。また、機関内部のR&D人材、又は知的財産専門担当材が先行特許（技術）調査を遂行する比率も20%前後であった。全体機関の類型では弁理士又は弁理事務所を通じて先行特許（技術）調査を遂行している比率が最も高かった。

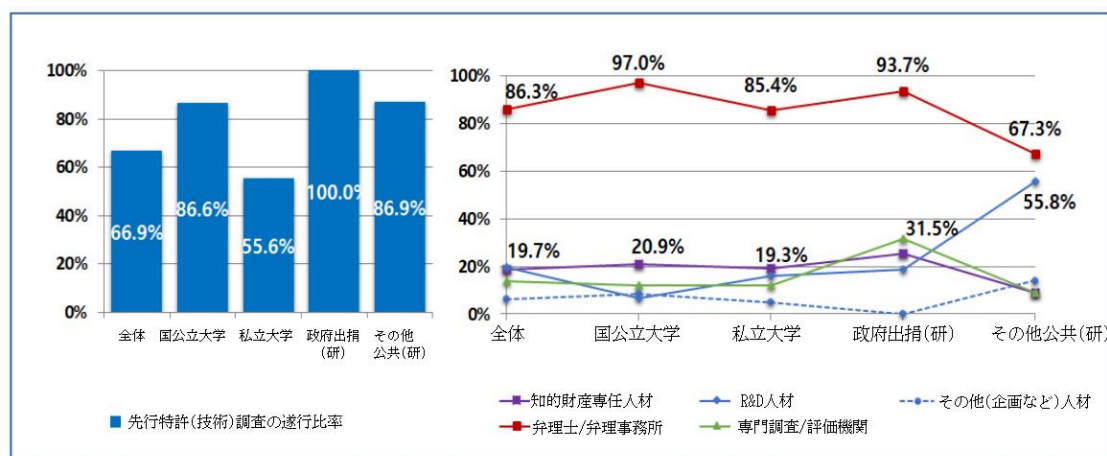
弁理士又は弁理事務所の次に、国公立大学と私立大学は知的財産専門担当人材の遂行比率が大きい一方、その他公共（研）はR&D人材が遂行する比率が55.8%と高かった。政府出捐（研）は専門調査/評価機関に先行特許（技術）調査を依頼する比率が31.5%であった。

<sup>62</sup> 先行特許（技術）調査、発明審議（出願前の審査）、保有特許に対する実態調査、技術マーケティングなどはデザイン権又は商標権のみを保有している企業には該当しない活動であるため調査対象から外す。

<sup>63</sup> 大学・公共（研）の特許基盤の知的財産活動も特許・実用新案を2件以上出願した253機関（全体母集団の98.8%）を特許・実用新案を出願した機関の母集団に設定し、機関類型、産業財産権の出願規模別12層に対する加重値を別途で算出して適用することで母数推定値を求めた。

<sup>64</sup> 先行特許（技術）調査とは、新技術開発などのための研究開発活動の前に特許DBなどを活用して開発したい技術に対する先行技術、又は該当技術と同一か類似の特許が存在するののかについて事前に調査する活動を意味する。機関レベルで遂行する先行技術調査活動及び研究者レベルで遂行する先行技術調査活動をすべて含む。

[図 3.19] 先行特許（技術）調査の遂行状況及び遂行人材



注：2年間（2017-2018年）で特許・実用新案2件以上を出願した機関を基準とする。  
 遂行人材は特許・実用新案出願機関のうち、先行特許（技術）調査をしている場合（複数回答）

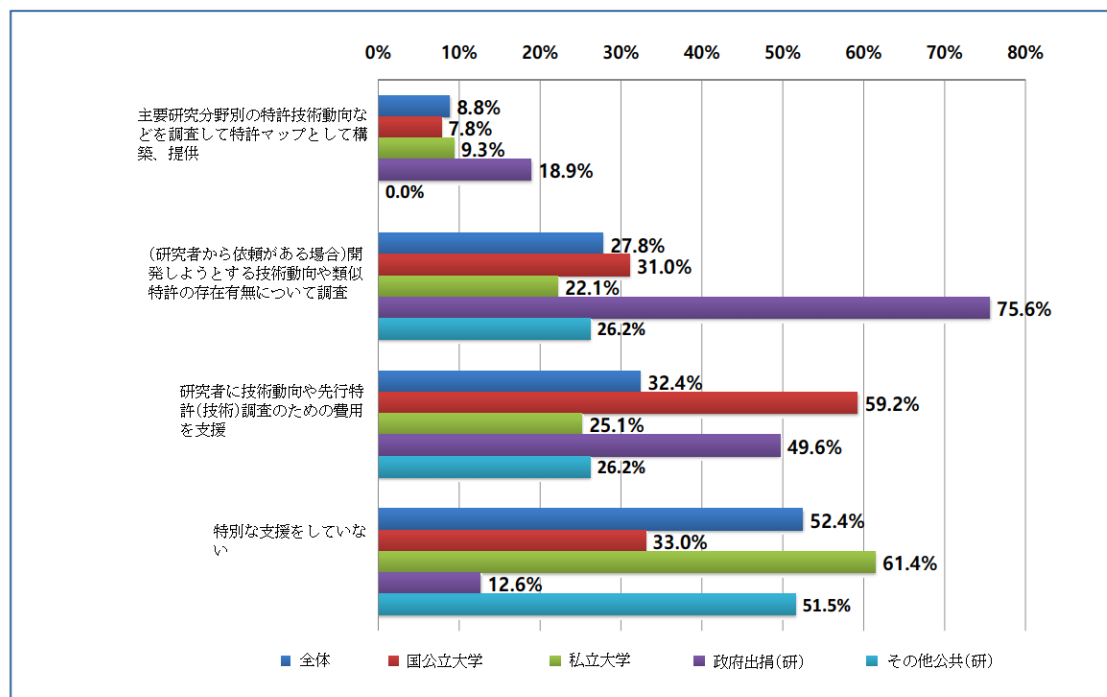
一方、機関レベルで先行特許（技術）調査を支援する比率<sup>65</sup>は47.6%であった（[図 3.20]）。特に、政府出捐（研）の87.4%が機関レベルで先行特許（技術）調査を支援し、その比率も最も高い一方、私立大学の場合は先行特許（技術）調査に対する支援率（38.6%）が最も低かった。

支援方式では「研究者に技術動向や先行特許（技術）調査のための費用」を支援する場合が32.4%と最も高く、「研究者からの要請がある場合、開発する技術動向や類似特許の存在の有無を機関で調査」して研究者に提供する場合も27.8%が多かった。この他「機関の主要研究分野に対する各国の特許情報、技術動向などを調査して特許マップとして構築し、研究者に提供」する比率は8.8%であった。

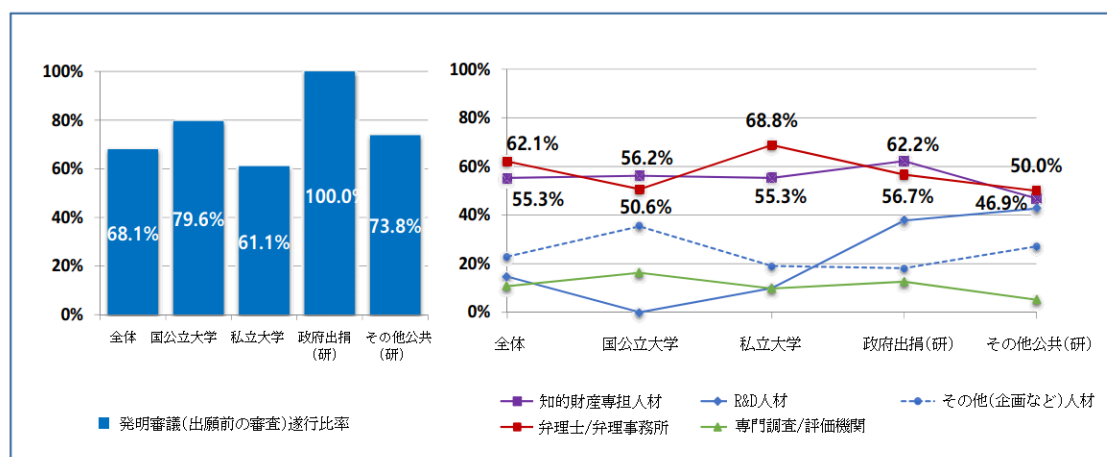
機関類型別には先行特許（技術）調査に対する支援方式は国公立大学の場合、「研究者に関連費用を支援」する方式が59.2%と最も高く、政府出捐（研）は「研究者からの要請時に先行技術調査の結果を提供」する形で行われる比率が75.6%と最も高かった。その他公共（研）の場合、「機関の主要研究分野に対する各国の特許情報、技術動向などを調査し、特許マップとして構築して研究者に提供」する比率が0%であった。

<sup>65</sup> 機関レベルの先行特許（技術）調査支援率（%）=100 - [特別な支援をしていない]

[図 3.20] 機関レベルの先行特許（技術）調査支援の有無



[図 3.21] 産業財産権出願などの前に発明審議（出願前の審査）の遂行状況及び遂行人材



注：2年間（2017-2018年）で特許・実用新案2件以上を出願した機関を基準とする。

遂行人材は特許・実用新案を出願した機関のうち、発明審議（出願前の審査）を行っている場合（複数回答）

次にR&D成果創出段階において産業財産権を出願する前に機関内の発明審議（出願前の審査）<sup>66</sup>を遂行する大学・公共（研）の比率は68.1%であった（[図3.21]）。機関類型別に見

<sup>66</sup> 発明審議（出願前の審査）とは、提出された発明申告書について産業財産権を出願前に職務発明委員会などを開催し

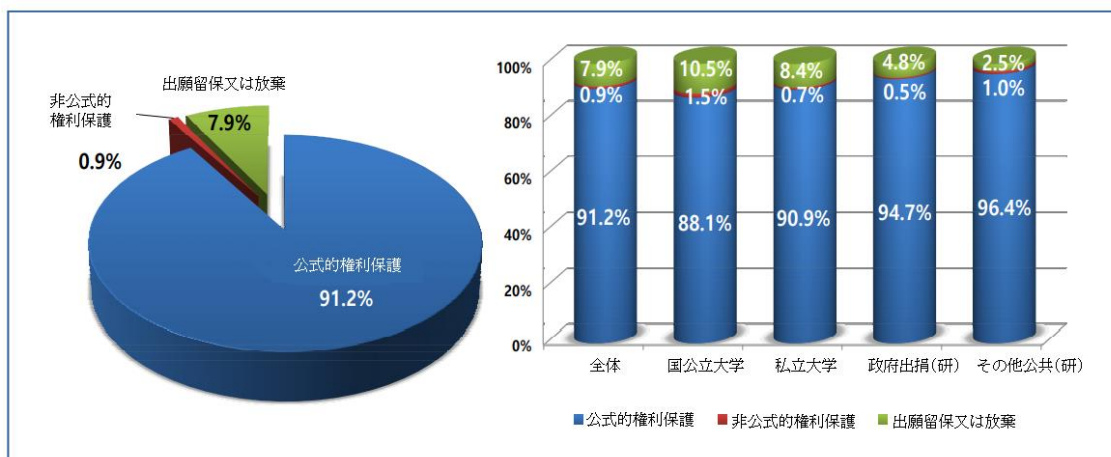
ると、政府出捐（研）は100.0%の比率で発明審議（出願前の審査）を行っている一方、私立大学の発明審議（出願前の審査）の遂行比率は61.1%と最も低かった。

発明審議（出願前の審査）を遂行する場合、遂行人材の状況は〔図3.21〕の右側のとおりである。予備評価（出願前の審査）を遂行する機関の62.1%と55.3%は、それぞれ弁理士・弁理事務所及び知的財産専門担当人材を通じ、これを遂行すると答えた。機関類型別には国公立大学と政府出捐（研）は知的財産専門担当人材を利用する比率が最も高い一方、私立大学とその他公共（研）は弁理士又は弁理事務所に依頼する比率がより高かった。

大学・公共（研）は発明審議（出願前の審査）を通じて申告された発明申告を評価し、1) 産業財産権の出願など公式的権利保護の手続きを進める、2) ノウハウや営業秘密として維持するなど非公式的権利保護の手続きを進める、又は3) 経済性や技術性不足などを理由に該当権利に対する出願を保留や放棄することができる。〔図3.22〕は大学・公共（研）に申告された全体発明申告件数を100%と見たときに公式的権利保護（出願）、非公式的権利保護、出願の保留や放棄などに処理された比率を示している。

平均的に産業財産権の出願など公式的権利保護として進めた比率が91.2%と最も高かった。一方、発明申告件数の7.9%が出願を保留や放棄し、営業秘密・ノウハウなどの非公式的権利保護方式を選んだ比率は0.9%と最も低かった。すべての機関類型における公式的権利保護の比率は高く、出願を保留や放棄した比率は国公立大学（10.5%）と私立大学（8.4%）で高かった。

〔図3.22〕 発明申告に対する公式的/非公式的権利保護の比率



注：2年間（2017-2018年）で特許・実用新案を2件以上出願した機関の中で発明申告件数がある機関を基準とする。

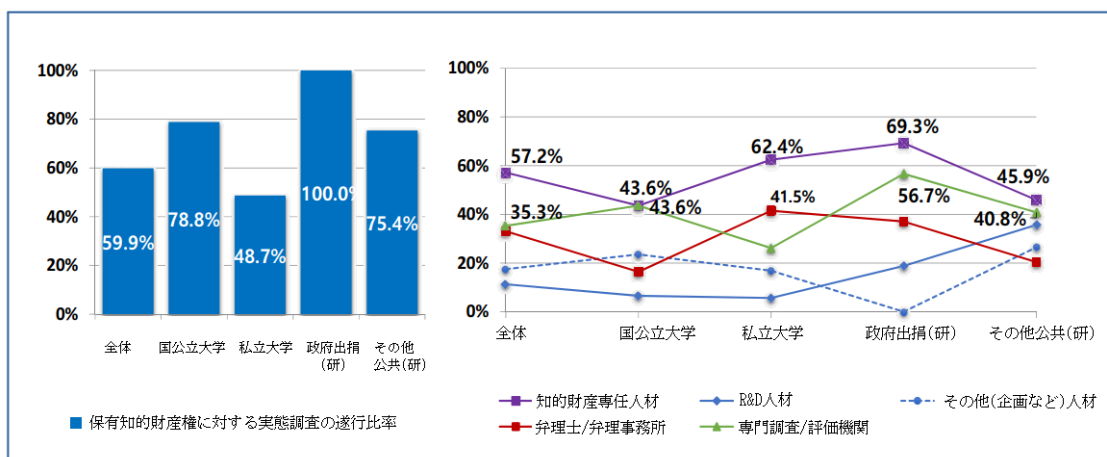
全体発明申告件数に対する類型別権利保護件数の比率

て発明の評価、承継可否、出願可否、審査請求可否などを決定する活動である。



最後に、R&D成果管理過程で保有する知的財産権（特許など）に対する実態調査及び評価<sup>67</sup>を遂行する大学・公共（研）の比率は59.9%であった（[図3.23]）。機関類型別に見ると、政府出捐（研）の100.0%が知的財産実態調査を遂行する一方、私立大学の場合は48.7%のみが保有する知的財産権に対する実態調査及び評価を遂行していることが分かった。

[図 3.23] 保有する知的財産権に対する実態調査の遂行状況及び遂行人材



注：2年間（2017-2018年）で特許・実用新案を2件以上出願した機関を基準とする。

遂行人材は特許・実用新案の出願機関のうち、資産に対する実態調査を行っている場合（複数回答）

知的財産の実態調査を遂行する人材は機関内部の知的財産専門担当人材が遂行する比率が57.2%と最も高く、専門調査・評価機関、又は弁理士・弁理事務所に依頼する比率も35%であった（[図3.23]）。すなわち、専門性を保有する外部機関を活用する一方、特許の維持・放棄決定など機関レベルの戦略的な判断は内部の知的財産専門担当人材が参加していると分析された。

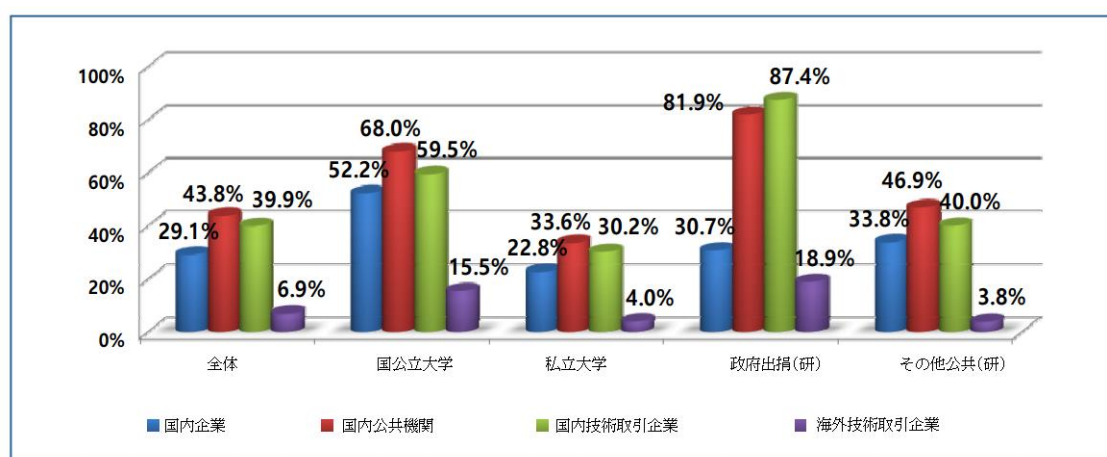
## 2. 技術取引機関、技術マーケティング会社との協力

直近3年間（2017-2019年）で特許・実用新案を出願した機関が、保有する技術の仲介及びマーケティングのために技術取引機関に業務の依頼や業務提携を締結した比率を調べてみると、[図3.24]のとおりである。技術取引機関を類型別に見ると、地域技術移転センター、韓国産業技術振興院、韓国発明振興会など「国内の公共機関」に関連業務を依頼し、協約を締結した比率が43.8%と最も高く、次いで「国内の技術取引会社」に業務を依頼したり、業務提携を締結したりする比率が39.9%であった。

<sup>67</sup> 知的財産実態調査とは、機関が保有している特許などの維持/放棄の決定、事業化有望技術及び移転対象技術などを発掘するために保有している知的財産の価値を把握することを意味する。

機関類型別の特徴としては、政府出捐（研）は国内の技術取引会社（87.4%）及び国内の公共機関（81.9%）に技術取引及びマーケティングを依頼した比率が非常に高く、海外の技術取引企業に対する業務依頼の比率も18.9%で機関類型の中では最も高かった。一方、技術取引及びマーケティングのために国内企業（又は企業研究所）を利用した機関は、全体大学・公共（研）の29.1%であり、国公立大学（52.2%）とその他公共（研）（33.8%）の業務依頼の比率が相対的に高かった。

[図3.24] 直近3年間の技術取引機関への業務依頼及び締結状況



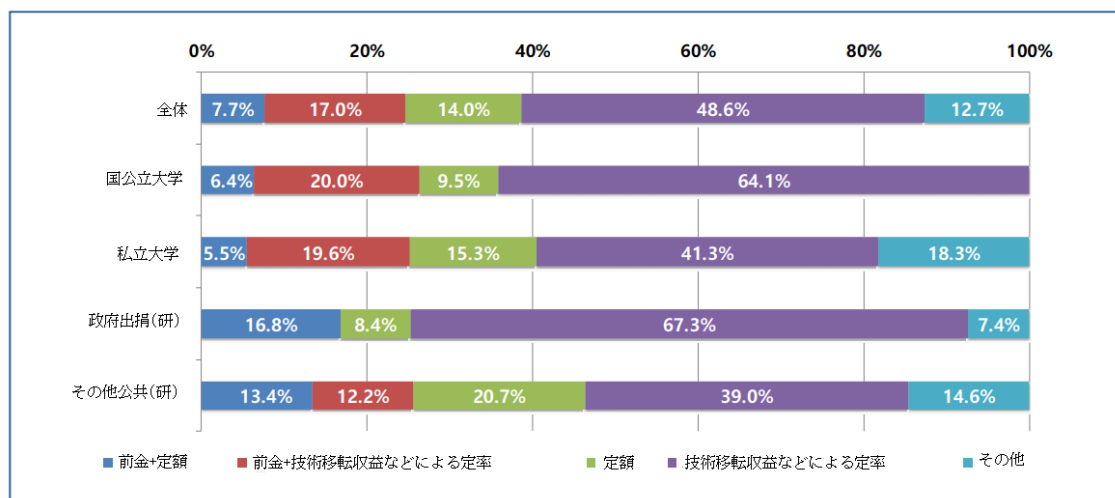
注：2年間（2017-2018年）で特許・実用新案を2件以上出願した機関を基準とする。

直近3年間で技術取引機関などに業務を依頼した場合、主要費用の支給方法として48.6%が「技術移転収益などによる定率」で成功報酬を算定していることが分かった（[図3.25]）。次いで調査/マーケティング費用など「活動費（前金<sup>68</sup>）と技術移転収益などによる定率」が結合された形態を選択した比率が17.0%、「成功報酬として定額」を支給する比率も14.0%であった。一方、技術取引機関に前金を支給する比率（前金+定額、前金+技術移転収益などによる定率を含む）は全体の24.7%に過ぎなかった。

機関類型別には政府出捐（研）67.3%、国公立大学64.1%など全体機関の類型において「技術移転収益などによる定率」を成功報酬で支給する方法が最も高かった。その他公共（研）と私立大学は「成功報酬として定額」を支給する比率がそれぞれ20.7%、15.3%であり、他の機関類型に比べて相対的に高かった。

<sup>68</sup> 技術取引機関などに支給する前金は調査/マーケティング費用などの活動費に該当する部分である。

〔図3.25〕 技術取引機関などに業務を依頼した場合の費用支給の主要方法



注：特許・実用新案出願機関のうち、直近3年間で技術取引機関などに業務を依頼した場合

〔表3.14〕 直近3年間の国内外の技術取引システムの活用度

		全体	国公立大学	私立大学	政府出捐(研)	その他公共(研)
国内のオンライン取引システム/DB	活用機関	51.3%	70.3%	42.3%	87.4%	55.4%
	活用度が比較的高い	27.7%	47.8%	22.1%	20.8%	23.6%
国内のオフライン取引システム	活用機関	51.3%	72.9%	40.9%	100.0%	51.5%
	活用度が比較的高い	52.0%	60.3%	39.2%	74.8%	68.7%
海外のオンライン取引システムD/B	活用機関	22.7%	30.8%	20.1%	32.5%	20.8%
	活用度が比較的高い	2.0%	0.0%	3.3%	0.0%	0.0%
海外のオフライン取引システム	活用機関	25.8%	33.4%	23.5%	37.8%	20.8%
	活用度が比較的高い	3.5%	0.0%	2.8%	16.7%	0.0%

注：2年間（2017-2018）で特許・実用新案を2件以上出願した機関を基準とする。

「活用度が比較的高い」は5点尺度（1：活動度低い、5：活用度高い）で  $[(4と5で答えた機関数) / (活用した経験がある機関数)] \times 100 (\%)$

〔表3.14〕は、直近3年間（2017-2019年）で国内外の技術取引システム及びオンラインDBに対する活用状況を示す。技術移転・取引のために国家知的財産プラットフォーム（IP-Market）<sup>69</sup>などの「国内のオンライン技術取引システム」を活用する場合と、特許技術移転博覧会などの「国内のオフライン技術取引システム」を活用する比率はそれぞれ51.3%と

<sup>69</sup> 知的財産仲介所（韓国発明振興会所属）は、「技術取引020 (Online to Offline) プラットフォーム」であり、オフライン（特許取引専門官）の020連携サービスを事業モデルにしており、特許分析評価システム（SMART3）サービスを通じて知的財産の需要・供給分析を支援する（<http://www.ipmarket.or.kr>）。

同じ比率であった。しかし、国内のオンライン取引システム/DBの活用度に対する満足度は27.7%、国内のオフライン取引システムに対する満足度は52.0%で、オフライン取引システムに対する活用度がより高かった。海外のオフライン及びオンライン技術取引システムの活用率はそれぞれ25.8%と22.7%であり、これに対する活用度が高いという回答も3%前後で非常に低かった。

機関類型別には政府出捐（研）と国公立大学における国内のオフライン技術取引システムの活用率がそれぞれ100.0%と72.9%と最も高く、私立大学とその他公共（研）は国内のオンライン技術取引システム/DBを最も活発に活用することが分かった。

## 付録

1. 業種と韓国標準産業分類表（KSIC）対照表
2. 2019-2020年の調査表の変更事項
3. 知的財産活動調査表

付録1. 業種と韓国標準産業分類表 (KSIC) の対照表

知的財産活動実態調査の業種分類	第 10 次韓国標準産業分類 (KSIC)	
1. 農林水産及び鉱業 飲食料及びタバコ製造業	A (01~03)	農業、林業及び漁業
	B (05~08)	鉱業
	C (10)	食料品製造業
	C (11)	飲料製造業
	C (12)	タバコ製造業
2. 卸売及び小売業	G (45~47)	卸売及び小売業
3. 事業サービス業、通信業	J (58~63)	情報通信業
	M (70~73)	専門、科学及び技術サービス業
	N (74~76)	事業施設管理及び事業支援及び賃貸サービス業
4. 建設業	F (41~42)	建設業
5. その他サービス業	D (35)	電気、ガス、蒸気及び空気調節供給業
	E (36~39)	水道、下水及び廃棄物処理、原料リサイクル業
	H (49~52)	運輸及び倉庫業
	I (55~56)	宿泊及び飲食店業
	K (64~66)	金融及び保険業
	L (68)	不動産業
	O (84)	公共行政、国防及び社会保障行政
	P (85)	教育サービス業
	Q (86~87)	保健業及び社会福祉サービス業
	R (90~91)	芸術、スポーツ及び余暇関連サービス業
	S (94~96)	協会及び団体、修理及びその他個人サービス業
6. 繊維製品、衣服、靴製造	C (13)	繊維製品製造業;衣服を除く
	C (14)	衣服、衣服アクセサリ及び毛皮製品製造業
	C (15)	革、カバン及び靴製造業
7. 化学産業	C (19)	コークス、練炭及び石油精製品製造業
	C (20)	化学物質及び化学製品製造業; 医薬品は除く
	C (21)	医療用物質及び医薬品製造業
	C (22)	ゴム製品及びプラスチック製品製造業

知的財産活動実態調査の業種分類	第 10 次韓国標準産業分類 (KSIC)	
8. 非金属鉱物製品及び金属産業	C (23)	非金属鉱物製品製造業
	C (24)	1次金属製造業
	C (25)	金属加工製品製造業;機械及び家具は除く
9. 電気電子産業	C (26)	電子部品、コンピュータ、映像、音響及び通信装備製造業
10. 機械産業	C (27)	医療、精密、光学機器及び時計製造業
	C (28)	電気装備製造業
	C (29)	その他機械及び装備製造業
	C (30)	自動車及びトラクタ製造業
	C (31)	その他輸送装備製造業
	C (34)	産業用機械及び装備修理業
11. その他製造業	C (16)	木材及び木製品製造業;家具を除く
	C (17)	パルプ、紙及び紙製品製造業
	C (18)	印刷及び記録媒体複製業
	C (32)	家具製造業
	C (33)	その他製品製造業

付録 2. 2019-2020 年調査表の変更事項

■ 企業用調査表の変更内訳に関する要約

大分類	2019 年		2020 年 (案)		変更事項
	中分類	調査項目	中分類	調査項目	
I. 知的財産 インフラ	機関の 一般事項	1. 企業類型による会社の 形態	機関の 一般事項	1. 企業類型による会社の 形態	—
		2. 従業員数、売上高、輸 出額、R&D 人材及び費 用		2. 従業員数、売上高、輸 出額、R&D 人材及び費 用	—
	知的財産 担当人材	3. 知的財産担当組織の存 在の有無	知的財産 担当人材	3. 知的財産担当組織及び 人材の保有の有無	組織及び人材の 形態区別、担当組 織名の作成欄を 追加
		4. 知的財産担当組織の総 括者の職位		4. 知的財産担当組織の総 括者の職位	—
		5. 知的財産担当人材の状 況及び専門性		5. 知的財産担当人材の状 況	人材の専門性 (担当業務の経 歴)を削除
		6. 知的財産担当者の主要 業務		6. 知的財産担当人材の主 要業務	遂行業務別の 人材数を削除
		7. 知的財産専門担当人材 に対する需要及び採用 計画		7. 知的財産専門担当人材 に対する需要及び採用 計画	—
	知的財産 担当人材の 職務教育	8. 知的財産担当人材に対 する職務教育の状況	知的財産 担当人材の 職務教育	8. 知的財産担当人材に対 する職務教育の状況	—
		9. 知的財産人材向けの職 務教育の実施を希望す る場合、主に扱うべき 教育内容		9. 知的財産人材向けの職 務教育の実施を希望す る場合、主に扱うべき 教育内容	—
		10. 知的財産人材の能力 強化のために政府で 早急に推進すべき課 題		10. 知的財産専門人材育 成のために政府が今 後推進すべき課題	「企業在職者向 けの職務教育→ 未来の専門人材 育成」の観点から 質問項目を変更
		11. 知的財産担当者の人 件費及び教育費、知的 財産関連の教育費		—	削除 (正確な回答が 困難)



大分類	2019年		2020年(案)		変更事項	
	中分類	調査項目	中分類	調査項目		
知的財産サービスの活用状況		—	知的財産関連活動費	11. 産業財産権の出願・審査・維持費用	質問項目の移動(産業財産権の出願・登録状況→知的財産関連支出状況、既存23番)	
		12. 国内の知的財産サービス活用の有無及び分野別の支出額		12. 国内知的財産サービスの活用状況	サービス分野のうち、知的財産流通を削除	
		13. 知的財産サービス提供機関の利用割合		13. 知的財産サービス提供機関の利用割合	—	
知的財産統計情報及びシステムの活用		14. 知的財産統計など基礎統計情報の活用	—	—	削除(企業の回答に一貫性がない)	
		15. 知的財産情報システムの活用度及び主に活用する情報システムの例示	—	—	削除(企業の回答に一貫性がない)	
外部からの知的財産導入の方向と戦略		16. 外部からの知的財産の導入方式による実績	外部からの知的財産の導入方向と戦略	14. 外部からの知的財産の導入方式による実績	導入方式の区別を簡素化	
		17. 外部からの知的財産の導入経路による実績		15. 外部からの知的財産の導入経路による実績	件数区間を削除	
		18. 外部からの知的財産の導入のための投資に対する今後の計画		—	—	削除(不確実な未来計画に対する質問項目)
		19. 知的財産の導入のための投資拡大方向		—	—	削除(不確実な未来計画に対する質問項目)
II. 知的財産主要活動及び成果 産業財産権の出願・登録状況		20. 産業財産権の海外出願/登録実績	産業財産権の出願・登録状況	16. 産業財産権の海外出願/登録実績	—	
		21. 予想される産業財産権の国内出願件数		—	—	削除(不確実な未来計画に対する質問項目)
		22. 産業財産権の国内出願増減に及ぼす要因		17. 産業財産権の国内出願増減に及ぼす要因	—	—
		23. 出願審査維持費用		—	—	質問項目の移動(→I. 知的財産インフラ)
職務発明補償		24. 職務発明補償制度に対する認識度	職務発明の補償	18. 職務発明補償制度に対する認識度	—	
		25. 職務発明補償規定の保有、活用の有無		19. 職務発明補償規定の保有、活用の有無	—	
		26. (未保有)の主な理由		20. (未保有)の主な理由	—	
		27. 職務発明補償の実施と補償方式		21. 職務発明補償の実施	実施/処分時の補償方式の項目を削除(企業で入力困難)	
		28. 支給された職務発明関連の補償費用		22. 支給された職務発明関連の補償費用	単位の統一(万ウォン)	
		29. 職務発明補償に関する諸制度の効果		—	—	削除(結果未活用)

大分類	2019年		2020年(案)		変更事項
	中分類	調査項目	中分類	調査項目	
Ⅲ. 特許基盤の 知的財産活動(特、実 出願企業の み回答)	知的財産の 売却又は 移転状況	30. 知的財産の売却又は 移転の実績	知的財産の 移転状況	23. 知的財産の移転類型 による実績	—
		31. 知的財産の売却又は 移転時の最大の隘路 事項		—	削除後、項目を統 合(31番に)
		32. 保有する登録産業財 産権の活用状況		24. 保有中の登録産業財 産権の活用状況	特許権登録 5年以上の項目を 削除(回答困難)
		33. 保有する産業財産権 を活用したR&Dの受 注及び各種認証獲得 の有無		—	削除 (結果未活用)
		34. 産業財産権の未活用 の主な理由		—	削除後、項目を統 合(31番に)
	営業秘密管理 及び技術流 出防止の 管理状況	35. 営業秘密管理及び技術 流出防止指針の保 有及び遵守	営業秘密 及び技術流 出防止の 管理状況	25. 営業秘密管理及び技術 流出防止指針の保 有及び遵守	—
		36. 営業秘密管理及び技術 流出防止のための 人材管理		26. 営業秘密管理及び技術 流出防止のための 人材管理	—
		37. 営業秘密管理及び技術 流出防止のための 物的管理		27. 営業秘密管理及び技術 流出防止のために 物的管理	—
		38. 産業財産権紛争の事前 防止のための活動		—	削除 (結果未活用)
	知的財産管理 に対する 政策需要	39. 現在の国内の知的財産 保護レベルに対する 意見	知的財産管理 に対する 政策需要	28. 現在の国内の知的財産 保護レベルに対する 意見	—
		40. 国内企業の効果的な 知的財産創出のため の政策支援の必要性		29. 国内企業の効果的な 知的財産創出のため の政策支援の必要性	—
		41. 国内企業の効果的な 知的財産保護のため の政策支援		30. 国内企業の効果的な 知的財産保護のため の政策支援	アンケートの 内容を修正
		42. 国内企業の効果的な 知的財産活用のため の政策支援の必要性		—	削除後、質問項目 を統合(31番に)
		—		31. 知的財産活用時の 隘路事項	質問項目の統合 (既存の31, 34, 42, 55番)
	先行特許調 査など特許 情報の活用	43. 特許(技術)情報の 調査状況	特許基盤の 主要活動の 遂行状況	32. R&D段階別の知的財産 関連活動の遂行状 況	質問項目を統合 (既存の43, 45, 50, 51番)、職務 発明の継承有無 の通報項目を 追加
		44. (未遂行) 主な理由		—	削除 (結果未活用)
45. (遂行) 遂行人材		—		質問項目を統合 (32番に)	
予備評価な どによる		46. 産業財産権の出願な どの前に社内予備評 価の遂行状況		—	削除 (結果未活用)
		47. (遂行) 遂行人材		—	削除 (結果未活用)

大分類	2019年		2020年(案)		変更事項
	中分類	調査項目	中分類	調査項目	
	戦略的な特許出願	48. 研究開発活動の成果物の保護戦略		—	削除 (結果未活用)
		49. 発明申告件数に対する産業財産権の出願比率		—	削除 (結果未活用)
保有特許の管理		50. 保有中の知的財産権に対する実態調査の遂行状況		—	質問項目を統合 (32番に)
		51. (実態調査を遂行する) 遂行人材		—	質問項目を統合 (32番に)
技術取引機関、技術マーケティング企業との協力		52. 直近3年間の技術取引、マーケティングのための業務依頼、業務提携の経験	技術取引機関、技術マーケティング企業との協力	33. 直近3年間の技術取引、マーケティングのための業務依頼、業務提携の経験	—
		53. (依頼) 主な費用の支給方法		34. (依頼) 主な費用の支給方法	—
		54. 技術取引システムの活用度		35. 技術取引システムの活用度	質問項目を具体化(例示を追加)
		55. 特許技術事業化における最大の隘路事項		—	削除後、質問項目を統合(31番に)

■大学・公共（研）用調査表の変更内訳に関する要約

大分類	2019年		2020年（案）		変更事項
	中分類	調査項目	中分類	調査項目	
I. 知的財産 インフラ	機関の 一般事項	1. 研究開発の人材、研究 開発費	機関の 一般事項	1. 研究開発の人材及び費 用	—
	知的財産 担当人材	2. 知的財産担当組織の存 在の有無	知的財産 担当人材	2. 知的財産担当組織及び 人材保有の有無	組織及び人材の形 態区別、担当組織名 の作成欄を追加
		3. 知的財産担当人材の状 況及び専門性		3. 知的財産担当人材の状 況	人材の専門性(担当 業務経歴)を削除
		4. 知的財産担当者の主な 業務		4. 知的財産担当人材の主 な業務	遂行業務別の 人材数を削除
		5. 知的財産専門担当人材 に対する需要及び採用 計画		5. 知的財産専門担当人材 に対する需要及び採用 計画	—
	知的財産 担当人材の 職務教育	6. 知的財産担当人材に対 する職務教育の状況	知的財産 担当人材 の職務 教育	6. 知的財産担当人材に対 する職務教育の状況	—
		7. 知的財産人材向けの職 務教育の実施を希望す る場合、主に扱うべき 教育内容		7. 知的財産人材向けの職 務教育の実施を希望す る場合、主に扱うべき 教育内容	—
		8. 知的財産人材の能力強 化のために政府で早急 に推進すべき課題		8. 知的財産人材育成のた めに政府が今後推進す べき課題	「企業在職者向け の職務教育→未来 の専門人材育成」の 観点から質問項目 を変更
		9. 知的財産担当者の人件 費及び教育費、知的財 産関連の教育費		—	削除 (正確な回答が 困難)
	知的財産 サービスの 活用状況	—	知的財産 関連 活動費	9. 産業財産権の出願・審 査・維持費用	質問項目の移動(産 業財産出願登録状 況→知的財産関連 の支出状況、既存の 22番)
		10. 国内の知的財産サー ビス活用の及び分野 別の支出額		10. 国内の知的財産サー ビスの活用状況	サービス分野中、 知的財産の流通を 削除
		11. 知的財産サービス提 供機関別の利用率		11. 知的財産サービス提 供機関別の利用率	—
	総合的な 知的財産 管理 システム	12. 総合的な知的財産管 理システムの構築又 は活用	—	—	削除 (結果未活用)
	(大学) 関連教育の 状況	13. 知的財産関連講座の 開設有無及び講座状 況	(大学) 関連教育 状況	12. 知的財産関連講座の 開設有無及び講座状 況	質問項目を統合
14. 知的財産関連講座講 師の専門担当教員の 存在の有無					
統計情報 及び 情報 システム	15. 知的財産統計などの 基礎統計情報の活用	—	—	削除 (機関の回答に一 貫性がない)	
	16. 知的財産情報システ ムの活用度及び主に 活用する情報システ ムの例示	—	—	削除 (機関の回答に一 貫性がない)	

大分類	2019年		2020年(案)		変更事項	
	中分類	調査項目	中分類	調査項目		
II. 知的財産の 主要活動 及び成果	知的財産創出のための研究開発活動	17. 優秀な知的財産創出のために現在、機関レベルで遂行している活動	-	-	削除 (結果未活用)	
		18. 優秀な知的財産創出のために必要だと考える活動や戦略		-	削除 (結果未活用)	
	産業財産権の出願・登録状況	19. 産業財産権の海外出願/登録実績	産業財産権の出願・登録状況	13. 産業財産権の海外出願/登録実績	-	-
		20. 予想される産業財産権の国内出願件数		-	削除(不確実な未来計画に関する質問項目)	
		21. 産業財産権の国内出願増減に及ぼす要因		-	-	
		22. 出願審査の維持費用		-	質問事項を移動 (→ I. 知的財産インフラ)	
	職務発明の補償	23. 職務発明補償制度に対する認識度	職務発明の補償	-	-	削除(認識レベルが高いため不要)
		24. 職務発明補償規定の保有、活用の有無		-	削除(規定保有率が高いため不要)	
		25. (未保有) 主な理由		-	削除(規定保有率が高いため不要)	
		26. 職務発明補償の実施と補償方式		15. 職務発明補償の実施	実施/処分時の補償方式項目を削除(機関での入力困難)	
		27. 職務発明に対する非金銭的補償		16. 職務発明に対する非金銭的補償	業績評価の分野別反映の有無のみ回答(業績評価の反映区間項目を削除)	
		28. 支給された職務発明の補償費用		17. 支給された職務発明の補償費用	単位を統一(万ウォン)	
		29. 職務発明補償に関連する諸制度の効果		-	削除 (結果未活用)	
	知的財産の売却又は移転状況	30. 知的財産の売却又は移転の実績	知的財産の移転状況	18. 知的財産の移転類型による実績	-	削除後、質問項目を統合(30番に)
		31. 知的財産の売却又は移転時の最大の隘路事項		-	削除後、質問項目を統合(30番に)	
		32. 知的財産の有償実施許与又は売買契約の成果		19. 知的財産の有償実施許与又は売買契約の成果	質問項目を修正(契約類型の具体化、国内/国外に簡素化)	
		33. 保有している登録産業財産権の活用状況		20. 保有している登録産業財産権の活用状況	特許権登録5年以上の項目を削除(回答困難)	
		34. 保有している知的財産権を活用したR&Dの受注及び各種認証獲得の有無		21. 保有している産業財産権を活用したR&Dの受注及び各種認証獲得の有無	-	
		35. 産業財産権未活用の主な理由		-	削除後、質問項目を統合(30番に)	

大分類	2019年		2020年 (案)		変更事項	
	中分類	調査項目	中分類	調査項目		
	知的財産管理に対する政策需要	36. 現在の国内の知的財産保護レベルに対する意見	知的財産管理に対する政策需要	22. 現在の国内の知的財産保護レベルに対する意見	-	
		37. 国内の大学、公共(研)の効果的な知的財産創出のための政策支援の必要性		-	削除	
		38. 国内の大学及び公共(研)の効果的な知的財産管理及び保護の支援のための政策支援		23. 国内の大学及び公共(研)の効果的な知的財産保護のための政策支援.	アンケートの内容を修正	
		39. 国内の大学、公共(研)の効果的な知的財産活用のための政策支援の必要性		-	削除後、質問項目を統合(30番に)	
		-		24. 知的財産の活用時の隘路事項	質問事項を統合(既存の31、35、39番)	
Ⅲ. 特許基盤の知的財産活動(特・実出願機関のみ回答)	先行特許調査など特許情報の活用	40. 特許(技術)情報の調査状況	特許基盤主要活動の遂行状況	25. R&D 段階別の知的財産関連活動の遂行状況	質問項目を統合(既存の40、42、44、45、48、49番)	
		41. (未遂行) 主な理由		-	削除(結果未活用)	
		42. (遂行) 遂行人材		-	質問項目を統合(25番に)	
		43. 機関レベルの特許(技術)情報の調査支援の有無		26. 機関レベルの特許(技術)情報の調査支援の有無	-	
	予備評価などによる戦略的特許出願	44. 産業財産権の出願などの前に社内予備評価の遂行状況		-	質問項目を統合(25番に)	
		45. (遂行) 遂行人材		-	質問項目を統合(25番に)	
		46. 研究活動の成果物の専有のために活用する戦略		-	削除(結果未活用)	
	保有特許の管理	47. 発明申告件数に対する特許など産業財産権の出願比率		27. 発明申告件数に対する特許など産業財産権の出願比率	-	
		48. 保有中の知的財産権に対する実態調査の遂行状況		-	質問項目を統合(25番に)	
	技術取引機関、技術マーケティング企業との協力	49. (実態調査を遂行) 遂行人材		-	質問項目を統合(25番に)	
		50. 直近3年間の技術取引、マーケティングのための業務依頼、業務提携経験		技術取引機関、技術マーケティング企業との協力	28. 直近3年間の技術取引、マーケティングのための業務依頼、業務提携経験	-
		51. (依頼) 主な費用の支給方法			29. (依頼) 主な費用の支給方法	-
		52. 技術取引システムの活用度			30. 技術取引システムの活動度	質問項目を具体化(例示追加)

付録 3. 知的財産活動調査表



承認番号  
第 133002 号

ID

知的財産活動調査表（企業用）

ID

<調査概要>

本調査は知識財産基本法第 31 条、発明振興法第 20 条の 6 及び同法施行令第 8 の 5 に基づき、韓国企業及び大学・公共（研）の知的財産活動などについての実態調査です。すなわち、企業及び大学・公共（研）の知的財産活動の状況について把握することで競争力の強化に役立つ課題を発掘し、知的財産政策の策定に反映して企業及び大学・公共（研）において効果的な知的財産活動が行えるよう支援することが目的で、特許庁と韓国知識財産研究院が共同で実施しています。

本調査は統計法第 18 条に基づく国家承認統計（承認番号第 138002 号）であり、調査表に記載された内容は統計法第 33 条に基づいて秘密が保護されます。本調査の要約結果は後日、回答いただいた企業及び公共研究機関のご担当者に E-mail で送付する予定です。本調査にご協力頂き、ありがとうございます。

<お問い合わせ>

韓国知識財産研究院（KIIP） イム・ヒョジョン副研究委員  
コリアデータネットワーク（KDN） 電話：02-2183-9134

<発送方法>

調査表は E-mail・ファックス・郵便で発送可  
文書様式は韓国知識財産研究院ウェブサイト（<http://www.kiip.re.kr>）からダウンロードできます。

<送付先>

E-mail：kdn21@kdn21.co.kr  
ファックス：02-548-5144  
住所：061136 ソウル市江南区奉恩寺路 30 ギル 56KDN ビル

企業名		設立年月	年 月
回答者氏名		部署/職位	
回答者連絡先		回答者 E-mail	
会社の電話番号		Fax 番号	

## I. 会社の一般事項及び知的財産インフラ

### ■ 会社の一般事項

1. 企業類型ごとの企業形態（□2019年12月時点、該当欄にVを記入）

企業類型 1		企業類型 2		企業類型 3	
・独立企業	①	・大企業	①	・企業研究所	①
・国内グループ系列社	②	・中堅企業	②	（又は R&D 専門担当部署）	
・海外グループ系列社	③	・一般中小企業	③	・企業研究所を保有しない	②
		・ベンチャー企業/INNO-BIZ 企業	④		

※中堅企業とは、「産業発展法」第10条の2第1項の要件をすべて満たす企業を意味する。

※※中小企業とは、「中小企業基本法」第2条第1項及び同法施行令第3条（中小企業の範囲）に基づく企業を意味する。

2. 従業員数、売上高、輸出額、R&D人材及び費用（□2019年又は□会計年度時点）

従業員数 （臨時・日雇いを除く）	人	総売上高	億ウォン	
研究開発（R&D） 人材※	全体 人	輸出活動の有無 及総輸出入額	輸出活動の有無及び総輸出額	
	男性 人/女性 人		①あり（総輸出額：億ウォン）	②なし
研究開発費※※	億ウォン	輸入活動の有無 及び総輸出入額	輸入活動の有無及び総輸出額	
			①あり（総輸入額：億ウォン）	②なし

※**研究開発人材**とは、研究所及び研究専門担当部署などに所属して科学技術、産業技術などの研究開発活動に従事している人材と生産技術人材を意味し、技能職従事者、臨時職や管理職従事者は除く。「科学技術の研究開発活動調査」に回答した場合は「研究開発人材」項目の「研究員数」を参考にして研究開発人材数を記入

※※**研究開発費**は新たな技術、製品を開発したり既存の知識を用いて新たな方法を発見するために行なわれた調査・研究活動に支出された費用で間接費は除く。「科学技術の研究開発活動調査」に回答した場合は「科学技術の研究開発活動調査表」にある「研究開発費」項目を参考にして記入

### ■ 知的財産※担当組織及び人材

※**知的財産**とは、人間による創造的活動の産物を総称する用語で、産業財産権（特許、実用新案など）、著作権、新知的財産権（営業秘密、半導体配置設計など）及び権利化されていないアイデア、ノウハウなどをすべて含む。

※**産業財産権**とは、産業上利用価値を持つ発明などに関する権利で、特許権、実用新案権、デザイン権、商標権を含む。

※※**特許権**とは、産業財産権の中で最も高度な技術性を持つもので、基本的に産業上の利用可能性、新規性、進歩性の三つの要件に基づいて登録できる。

※※**実用新案権**とは、既存の物品を改良して実用性と有用性を高めた考案に対して出願して与えられる権利を意味する。

※※**デザイン権**とは、産業的物品又は製品の独創的で装飾的な外観形状を保護するために、登録を通して許諾される権利を意味し、技術に関係なく物品の美的外観について視覚的観点から把握されるものを意味する。

※※**商標権**とは、生産者又は商人が商標を特許庁に出願して登録することで、指定商品への登録商標の独占的な使用を可能にする権利を意味する。

※**著作権**とは、作者が自らの著作物を独占的に利用したりこれを他人に許諾できる人格的、財産的権利を意味する。

※**新知的財産権**とは、経済・社会又は文化の変化や科学技術の発展に伴い新分野で出現する知的財産（知識財産基本法第3条の2）で、伝統的な知的財産権の範疇では保護が難しいコンピュータプログラム、遺伝子組み換え動植物、半導体の設計、インターネット、キャラクター産業などに関連した権利を意味する。



3. 知的財産担当組織及び人材<sup>\*</sup>の保有有無（□回答時基準、該当欄に√を記入）

区別	なし	あり	組織及び人材の形態
(1) 知的財産担当組織	①	② 担当組織名 ( )	独立専担部署 ③
			法務組織/研究開発組織内 ④
			その他組織内 ⑤
(2) 知的財産担当人材	①	②	専門担当人材 <sup>**</sup> のみ保有 ③
			専門担当人材及び兼任人材 <sup>***</sup> 保有 ④
			兼任人材のみ保有 ⑤

※**知的財産担当組織/人材**とは、知的財産戦略企画、国内外の産業財産権の出願及び登録・維持管理、知的財産権の動向調査、特許侵害関連の対応及び訴訟業務、知的財産権の販売又はライセンス交渉及び技術料管理などの業務を担当する組織及び人材を意味する。

※※**知的財産専門担当人材**:知的財産関連業務のみを専門的に行う人材

※※※**知的財産兼任人材**:その他部署の業務（例:総務、人事、R&D 企画）を行いながら知的財産関連業務を兼任する人材で、知的財産業務の比重を考慮した全日労働従事者数 (Full Time Equivalent, FTE) 基準で回答

4. (知的財産担当組織を保有する場合) 知的財産担当組織総括者の職位

(□回答時基準、1つだけに√を記入)

①社員 ②代理 ③課長 ④次長 ⑤部長 ⑥役員 ⑦その他 ( )

5. 知的財産担当人材の状況（□回答時基準、該当欄に数字を記入）

	専門担当人材	兼任人材 (FTE 基準) *
(1) 全体知的財産担当人材の数	人	人
(2) 知的財産担当人材のうち弁理士の数	人	人

※ **知的財産兼任人材の場合**、その他部署の業務（例:総務、人事、R&D 企画）を行いながら知的財産関連業務を兼任する人材で、**知的財産業務の割合を考慮した全日労働従事者数 (Full Time Equivalent, FTE) 基準で回答**

6. 知的財産担当人材（兼任人材を含む）の主要業務（□回答時基準、該当欄に√を記入）

遂行業務	遂行した	遂行しない
(1) 産業財産権の出願/登録/維持	①	②
(2) 知的財産関連の紛争/訴訟	①	②
(3) ライセンスなど知的財産の活用	①	②
(4) 知的財産の評価/分析/審査	①	②
(5) 特許分析による研究開発の戦略策定	①	②
(6) 知的財産関連教育	①	②

7. 知的財産専門担当人材に対する需要及び採用計画（□回答時基準、該当欄に√を記入）

	知的財産専門担当人材* 基準
(1) (需要) 補充が必要な人数	人
(2) (採用計画) **今後1年間以内に採用予定人数	人

※人材に対する需要は知的財産業務を専門担当とする人材を基準に回答

※※機関の需要と違い、人材採用は予算などにより変わることを考慮し、「採用人数」は「需要人数」を超えないように記入

■知的財産担当人材への職務教育

8. 知的財産担当人材に対する職務教育の状況（□2019年時点、該当欄に√を記入）

職務教育を実施している		していない
機関内で独自に	外部機関を通じて	
①	②	③

9. 知的財産担当人材向けの職務教育の実施を希望する場合、主に扱うべき教育内容（回答時基準、該当するものすべてに√を記入）

- |                              |                  |
|------------------------------|------------------|
| ①特許制度                        | ②特許明細書の作成方法      |
| ③特許情報の検索                     | ④特許紛争（訴訟）        |
| ⑤特許情報の分析方法（特許マップ）            | ⑥特許のライセンス（技術事業化） |
| ⑦海外での特許出願及び訴訟                | ⑧営業秘密の保護         |
| ⑨その他（                      ） |                  |

10. 知的財産専門担当人材のスキルアップのために政府が今後推進すべき課題（□回答時基準、1つだけに√を記入）

- ①大学に特許関連の教育課程及び学科を開設
- ②企業を対象とした実務中心の教育課程の構成及び教材開発
- ③企業の特許教育を担当する専門講師の育成
- ④新たな知的財産人材の育成
- ⑤既存人材向けの再教育プログラムの提供
- ⑥知的財産関連のコンサルティング又は相談受付
- ⑦その他（                      ）

■知的財産関連の支出状況

11. 産業財産権の出願・審査・維持費用

(□2019年又は□会計年度基準、弁理士費用を含む。該当欄に数字を記入)

※出願・審査費用は産業財産権の出願手数料、審査請求料、弁理士費用、決定系審判（特許出願に対する拒絶決定など審査官の処分不服として請求する審判）に必要とされる費用などを含む金額である。  
 ※※維持費用は産業財産権の登録と権利維持に必要とされる金額で、登録料と年次料を含む金額である。

		国内出願	海外出願 (PCT 出願を含む)
出願・審査費用*		(万ウォン)	(万ウォン)
→	特許/実用新案権の出願・審査費用	%	%
維持費用**		(万ウォン)	(万ウォン)
→	特許/実用新案権の維持費用	%	%

12. 国内の知的財産サービス\*の活用状況

(□2019年又は□会計年度基準、該当欄に√を記入し金額を入力)

利用有無	分野**	説明	支出額 (なければ0記入)	
利用している	①	(1) 知的財産の法律代理	知的財産の出願・登録・更新・紛争・訴訟の代理、費用管理、信託、技術料及びブランド保護の管理など	入力不要 (11番の質問項目合計)
		(2) 知的財産の評価、賃貸及び仲介	知的財産の価値評価、取引のための仲介・斡旋・事業化支援など	万ウォン
		(3) 知的財産情報サービス	知的財産関連の通訳・翻訳、情報調査・資料処理（先行技術及び技術動向を含む）、知的財産管理システム/DB構築及び運営代行など	万ウォン
		(4) 知的財産コンサルティング・教育及び広報	知的財産に関するコンサルティング・教育及び広報	万ウォン
		(5) 知的財産金融・保険	知的財産担保融資など金融・保険	万ウォン
		(6) 知的財産の創出支援及び出版、施設運営	知的財産関連の印刷物の出版・複製（例示：記録媒体複製業）、提供施設の運営（例示：博物館、図書館）など	万ウォン
利用していない	利用していない理由（複数回答可）			
	②	内部の人材で十分に当該の業務遂行が可能		
	③	必要性は認識しているが、どの機関を利用すべきか分からない		
	④	知的財産サービスの費用が高い		
	⑤	知的財産サービス提供機関の品質を信頼できない		
	⑥	知的財産サービス提供機関の情報セキュリティを信頼できない		
	⑦	その他（ ）		

※知的財産 (IP) サービスとは、知的財産の創出、保護、活用などを支援する専門サービスのことで、情報の調査・分析、技術移転・取引、翻訳、コンサルティングなどの事業

※※知的財産サービスの分野は知的財産サービス産業特殊分類体系を準用

13. (12番で①と答えた場合) 知的財産サービス提供機関ごとの利用割合  
(□2019年時点、該当欄に数値を入力)

区別	利用割合
(1) 企業 (弁理士事務所を除く知的財産サービス専門企業)	%
(2) 弁理士事務所	%
(3) 公共機関 (韓国特許情報院、韓国発明振興会、韓国特許戦略開発院、 技術保証基金など)	%
合計	100 %

## II. 知的財産における主要活動及び成果

### ■外部からの知的財産導入（outsourcing）\*の方向と戦略

※外部から導入した知的財産は産業財産権（特許、実用新案、デザイン、商標）、著作権、新知的財産権（営業秘密、半導体配置設計など）、ノウハウなどをすべて含む。

#### 14. 外部から知的財産を導入した方法別の実績

（□2019年又は□会計年度基準、該当欄に数字を記入）

※導入した回数でなく、導入した産業財産権やノウハウの件数で記入してください。

(1) = (2) + (3) + (4) + (5)

□2019年、又は□会計年度基準		国内から	海外から
(1) 外部から導入した知的財産件数*		件	件
→ このうちの特許件数		件	件
導入 方法	(2) 特許権移転（ライセンス、譲渡、相互実施など）	件	件
	(3) 外部と共同開発	件	件
	(4) ジョイントベンチャー又はM&A	件	件
	(5) その他	件	件

#### 15. 外部から知的財産を導入した経路別の実績（□2017-2019年時点、該当欄にVを記入）

なし	国内企業	国内の大学及び 研究所	海外企業	海外の大学及び 研究所
①	②	③	④	⑤

### ■産業財産権の出願・登録状況

#### 16. 産業財産権の海外出願/登録実績（□2019年時点、該当欄に数字を記入）

		特許権 海外出願/登録	デザイン権 海外出願/登録	商標権 海外出願/登録
出願 件数	個別国家* 出願	(件)	(件)	(件)
	PCT**出願	(件)		
登録件数*		(件)	(件)	(件)

※同一の産業財産権を多数の国へ個別に出願又は登録する場合にはすべて合算して記入してください。例えば、Aという特許を米国、日本、ドイツに出願する場合、出願件数を1ではなく3と記入してください。

※ただし、PCT出願の場合、出願書に記載された指定国の数と関係なく1件と記入してください。

17. 産業財産権の国内出願増減に及ぼす要因（□回答時点基準、該当欄にVを記入）

主要産業財産権の国内出願増減に及ぼす主要要因		重要度 低い←中間→高い				
企業の 内部的 要因	① 研究開発の投資増減に伴う研究成果の変化	①	②	③	④	⑤
	② 企業の事業戦略の変化 (事業分野の多角化、又は事業構造の調整など)	①	②	③	④	⑤
	③ 企業の産業財産権戦略の変化(量、又は品質中心の産業財産権の出願 戦略、維持費用に対する収益性戦略の変化など)	①	②	③	④	⑤
外部の 環境的 要因	④ 市場及び技術競争環境の変化 (市場の拡大や縮小、新技術や新市場の出現など)	①	②	③	④	⑤
	⑤ 国内及び世界景気の変動(国内総生産の増減、物価及び為替レートの変 化、世界金融危機など)	①	②	③	④	⑤
	⑥ 産業財産権の出願環境改善及び支援制度の強化(出願手数料の減免、 手続きの簡素化、産業財産権の創出支援制度など)	①	②	③	④	⑤

■職務発明への補償

<p>※<b>職務発明</b>: 従業員(法人の役員を含む)がその職務に関係して発明したものが、性質上使用者・法人の業務範囲に属し、その発明を生んだ行為が従業員の現在又は過去の職務に属している発明(特許、実用新案、デザイン)</p> <p>※<b>職務発明補償制度</b>: 従業員は職務発明に対して、特許などを受ける権利や特許権などを契約や勤務規定に基づいて使用者・法人に継承させたり専用実施権を設定した場合には、正当な補償を受ける権利を有すると定めた制度(発明振興法)</p>
--

18. 職務発明補償制度の認知度（□回答時点基準、該当欄にVを記入）

区分	全く知らない ← → 非常によく知っている				
職務発明補償制度について	①	②	③	④	⑤

19. 職務発明補償規定の保有及び活用の有無（□2019年時点、該当欄にVを記入）

保有・活用している	保有・活用していない (チェック後、次の質問へ)
①	②

※**職務発明補償規定**: 使用者・法人が従業員の職務発明を継承し、正当な補償をするように定めた契約や勤務規定で、i) 企業で独自の職務発明補償規定を作成・活用する場合、ii) 特許庁など関連機関が作成・普及した標準職務発明補償規定を活用する場合も規定ありと認める。

20. (職務発明補償規定を保有していない場合) その主要理由

(□回答時点基準、該当欄にVを記入、又はその他の意見を記入)

- ① 職務発明はほとんど継承していないため、補償規定を保有する必要がない
- ② 補償規定はなく、別途でインセンティブを付与している
- ③ 企業の負担や他の職員との公平性を考慮して補償していない
- ④ 必要性は認識しているが、どのように導入すべきか分からない
- ⑤ その他 ( \_\_\_\_\_ )

21. 職務発明補償の実施有無（□補償規定を基準、該当欄にすべて√を記入）

	金銭的補償	非金銭的補償 (昇進、成果の評価を反映)	実施していない
(1) 発明申告/出願/登録補償※	①	②	③
(2) 実施/処分補償※※	①	②	③

※**発明申告/出願/登録補償**: 発明申告、出願、登録など個別手続きが完了した職務発明を対象に支給する補償

※※**実施/処分補償**: 職務発明を発明者が属する会社で利用したり（自社実施）、ライセンス契約などにより、他の企業に移転したり（他社実施）、売却などで処分し（処分）収入が発生した場合に支給する補償

22. 支給した職務発明関連の補償費用※

（□2019年、又は□会計年度時点、該当欄に数字を記入）

補償の種類	補償費用	支給人数	支給件数※※
(1) 発明申告/出願/登録補償	(万ウォン)	人	件
(2) 実施/処分補償	(万ウォン)	人	件

※**職務発明補償費用**とは、回答企業が定めた補償制度に基づいて発明者や創作者などに支給した補償金

※※**支給件数**とは、該当機関に職務発明関連の補償費用が支給された権利の件数

■知的財産※移転※※状況

※**知的財産**とは、産業財産権（特許、実用新案、商標、デザイン）、著作権、新知的財産権（営業秘密、半導体配置設計など）、ノウハウなどすべてを含む。

※※**知的財産などの技術移転**とは、技術の譲渡、実施権許諾、技術指導、共同研究、合併投資又は買収・合併などの方法により、技術保有者からその他の者に移転されることを意味（技術の移転及び事業化促進に関する法律第2条）

23. 知的財産の移転類型による実績（□2019年時点、該当欄に数字を記入）

	国内で 売却又は移転	海外に 売却又は移転
他企業などに移転した知的財産の件数 (A=B+C+D)	件 (うち特許は 件)	件 (うち特許は 件)
→ 実施許諾 (licensing-out) (B)	件 (うち特許は 件)	件 (うち特許は 件)
→ 売却/譲渡 (sale) (C)	件 (うち特許は 件)	件 (うち特許は 件)
→ クロスライセンス、特許プール (patent pool) で相互実施、又は共有形態で移転 (D)	件 (うち特許は 件)	件 (うち特許は 件)

24. 保有中の国内外の登録産業財産権<sup>※</sup>の活用状況（□回答時点基準、該当欄に数字を記入）

	特許権		実用新案権	デザイン権	商標権
	国内	海外			
権利保有件数 <sup>※※</sup> (A=B+C)	件	件	件	件	件
活用件数 (B) <sup>※※※</sup>	件	件	件	件	件
未活用件数 (C)	件	件	件	件	件

※国内及び海外に「登録され有効な」特許権、実用新案権、デザイン権、商標権を対象にする。  
 ※※「権利保有件数」には現在（回答時点）を基準に登録され（取消、無効、放棄などにより権利が消滅されず）権利が維持されている合計件数を記入  
 ※※※「活用件数」には自社の製品・サービスとして発売、他企業などに貸与（ライセンス）、現物出資、防御的目的に保有/活用されている権利件数を記入

■営業秘密の管理及び技術流出の防止に関する管理状況

25. 営業秘密の管理及び技術流出の防止に関する指針の有無及び遵守状況（□2019年時点）

- ①営業秘密管理指針及び技術流出防止指針規定があり、これを遵守している
- ②営業秘密管理指針及び技術流出防止指針はあるが、これに対する認識が低い
- ③関連指針がない

26. 営業秘密の管理及び技術流出の防止のための人的管理の有無

（□2019年時点、該当欄にVを記入）

	している	していない
(1) 内部者を対象にした秘密保持誓約書の締結	①	②
(2) 定期的に関連教育を実施	①	②
(3) 転職禁止約定など競業禁止義務の付与	①	②
(4) 外部者（取引先）に対するセキュリティー誓約書の作成など保護義務の明確化	①	②

27. 営業秘密の管理及び技術流出の防止のための物的管理の有無

（□2019年時点、該当欄にVを記入）

	している	していない
(1) 部外者に対する立ち入り統制	①	②
(2) アクセス権限付与など内部者への立ち入り統制	①	②
(3) 文書レベルの指定（秘密、対外秘など）	①	②
(4) 電子文書の管理（USB、外部 mail の遮断など）	①	②
(5) 非電子文書の管理（印刷、持ち出し、廃棄など）	①	②



■知的財産管理に対する政策需要

28. 現在、国内の知的財産の保護水準\*に対する意見

(□回答時点基準、該当欄にVを記入)

大幅な緩和が必要	漸進的緩和が必要	現水準が適正	漸進的強化が必要	大幅な強化が必要
①	②	③	④	⑤

※知的財産の保護水準とは、特許制度のように知的財産に権利を付与するシステムの効率性と、知的財産権が他人に侵害された時に対抗できる行政的、司法的措置がどれだけあるかを意味する。

29. 国内企業の効果的な知的財産創出のための政策支援の必要性

(□回答時点基準、該当欄にVを記入)

	政府政策の必要性 低い←中間→高い				
(1) 職務発明補償制度を実施している企業に対する優遇税制、関連規定などを整備して企業が職務発明補償制度を導入したり、補償水準を拡大して支援	①	②	③	④	⑤
(2) 特許情報の活用拡散事業を拡大するなどして掘り下げた先行特許調査と特許情報の活用を支援	①	②	③	④	⑤
(3) 中小企業への特許コンサルティング事業を拡大するなどして中小企業の知的財産創出活動を支援	①	②	③	④	⑤
(4) さまざまな技術分野に対する特許マップ (patent map) 構築を支援	①	②	③	④	⑤
(5) 研究者などを対象にした知的財産関連教育を支援 (例: 教育プログラムの開発及び普及、教育関連費用の支援など)	①	②	③	④	⑤
(6) その他 ( )	①	②	③	④	⑤

30. 国内企業の効果的な知的財産保護のための政策支援

(□回答時点基準、該当欄にVを記入)

	政府政策の必要性 低い←中間→高い				
(1) 企業と国民の認識向上のための教育、広報の強化	①	②	③	④	⑤
(2) 知的財産侵害に対する民事損害賠償額の増額	①	②	③	④	⑤
(3) 知的財産侵害に対する刑事処罰の強化	①	②	③	④	⑤
(4) 中小企業向けのコンサルティング、法律相談など政府支援事業の強化	①	②	③	④	⑤
(5) 調停、仲裁など安価で簡素な代替的紛争解決制度の活性化	①	②	③	④	⑤
(6) その他 ( )	①	②	③	④	⑤

31. 知的財産の活用（移転、又は事業化）時の隘路事項

（回答時点基準、該当欄に√を記入）

- ①事業化に必要な後続研究開発及び資金不足
- ②技術移転・事業化の専門人材不足
- ③需要機関の発掘が困難（自社マーケティング力の不足、又は技術仲介機関の能力不足）
- ④技術料の算定が困難（信頼できる評価機関の少なさ）
- ④セキュリティー上の問題で取引を進めることが困難（模倣品の登場など、紛争の恐れ）
- ⑤その他（）

### Ⅲ. 特許基盤の知的財産活動

※該当部分の調査項目は「特許における特異事項」について、より明確に把握するためのもので、直近2年間（2017-2018年）で特許、実用新案を2件以上出願した企業は必須的に回答してください。

#### ■主要知的財産活動の遂行状況

32. R&D 段階別の知的財産関連活動の遂行状況（□2019年時点、該当欄にVを記入）

R&D 段階	知的財産関連の 主要活動	遂行の有無	遂行人材 (該当欄にすべてVを記入)	
			内部	外部
(1) R&D 企画 及び遂行	先行特許（技術） 調査*	遂行 ① 未遂行②	知的財産担当人材 ③ R&D 人材 ④ その他（企画など）人材 ⑤	弁理士事務所 ⑥ 専門調査/評価機関 ⑦
(2) 成果創出	職務発明の継承 可否通報***	自動継承 ① 審査後通報② 手続きなし③	/	
(3) 成果管理	保有知的財産権に 対する 実態調査****	遂行 ① 未遂行②	知的財産担当人材 ③ R&D 人材 ④ その他（企画など）人材 ⑤	弁理士事務所 ⑥ 専門調査/評価機関 ⑦

※**先行特許（技術）調査**とは、新技術の開発などのための研究開発（R&D）活動の前に、特許DBなどを活用して開発する技術に対する先行技術、又は当該技術と同一であるか、類似した特許が存在していないかなどについて調査すること。機関レベルで行う先行技術調査活動及び研究者レベルで行う先行技術調査活動をすねて含む。

※**職務発明承継可否通報**とは、従業員が完成し申告した発明に対して職務発明であるかを判断し、職務発明である場合、使用者（企業）が承継するか、あるいは従業員が所有するかを決め、その結果を従業員に通報すること

※**保有する知的財産権に対する実態調査**とは、特許などを維持/放棄決定、事業化有望技術及び移転対象技術などを発掘するために保有する知的財産権の価値を把握すること

#### ■技術取引機関、技術マーケティング企業との協力

33. 直近3年間、技術取引や技術マーケティングのために大学・公共研究機関 TL0 や民間技術取引機関などに業務依頼や業務提携を締結したことがあるかについて

（□2017-2019年時点、該当欄にVを記入）

	業務提携締結	業務依頼	依頼しない
(1) 大学・公共研究機関	①	②	③
(2) 国内の公共機関（地域知識財産センター、 韓国産業技術振興院、韓国発明振興会など）	①	②	③
(3) 国内の技術取引会社	①	②	③
(4) 海外の技術取引会社	①	②	③

34. (技術取引機関などに業務を依頼した場合) 費用の主要支払方法

(□直近3年間、該当欄に√を記入)

- ①調査/マーケティング費用など活動費(前金)+成功報酬(定額)
- ②調査/マーケティング費用など活動費(前金)+成功報酬(技術移転収益などに基づく定率)
- ③成功報酬(定額)
- ④成功報酬(技術移転収益などに基づく定率)
- ⑤その他

35. 技術取引システムの利用度 (□直近3年間、該当欄に√を記入)

		利用 しない	利用度 低い←中間→高い				
			①	②	③	④	⑤
(1) 国内のオンライン取引システム/DB	IP-Market (国家知的財産取引プラットフォーム)、NTB、未来技術広場、Tech Bridge など	①	②	③	④	⑤	
(2) 国内のオフライン取引システム	特許技術移転の説明会、公共技術移転ロードショー、インタービースなど	①	②	③	④	⑤	
(3) 海外のオンライン取引システム/DB	yet2.com nttc.edu、CITTC など	①	②	③	④	⑤	
(4) 海外のオフライン取引システム	TechConnect World、企業ヨーロッパネットワーク(EEN) など	①	②	③	④	⑤	

最後まで質問にお答え頂き、誠にありがとうございました。



## 知的財産活動調査表 (大学及び公共研究機関用)

ID 

--	--	--	--

承認番号  
第 133002 号

### <調査概要>

本調査は知識財産基本法第 31 条、発明振興法第 20 条の 6 及び同法施行令第 8 の 5 に基づき、韓国企業及び大学・公共（研）の知的財産活動などについての実態調査です。すなわち、企業及び大学・公共（研）の知的財産活動の状況について把握することで競争力の強化に役立つ課題を発掘し、知的財産政策の策定に反映して企業及び大学・公共（研）において効果的な知的財産活動が行えるよう支援することが目的で、特許庁と韓国知識財産研究院が共同で実施しています。

本調査は統計法第 18 条に基づく国家承認統計（承認番号第 138002 号）であり、調査表に記載された内容は統計法第 33 条に基づいて秘密が保護されます。本調査の要約結果は後日、回答いただいた企業及び公共研究機関のご担当者へ E-mail で送付する予定です。本調査にご協力頂き、ありがとうございます。

### <お問い合わせ>

韓国知識財産研究院 (KIIP) イム・ヒョジョン副研究委員  
コリアデータネットワーク (KDN) 電話：02-2183-9134

### <発送方法>

調査表は E-mail・ファックス・郵便で発送可  
文書様式は韓国知識財産研究院ウェブサイト (<http://www.kiip.re.kr>) からダウンロードできます。

### <送付先>

E-mail：kdn21@kdn21.co.kr  
ファックス：02-548-5144  
住所：061136 ソウル市江南区奉恩寺路 30 ギル 56KDN ビル

機関名		機関所在地(市/郡単位)	
回答者氏名		部署/職位	
回答者連絡先		回答者 E-mail	

## I. 機関の一般事項及び知的財産インフラ

### ■機関の一般事項

#### 1. 研究開発人材及び費用（□2019年時点、該当欄に数字を記入）

研究開発（R&D）人材*	全体	人
	男性	人
	女性	人
研究開発（R&D）費*	政府から受けた研究開発費	億ウォン
	企業から受けた研究開発費	億ウォン
	独自負担の研究開発費	億ウォン

※**研究開発人材**とは、学士以上の学位所持者、又は同等以上の専門知識を持ち、科学技術、産業技術などの研究開発活動に従事している人材を意味し、技能職従事者、臨時職、管理職従事者は除く。「科学技術研究開発活動調査」に回答した場合は「研究開発人材」項目の「研究員数」を参考にして研究開発人材数を記入

※※**研究開発費**は新たな技術、製品を開発したり既存の知識を用いて新たな方法を発見するために行なわれた調査・研究活動に支出された費用で間接費は除く。「科学技術研究開発活動調査」に回答した場合は「科学技術研究開発活動調査表」の「研究開発費」項目を参考にして記入

### ■知的財産\*担当組織及び人材

※**知的財産**とは、人間による創造的活動の産物を総称する用語で、産業財産権（特許、実用新案など）、著作権、新知的財産権（営業秘密、半導体配置設計など）及び権利化されていないアイデア、ノウハウなどをすべて含む。

※**産業財産権**とは、産業上利用価値を持つ発明などに関する権利で、特許権、実用新案権、デザイン権、商標権を含む。

※※**特許権**とは、産業財産権の中と最も高度な技術性を持つもので、基本的に産業上の利用可能性、新規性、進歩性の三つの要件に基づいて登録できる。

※※**実用新案権**とは、既存の物品を改良して実用性と有用性を高めた考案に対して出願して与えられる権利を意味する。

※※**デザイン権**とは、産業的物品又は製品の独創的で装飾的な外観形状を保護するために、登録を通して許諾される権利を意味し、技術に関係なく物品の美的外観について視覚的観点から把握されるものを意味する。

※※**商標権**とは、生産者又は商人が商標を特許庁に出願して登録することで、指定商品への登録商標の独占的な使用を可能にする権利を意味する。

※**著作権**とは、作者が自らの著作物を独占的に利用したりこれを他人に許諾できる人格的、財産的権利を意味する。

※**新知的財産権**とは、経済・社会又は文化の変化や科学技術の発展に伴い新分野で出現する知的財産（知識財産基本法第3条の2）で、伝統的な知的財産権の範疇では保護が難しいコンピュータプログラム、遺伝子組み換え動植物、半導体の設計、インターネット、キャラクター産業などに関連した権利を意味する。

2. 知的財産担当組織及び人材<sup>※</sup>の保有有無（□回答時基準、該当欄に√を記入）

区別	なし	あり	組織及び人材の形態
(1) 知的財産担当組織	①	② 担当組織名 ( )	R&D 企画・管理組織や産学協力団体にある ③
			一般行政組織内 ④
(2) 知的財産担当人材	①	②	専門担当人材 <sup>**</sup> のみ保有 ③
			専門担当人材及び兼任人材 <sup>***</sup> 保有 ④
			兼任人材のみ保有 ⑤

※※**知的財産専門担当人材**: 知的財産関連業務のみを専門的に行う人材

※※※**知的財産兼任人材**: その他部署の業務（例: 総務、人事、R&D 企画）を行いながら知的財産関連業務を兼任する人材で、知的財産業務の比重を考慮した全日労働従事者数 (Full Time Equivalent, FTE) 基準で回答

3. 知的財産担当人材の状況（□回答時基準、該当欄に数字を記入）

	専門担当人材	兼任人材 (FTE 基準) *
(1) 全体知的財産担当人材の数	人	人
(2) 知的財産担当人材のうち弁理士の数	人	人

※ **知的財産兼任人材の場合**、その他部署の業務（例: 総務、人事、R&D 企画）を行いながら知的財産関連業務を兼任する人材で、**知的財産業務の割合を考慮した全日労働従事者数 (Full Time Equivalent, FTE) 基準で回答**

4. 知的財産担当人材（兼任人材を含む）の主要業務（□回答時基準、該当欄に√を記入）

遂行業務	遂行した	遂行しない
(1) 産業財産権の出願/登録/維持	①	②
(2) 知的財産関連の紛争/訴訟	①	②
(3) ライセンスなど知的財産の活用	①	②
(4) 知的財産の評価/分析/審査	①	②
(5) 特許分析による研究開発の戦略策定	①	②
(6) 知的財産関連教育	①	②

5. 知的財産専門担当人材に対する需要及び採用計画（□回答時基準、該当欄に√を記入）

	知的財産専門担当人材* 基準
(1) (需要) 補充が必要な人数	人
(2) (採用計画) <sup>**</sup> 今後 1 年間以内に採用予定人数	人

※人材に対する需要は知的財産業務を専門担当とする人材を基準に回答

※※機関の需要と違い、**人材採用は予算などにより変わる**ことを考慮し、「採用人数」は「需要人数」を超えないように記入

■知的財産担当人材への職務教育

6. 知的財産担当人材に対する職務教育の状況（□2019年時点、該当欄にVを記入）

職務教育を実施している		していない
機関内で独自に	外部機関を通じて	
1	2	3

7. 知的財産担当人材向けの職務教育の実施を希望する場合、主に扱うべき教育内容（回答時基準、該当するものすべてにVを記入）

- |                              |                    |
|------------------------------|--------------------|
| ①特許制度                        | ②特許明細書の作成方法        |
| ③特許情報の検索                     | ④特許紛争（訴訟）          |
| ⑤特許情報の分析方法（特許マップ）            | ⑥特許のライセンスング（技術事業化） |
| ⑦海外での特許出願及び訴訟                | ⑧営業秘密の保護           |
| ⑨その他（                      ） |                    |

8. 知的財産専門担当人材のスキルアップのために政府が今後推進すべき課題

（□回答時基準、1つだけにVを記入）

- ①大学に特許関連の教育課程及び学科を開設
- ②企業を対象とした実務中心の教育課程の構成及び教材開発
- ③企業の特許教育を担当する専門講師の育成
- ④新たな知的財産人材の育成
- ⑤既存人材向けの再教育プログラムの提供
- ⑥知的財産関連のコンサルティング又は相談受付
- ⑦その他（                      ）

■知的財産関連の支出状況

9. 産業財産権の出願・審査・維持費用

（□2019年又は□会計年度基準、弁理士費用を含む。該当欄に数字を記入）

		国内出願	海外出願（PCT出願含む）
出願・審査費用*		（万ウォン）	（万ウォン）
→	特許/実用新案権の出願・審査費用	%	%
維持費用**		（万ウォン）	（万ウォン）
→	特許/実用新案権の維持費用	%	%

※出願・審査費用は産業財産権の出願手数料、審査請求料、弁理士費用、決定系審判（特許出願に対する拒絶決定など審査官の処分不服として請求する審判）に必要とされる費用などを含む金額である。

※※維持費用は産業財産権の登録と権利維持に必要とされる金額で、登録料と年次料を含む金額である。



10. 国内の知的財産サービス\*の活用状況

(□2019年又は会計年度基準、該当欄に√を記入し金額を入力)

利用有無	分野**	説明	支出額 (なければ0記入)	
利用している	①	(1) 知的財産の法律代理	知的財産の出願・登録・更新・紛争・訴訟の代理、費用管理、信託、技術料及びブランド保護の管理など	入力不要 (9番の質問項目合計)
		(2) 知的財産の評価、賃貸及び仲介	知的財産の価値評価、取引のための仲介・斡旋・事業化支援など	万ウォン
		(3) 知的財産情報サービス	知的財産関連の通訳・翻訳、情報調査・資料処理(先行技術及び技術動向を含む)、知的財産管理システム/DB構築及び運営代行など	万ウォン
		(4) 知的財産コンサルティング・教育及び広報	知的財産に関するコンサルティング・教育及び広報	万ウォン
		(5) 知的財産金融・保険	知的財産担保融資など金融・保険	万ウォン
		(6) 知的財産の創出支援及び出版、施設運営	知的財産関連の印刷物の出版・複製(例示:記録媒体複製業)、提供施設の運営(例示:博物館、図書館)など	万ウォン
利用していない	利用していない理由(複数回答可)			
	②	内部の人材で十分に当該の業務遂行が可能		
	③	必要性は認識しているが、どの機関を利用すべきか分からない		
	④	知的財産サービスの費用が高い		
	⑤	知的財産サービス提供機関の品質を信頼できない		
	⑥	知的財産サービス提供機関の情報セキュリティーを信頼できない		
	⑦	その他( )		

※知的財産(IP)サービスとは、知的財産の創出、保護、活用などを支援する専門サービスのことで、情報の調査・分析、技術移転・取引、翻訳、コンサルティングなどの事業  
 ※※知的財産サービスの分野は知的財産サービス産業特殊分類体系を準用

11. 知的財産サービス提供機関ごとの利用割合

(□2019年時点、該当欄に数値を入力)

区別	利用割合
(1) 企業(弁理士事務所を除く知的財産サービス専門企業)	%
(2) 弁理士事務所	%
(3) 公共機関(韓国特許情報院、韓国発明振興会、韓国特許戦略開発院、技術保証基金など)	%
合計	100 %

■（大学のみ回答）知的財産関連教育の状況

12. 知的財産関連講座の開設有無及び状況

（□2019年時点、該当欄に√を記入し、数値を入力）

開設		講座開設の状況	
開設されている	①	(1) 開設講座数	講座
		(2) 受講生の合計	人
		(3) 講師状況	1 専門担当教員を保有 2 専門担当教員なし
開設されていない	②		

## II. 知的財産主要活動及び成果

### ■産業財産権の出願・登録状況

13. 産業財産権の海外出願/登録実績（□2019年時点、該当欄に数字を記入）

		特許権 海外出願/登録	デザイン権 海外出願/登録	商標権 海外出願/登録
出願 件数	個別国家 <sup>※</sup> 出願	(件)	(件)	(件)
	PCT <sup>***</sup> 出願	(件)		
登録件数 <sup>※</sup>		(件)	(件)	(件)

※同一の産業財産権を多数の国へ個別に出願又は登録する場合にはすべて合算して記入してください。例えば、Aという特許を米国、日本、ドイツに出願する場合、出願件数を1ではなく3と記入してください。

※※ただし、PCT出願の場合、出願書に記載された指定国の数と関係なく1件と記入してください。

14. 産業財産権の国内出願増減に及ぼす要因（□回答時点基準、該当欄にVを記入）

主要産業財産権の国内出願増減に及ぼす主要要因		重要度 低い←中間→高い				
企業の 内部的 要因	① 研究開発の投資増減に伴う研究成果の変化	1	2	3	4	5
	② 機関の産業財産権戦略の変化（量、又は品質中心の産業財産権の出願戦略、維持費用に対する収益性戦略の変化など）	1	2	3	4	5
	③ 産業財産権に対する成果評価の比重の変化、又は評価方法の変化（論文などその他の成果に対する産業財産権の実績評価の比重の拡大や縮小、量的成果評価を控え、質的成果評価を目指すなど）	1	2	3	4	5
外部の 環境的 要因	④ 市場及び技術競争環境の変化（市場の拡大や縮小、新技術や新市場の出現など）	1	2	3	4	5
	⑤ 国内及び世界景気の変動（国内総生産の増減、物価及び為替レートの変化、世界金融危機など）	1	2	3	4	5
	⑥ 産業財産権の出願環境改善及び支援制度の強化（出願手数料の減免、手続きの簡素化、産業財産権の創出支援制度など）	1	2	3	4	5

### ■職務発明への補償

※**職務発明**: 従業員（法人の役員を含む）がその職務に関係して発明したものが、性質上使用者・法人の業務範囲に属し、その発明を生んだ行為が従業員の現在又は過去の職務に属している発明（特許、実用新案、デザイン）

※**職務発明補償制度**: 従業員は職務発明に対して、特許などを受ける権利や特許権などを契約や勤務規定に基づいて使用者・法人に継承させたり専用実施権を設定した場合には、正当な補償を受ける権利を有すると定めた制度（発明振興法）

15. 職務発明補償の実施有無（□補償規定を基準、該当欄にすべて√を記入）

	金銭的補償	非金銭的補償 (昇進、成果の評価を反映)	実施していない
(1) 発明申告/出願/登録補償*	①	②	③
(2) 実施/処分補償**	①	②	③

※発明申告/出願/登録補償:発明申告、出願、登録など個別手続きが完了した職務発明を対象に支給する補償

※※実施/処分補償:職務発明を発明者が属する会社で利用したり(自社実施)、ライセンス契約などにより、他の企業に移転したり(他社実施)、売却などで処分し(処分)収入が発生した場合に支給する補償

16. 職務発明に対する非金銭的補償（業績評価など）（□2019年時点、該当欄に√を記入）

	業績評価などに反映	業績評価などに反映しない
(1) 特許など産業財産権の国内出願	①	②
(2) 特許など産業財産権の海外出願	①	②
(3) 特許など産業財産権の国内登録	①	②
(4) 特許など産業財産権の海外登録	①	②
(5) 産業財産権の移転や売却による技術料の収入発生	①	②

17. 支給された職務発明関連の補償費用\*

（□2019年又は□会計年度基準、該当欄に数字を記入）

	補償費用*	支給人数)	支給件数**
(1) 発明申告/出願/登録補償	(万ウォン)	人	件
(2) 実施/処分補償	(万ウォン)	人	件

※職務発明の補償費用とは、回答機関が定めた補償制度に基づいて発明者や創作者などに支給した補償金

※※支給件数とは、当該期間に職務発明関連補償費用が支給された権利の全体件数を意味する。

■知的財産<sup>※</sup>移転<sup>※※</sup>状況

※知的財産とは、産業財産権（特許、実用新案、商標、デザイン）、著作権、新知的財産権（営業秘密、半導体配置設計など）、ノウハウなどすべてを含む。

18. 知的財産移転<sup>※</sup>類型による実績（□2019年時点、該当欄に数字を記入）

		国内で 売却又は移転	海外に 売却又は移転
企業などに移転した知的財産件数（A=B+C+D）		件 （うち特許は 件）	件 （うち特許は 件）
→	（共同又は委託研究開発契約など）研究開発契約に技術移転義務条項（強制実施）が含まれ、移転又は売却された知的財産の件数（B）	件 （うち特許は 件）	件 （うち特許は 件）
	権利行使に制約のない 独自に保有する知的財産の	移転（licensing-out） 件数（C）	件 （うち特許は 件）
		売却（sale）件数（D）	件 （うち特許は 件）

19. 知的財産の有償実施許与、又は売買契約の成果

（□2019年時点又は□会計年度基準、該当欄に数字を記入）

契約対象	移転（譲渡）	通常実施	専用実施
(1) 国内企業	（万ウォン）	（万ウォン）	（万ウォン）
(2) 海外企業	（万ウォン）	（万ウォン）	（万ウォン）

20. 保有中の国内外の登録産業財産権<sup>※</sup>の活用状況（□回答時基準、該当欄に数字を記入）

	特許権 <sup>※</sup>		デザイン権 <sup>※</sup>
	国内	国外	
権利の保有件数 <sup>※※</sup> （A=B+C）	件	件	件
→	活用件数（B） <sup>※※※</sup>	件	件
	このうち経済的収益が発生した権利件数 <sup>※※※※</sup>	件	件
	未活用件数（C）	件	件

※国内及び海外に「登録され有効な」特許権、実用新案権、デザイン権、商標権を対象にする。

※※「権利保有件数」には現在（回答時点）を基準に登録され（取消、無効、放棄などにより権利が消滅されず）権利が維持されている合計件数を記入

※※※「活用件数」には外部機関に移転（ライセンス）、ラボや研究員による起業、子会社（技術出資会社、研究所企業など）に現物出資、企業と共同研究による共同出願などで活用されている権利件数をすべて考慮して記入

※※※※「経済的収益が発生した権利件数」には、活用中の権利件数のうち、企業などに移転されたりラボや研究員による起業などに活用している産業財産権の中で、これを通じて経済的収益（技術料の収入、売上高など）が発生した権利の件数を記入（活用件数より大きくならない）

21. 保有している出願及び登録の産業財産権を活用した R&D 遂行及び認証獲得の有無

(□2019 年又は□会計年度基準、該当欄にすべて V を記入)

※産業財産権は各種 R&D 事業及び主要認証を獲得するにあたり基盤根拠となり、本質問事項では貴機関が **国家及び民間の R&D 事業の受注時 (提案書作成など)、各種認証獲得のための申請時**に出願及び登録の **産業財産権を活用した事例**をすべて含む。

(1) 産業財産権を 活用した R&D 受注の 有無	R&D の受注に産業財産権を活用した経験あり		活用経験なし		
	政府 R&D に活用	民間 R&D に活用			
	①	②	③		
(2) 産業財産権を 活用した主要 な認証獲得の 有無	主要な認証獲得に産業財産権を活用した経験あり				活用経験 なし
	NET 認証* 獲得	NEP 認証** 獲得	世界一流商品 認証***獲得	その他 認証獲得	
	①	②	③	④ ( )	⑤

※NET (New Excellent Technology) 認証とは、技術標準院及び韓国産業技術振興協会が運営主体となり、新技術を早期発掘して優秀性を認証することで新技術の商用化及び取引を促進し、初期に市場へ進出する基盤を整えることを目的に設けられた認証制度

※※NEP (New Excellent Product) 認証とは、技術標準院が運営主体となり、国内で最初に開発された技術、又はこれに準ずる代替技術を適用した製品を認証することで、製品の初期販路開拓を支援し、技術開発を促進することを目的に設けられた制度

※※※世界一流商品認証とは、産業資源通商部が運営主体となり、韓国国籍の企業が生産する製品で一定の条件を満たす商品のうち、産業資源通商部長官が「現在世界一流商品」又は「次世代世界一流商品」に認定した商品を意味する。

■知的財産管理に対する政策需要

22. 現在、国内の知的財産の保護水準\*に対する意見

(□回答時点基準、該当欄に V を記入)

大幅な緩和が必要	漸進的緩和が必要	現水準が適正	漸進的強化が必要	大幅な強化が必要
①	②	③	④	⑤

※知的財産の保護水準とは、特許制度のように知的財産に権利を付与するシステムの効率性と、知的財産権が他人に侵害された時に対抗できる行政的、司法的措置がどれだけあるかを意味する。

23. 国内企業及び公共研究機関による効果的な知的財産の管理・保護支援のための政策支援（□回答時点基準、該当欄に✓を記入）

	政府政策の必要性 低い←中間→高い				
	①	②	③	④	⑤
(1) 企業と国民の認識向上のための教育、広報の強化	①	②	③	④	⑤
(2) 知的財産侵害に対する民事損害賠償額の増額	①	②	③	④	⑤
(3) 知的財産侵害に対する刑事処罰の強化	①	②	③	④	⑤
(4) 中小企業向けのコンサルティング、法律相談など政府支援事業の強化	①	②	③	④	⑤
(5) 調停、仲裁など安価で簡素な代替的紛争解決制度の活性化	①	②	③	④	⑤
(6) その他（ ）	①	②	③	④	⑤

24. 知的財産の活用（移転、又は事業化）時の隘路事項

（回答時点基準、該当欄に✓を記入）

- ①事業化に必要な後続研究開発及び資金不足
- ②技術移転・事業化の専門人材不足
- ③需要機関の発掘が困難（自社マーケティング力の不足、又は技術仲介機関の能力不足）
- ④技術料の算定が困難（信頼できる評価機関の少なさ）
- ④セキュリティ上の問題で取引を進めることが困難（模倣品の登場など、紛争の恐れ）
- ⑤その他（ ）

### Ⅲ. 特許基盤の知的財産活動

※該当部分の調査項目は「特許における特異事項」について、より明確に把握するためのもので、**直近2年間（2017-2018年）で特許、実用新案を2件以上出願した企業は必須的に回答してください。**

#### ■主要知的財産活動の遂行状況

25. R&D 段階別の知的財産関連活動の遂行状況（□2019年時点、該当欄にVを記入）

R&D 段階	知的財産関連の 主要活動	遂行の有無	遂行人材 (該当欄にすべてVを記入)	
			内部	外部
(1) R&D 企画 及び遂行	先行特許（技術） 調査*	遂行 ① 未遂行②	知的財産担当人材 ③ R&D 人材 ④ その他（企画など）人材 ⑤	弁理士事務所 ⑥ 専門調査/評価機関 ⑦
(2) 成果創出	発明審議** (出願前の審査)	遂行 ① 未遂行②	知的財産担当人材 ③ R&D 人材 ④ その他（企画など）人材 ⑤	弁理士事務所 ⑥ 専門調査/評価機関 ⑦
(3) 成果管理	保有する 知的財産権に 対する実態調査***	遂行 ① 未遂行②	知的財産担当人材 ③ R&D 人材 ④ その他（企画など）人材 ⑤	弁理士事務所 ⑥ 専門調査/評価機関 ⑦

※**先行特許（技術）調査**とは、新技術の開発などのための研究開発（R&D）活動の前に、特許 DB などを活用して開発する技術に対する先行技術、又は当該技術と同一であるか、類似した特許が存在していないかなどについて調査すること。機関レベルで行う先行技術調査活動及び研究者レベルで行う先行技術調査活動をすねて含む。

※※**発明審議（出願前の審査）**とは、提出された発明申告書について産業財産権出願などの前に職務発明委員会などを通じて発明の評価、継承可否、出願可否、審査請求可否などを決定することを意味する。

※※※**保有する知的財産権に対する実態調査**とは、特許などを維持/放棄決定、事業化有望技術及び移転対象技術などを発掘するために保有する知的財産権の価値を把握すること

26. 機関レベルの特許（技術）情報調査への支援の有無

（□2019年時点、該当するものすべてにVを記入）

- ① 機関の主要研究分野に対する各国の特許情報、技術動向などを調査して特許マップを構築し、研究者に提供
- ② （研究者からの要請がある場合）開発したい技術の動向や類似した特許が存在するかどうかを調査し、研究者に提供
- ③ 研究者に技術動向や先行特許（技術）調査のための費用を支援
- ④ 特に支援していない



27. 発明申告（Invention disclosure）件数に対する特許など産業財産権の出願比率  
 （□2019年時点、該当欄に数値を記入）

発明申告（Invention disclosure）の件数	(1) + (2) + (3) 件
(1) 産業財産権の出願など公式的な権利保護手続きを実施。	件
(2) (営業秘密として維持するなど) 非公式的な権利保護手続きを実施	件
(3) (経済性、技術性不足などの理由で) 出願を保留又は放棄	件

■技術取引機関、技術マーケティング企業との協力

28. 直近3年間、技術取引や技術マーケティングのために国内外の企業、技術取引機関などに業務依頼や業務提携を締結したことがあるかについて  
 （□2017-2019年時点、該当欄にVを記入）

	業務提携締結	業務依頼	依頼しない
(1) 国内企業	①	②	③
(2) 国内の公共機関（地域技術移転センター、韓国産業技術振興院、韓国発明振興会など）	①	②	③
(3) 国内の技術取引会社	①	②	③
(4) 海外の技術取引会社	①	②	③

29. (技術取引機関などに業務を依頼した場合) 費用の主要支払方法  
 （□直近3年間、該当欄にVを記入）

- ①調査/マーケティング費用など活動費（前金）+成功報酬（定額）
- ②調査/マーケティング費用など活動費（前金）+成功報酬（技術移転収益などに基づく定率）
- ③成功報酬（定額）
- ④成功報酬（技術移転収益などに基づく定率）
- ⑤その他

30. 技術取引システムの活用度（□直近3年間、該当欄に√を記入）

区別	例	利用 しない	活用度 低い←中間→高い				
			①	②	③	④	⑤
(1) 国内のオンライン取引システム/DB	IP-Market（国家知的財産取引プラットフォーム）、NTB、未来技術広場、Tech Bridge など	①	②	③	④	⑤	
(2) 国内のオフライン取引システム	特許技術移転の説明会、公共技術移転ロードショー、インターベースなど	①	②	③	④	⑤	
(3) 海外のオンライン取引システム/DB	yet2.com nttc.edu, CITTC など	①	②	③	④	⑤	
(4) 海外のオフライン取引システム	TechConnect World、企業ヨーロッパネットワーク（EEN）など	①	②	③	④	⑤	

最後まで質問にお答え頂き、誠にありがとうございました。

研究陣	研究責任者：イム・ヒョジョン	韓国知識財産研究院	副研究委員
	研究参加者：カン・キョンナム	韓国知識財産研究院	研究委員
	キム・ヘジョン	韓国知識財産研究院	専任研究員
諮問	ハン・グンシク	韓神大学校	教授
調査担当	キム・ヒョンイル	(株) コリアデータネットワーク	チーム長
	ユン・チャンヨン	(株) コリアデータネットワーク	研究員

#### 2020年度知的財産活動実態調査

発行日	2020年12月
発行	特許庁長 キム・ヨンレ
発行元	特許庁産業財産政策課 ( <a href="http://www.kipo.go.kr">www.kipo.go.kr</a> )
住所	大田市西区庁舎路189 政府大田庁舎4棟 042) 481 - 5154